

官報  
號外

平成二十七年六月二日

○議長(大島理森君) 午後一時二分開議 これ

○第一回  
國會議院會議錄 第三十號

平成二十七年六月一日(火曜日) 日程第五特許法等の一部を改正する法律案(内閣提出)

（内閣提出）  
日程第五 特許法等の一部を改正する法律案

議事日程 第二十三号

第二十三号

平成二十七年六月二日

第一 地域の自主性及び自立性を高めるための  
改革の進捗を図るところの関係法規の整備

改革の推進を図るための閣僚法律案の準備に関する法律案(内閣提出)  
地域再生法の一部を改正する法律案(内

### 第三 国家戦略特別区閣提出(案)及び構造改革特別区

第三  
第四  
国家軍隊特別法並びに地方防護團特別法に  
域法の一部を改正する法律案(内閣提出)  
を本文下に示す。一九二〇年三月廿三日

## 第四 学校教育法等の一部を改正する法律案 (内閣提出)

## 第五 特許法等の一部を改正する法律案(内閣提出)

○本日の会議に付した案件

日程第一 地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律案(内閣提出)

## 日程第二 地域再生法の一部を改正する法律案

內閣提出

日程第三  
別区域法の一部を改正する法律案(内閣提出)  
日程第四  
学校教育法等の一部を改正する法律案(内閣提出)

平成二十七年六月二日 衆議院会議録第三十号

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律案外二案

○議長（大島理森君）　これより会議を開きます。

日程第一　地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律案（内閣提出）

日程第二　地域再生法の一部を改正する法律案（内閣提出）

日程第三　国家戦略特別区域法及び構造改革特別区域法の一部を改正する法律案（内閣提出）

○議長（大島理森君）　日程第一、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律案、日程第二、地域再生法の一部を改正する法律案、日程第三、国家戦略特別区域法及び構造改革特別区域法の一部を改正する法律案、右三案を一括して議題といたします。

委員長の報告を求めます。地方創生に関する特別委員長鳩山邦夫君。

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律案及び同報告書

地域再生法の一部を改正する法律案及び同報告書

国家戦略特別区域法及び構造改革特別区域法の一部を改正する法律案及び同報告書

〔本号末尾に掲載〕

○鳩山邦夫君　ただいま議題となりました三法律について、地方創生に関する特別委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

まず、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律案について、地方創生に関する特別委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

まず、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律案について、地方創生に関する特別委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

法律案は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革を総合的に推進するため、地方公共団体等の提案等を踏まえ、国から地方公共団体または都道府県から指定都市等への事務、権限の移譲等を行おうとするものであります。

次に、地域再生法の一部を改正する法律案は、地域の活力の再生を総合的かつ効果的に推進するため、認定地域再生計画に基づく事業に対する特別の措置として、地方活力向上地域特定業務施設整備計画の作成及びこれに基づく課税の特例を追加する等の措置を講じようとするものであります。

次に、国家戦略特別区域法及び構造改革特別区域法の一部を改正する法律案は、産業の国際競争力の強化等に関する施策の総合的かつ集中的な推進を図るため、学校教育法等の特例措置その他の国家戦略特別区域に係る法律の特例に関する措置の追加等を行うとともに、経済社会の構造改革等を図るために、道路整備特別措置法等の特例措置その他の構造改革特別区域に係る法律の特例に関する措置を追加しようとするものであります。

以上の三法律案は、去る四月二十四日、本会議において趣旨説明及び質疑が行われ、本委員会に付託されました。

委員会におきましては、同日石破国務大臣から提案理由の説明を聴取した後、五月十五日から質疑に入り、二十九日には三法律案について参考人からの意見聴取を行うなど慎重に審査を行い、同日質疑を終局いたしました。

質疑終局後、地域再生法改正案に対して維新の党提案による修正案が、国家戦略特区法等改正案に対して民主党・無所属クラブ提案による修正案がそれぞれ提出され、両修正案の趣旨の説明を聽取いたしました。

次いで、三法律案及び両修正案を一括して討論を行い、順次採決いたしましたところ、両修正案はいずれも賛成少数をもって否決され、三法律案

はいざれも賛成多數をもつて原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(大島理森君) 三案につき討論の通告がります。順次これを許します。篠原豪君。

(篠原豪君登壇)

○篠原豪君 維新の党の篠原豪でございます。

私は、維新の党を代表して、ただいま議題となりました地域改革推進整備法案及び国家戦略特区法改正案については賛成をいたします。一方、地域再生法の一部を改正する法律案には反対し、以下、同法案について、反対の立場から討論をいたします。(拍手)

初めに、歴史上例を見ない少子高齢化、急激な人口減少、地方の衰退に対し、我が国がどのような国づくりを行い、引き継いでいくのか、政府、国会には重い課題が課せられております。安倍政権が地方創生を内閣の重要課題と位置づけ、この問題に正面から取り組もうとされていることには評価をいたします。

企業の地方拠点強化、地方創生のために重要な役割を果たすためのものにもかかわらず、大きな問題を抱えていると考えております。

以下、反対の理由を申し上げます。

本改正案では、産業や人口の集中が進んだ地域を集中地域、それ以外の地域で、国が活力向上を目指す地域を地方活力向上地域と呼んでいます。そして、企業が、特に東京二十三区からこの地方活力向上地域に移転し、移っていく事業等については、オフィス減税、雇用減税等の税制上の優遇措置をとることとしています。

地域の指定のあり方にあります。どちらも政令で定めることになつております。具体的な理由として、まず、集中地域については、現時点では、いわゆる三大都市圏の一部が想定されています。つまり、東京二十三区から、横浜、大阪、京都、神戸、名古屋、あるいはその周辺の一部に企業がオフィス等を移転しても、税制上の優遇措置の対象となりません。この方針は、地方創生の長期ビジョンや総合戦略と本当に整合性がとれているのでしょうか。

政府の長期ビジョンでは、人口問題に対する基本認識として、東京圏には過度に人口が集中しており、今後も東京圏への人口流入が続く可能性が高いとして、東京圏への人口の集中が日本全体の人口減少に結びついていると、数字上の根拠を挙げ、断言しております。

また、政府の総合戦略でも、基本的な考え方として、東京一極集中の是正を掲げています。

しかるに、この制度では、企業が東京から横浜へ、名古屋へ、大阪へ、神戸へ移転しても、税制上の支援はしないということです。

政府は、東京への集中は正が最優先と本当に考えているのでしょうか。本法案の税制優遇措置のあり方は、政府自身の地方創生の方針にかなうのかさえ疑問を感じます。

そもそも、大都市から地方へ企業が移転すべきだという発想だけで、日本は今後の厳しい国際競争に勝てるのでしょうか。魅力的な国際都市を東京以外にも日本につくるべきではないか。

また、集中地域の政令による指定に当たつては、具体的には、首都圏整備法、近畿圏整備法、中部圏整備法、この三つの法律で規定されている地域を参考することです。しかし、この法律は、それぞれ、昭和三十一年、三十八年、そして四十一年の制定であり、太平洋ベルト地帯といなっています。

最大の問題点は、この集中地域と地域活力向上

展していった高度成長期にできた古色蒼然たる法律です。

その後、バブル経済の発生と崩壊、経済のグローバリゼーションを経て、東京一極集中が進むばかりとなつて現実に、この地域指定方法では到底考えられないというふうに考えております。

客観的な基準についての欠如も問題です。

社会保障・人口問題研究所の二〇四〇年時点の人口推計によれば、先ほどの基準で今回支援対象外となる大都市でも、対象地域以上の人口減少が見込まれている例があります。

西暦二〇一〇年の人口を一〇〇としたとき、例えば、二〇四〇年の大阪市の指數は八六・〇、京都市は八六・九です。一方、札幌市は八九・四、金沢市は九〇・二、大津市は九六・七、広島市は九三・一、福岡市は九八・三にもなっています。こうした逆転現象は幾らでもあり、例えば東京二十三区の中では、葛飾区は八〇・八、足立区は七八・七となっています。

つまり、集中地域の指定に当たっては、各市町村の人口減少率等の客観的な指標をもとにするのではなく、高度経済成長時代の法律で漫然と決めようとした矛盾が露呈しています。

指定都市市長会が、地方拠点強化税制で一部の指定都市が対象から外れているとして批判しているのも道理です。

そればかりか、法案としてまとめる過程で、支援対象から外れる地域の首長からヒアリングを行う等の対応すらしておりません。

結局、企業が人口減少率が大きな地域から小さな地域に移転する場合にも税制優遇を与えかねない問題が残ります。

次に、支援対象となる地域活力向上地域についても、政府の方針が見えません。

地域活力向上地域がどこなのか。法案には、集中地域以外とは書かれていますが、それ以外の

この法案の優遇税制は、どの地方のどのような都市にどのような産業が発展することを見据えた政策なのでしょうか。

このことに対し、地方創生特別委員会で、我が党の小熊議員の質問に石破大臣は、三大都市圏以外の本当の地方、地方らしい地方とのお答えはいたしましたが、具体的な基準が示されなかつたことは残念だというふうに考えております。

結局は、三大都市圏以外の各自治体にひとしくよい顔をしよう、という発想にさえ見えるという声が上がっています。言いかえれば、めり張りが不十分で、過去数十年繰り返されてきた地域政策の失敗を踏まえていないのではないかでしょうか。

そして、政策の成果目標の設定にも問題があると考えます。

地方拠点強化の成果目標、いわゆるKPIは、あと五年で本社機能の移転等の件数を七千五百件ふやし、地方拠点で雇用者数を四万人ふやし、若干年正規雇用の割合を他の世代と同水準にするとのことです。

しかし、この政策で重要なのは、一時的に企業移転や雇用がふえることではなく、中長期的に移転企業が定着をして、その地方全体が成長していく結果として人口がふえていくことではないでしょうか。

かかるに、移転企業の収益や移転地域全体への経済効果、例えば県民総生産や県民所得等も、これは目標となつていません。現在の目標設定では、人口減少問題や東京一極集中の解消という最終目標に大きな効果は望めないというふうに考えます。

最後に、行政改革からも一点指摘をさせていただきます。

この制度での本社移転の際の借入では、独立行政法人中小企業基盤整備機構の債務保証を利用できるというふうになつています。

この制度、平成二十六年一月に廃止された産業活力法の債務保証制度に類似のものです。産活法

での業務がなくなった途端、早速、地域再生法での業務に衣がえをし、独法の仕事を温存しているという側面は、果たして本当でないのでしょうか。各地の信用保証協会を初め、同様の業務を行える機関はほかにあるのではないかでしょうか。

政府は、本法案の企業の地方拠点強化税制について、地域指定の方針を再検討の上明確化し、成果目標と政策手段も見直すべきだというふうに考えております。

以上の論議をもつて、私たちは、地域改革推進整備法案及び国家戦略特区法改正案については賛成をさせていただきたいとの、地域再生法の一部を改正する法律案につきましては反対することを表明させていただきます。(拍手)

○議長(大島理森君) 田村貴昭君。

〔田村貴昭君登壇〕

○田村貴昭君 私は、日本共産党を代表して、地方創生関連三法案に対する反対討論を行います。(拍手)

今、地方の再生にとって必要なことは、農業、中小企業を切り捨て、市町村合併などによつて地方政府活力と魅力を奪い、東京一極集中を進めてきた自民党政治への総括であります。ところが、反省は全くありません。

大資本家と大企業のみに恩恵をもたらし、地方の繁栄とは無縁のアベノミクス路線は、直ちに改めるべきです。

今回の法案は、財界や大企業が主導して策定した骨太方針や日本再興戦略改訂版、規制改革実施計画を実現するため、選択と集約による地方構造改革を行おうとするものであり、地方版総合戦略と長期ビジョンの策定はその具体化であります。安倍内閣が全国の地方自治体にその策定を押しつけ、国の支援と財源を動員して地方自治体を誘導しようとしていることは、極めて重大であります。

以下、具体的に反対理由を述べます。

第一に、地域再生法の改正案です。

地方への新しい人の流れをつくるとして、企業の本社機能の移転等に対する税制優遇措置を設けるとしています。

しかし、そもそも、東京二十三区の企業が本社機能を移転させるのはその地方での利益獲得が成り立つときであり、それを税制面で支援しても地元移転が続出するはずもありません。地方の中企業とそこに働く人への支援を強めてこそ、地方の再生と活性化につながるのであります。

しかも、政府の総合戦略は、本社機能の移転等と一緒に、政府の方針として地域限定正社員の普及を改定する法律案につきましては反対することを表明させていただきます。(拍手)

政府が行うべきは、安定した良質の雇用としての正規雇用の拡大であります。地方創生を労働条件の格差拡大、雇用の流動化を利用することは許されません。

ば、転用、開発が乱発されることになるのであります。しかも、四ヘクタールを超える広大な農地の転用は、地域外の大資本による参入にもつながる恐れがあります。

しかも、解雇の特例は定めないとされていても、福岡市の国家戦略特区では、解雇もかわらず、福岡市の国家戦略特区では、解雇指南のセミナーが行われていたことが明らかになりました。

最後に、国家戦略特区法の改正案は、特区に進出する企業に対して、国税、地方税の税制優遇措置を用意するなど、財界、大企業の要望に応えた規制緩和を盛り込むものであります。

しかも、解雇の特例は定めないとされていても、福岡市の国家戦略特区では、解雇もかわらず、福岡市の国家戦略特区では、解雇指南のセミナーが行われていたことが明らかになりました。

最後に、国家戦略特区法の改正案は、特区に進出する企業に対して、国税、地方税の税制優遇措置を用意するなど、財界、大企業の要望に応えた規制緩和を盛り込むものであります。

委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(大島理森君) 起立多數。よつて、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

○議長(大島理森君) 日程第四、学校教育法等の一部を改正する法律案(内閣提出)

○議長(大島理森君) 日程第四、学校教育法等の一部を改正する法律案を議題といたします。

○議長(大島理森君) 委員長の報告を求めます。文部科学委員長福井照君。

〔本号末尾に掲載〕

学校教育法等の一部を改正する法律案及び同書告白

〔福井照君登壇〕

○福井照君 ただいま議題となりました法律案につきまして、文部科学委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本案は、学校教育制度の多様化及び弾力化を推進するため、小中一貫教育の実施を目的とする義務教育学校の制度を設け、これに必要な教職員定数などに係る所要の規定を整備するとともに、高等学校等の専攻科のうち文部科学大臣の定める基準を満たすものを修了した者が大学に編入学できる制度を創設するものであります。

本案は、五月十九日本委員会に付託され、翌二十一日下村文部科学大臣から提案理由の説明を聴取し、二十二日から質疑に入りました。二十七日に審査を重ね、二十九日に質疑を終局いたしました。

質疑終局後、討論、採決の結果、本案は賛成

多數をもつて原案のとおり可決すべきものと決しました。

なお、本案に対し附帯決議が付されたことを申し添えます。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(大島理森君) 採決いたします。

本案の委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(大島理森君) 起立多數。よって、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

#### 日程第五 特許法等の一部を改正する法律案

○議長(大島理森君) 日程第五、特許法等の一部を改正する法律案を議題といたします。

委員長の報告を求めます。経済産業委員長江田康幸君。

〔内閣提出〕  
〔江田康幸君登壇〕

○江田康幸君 ただいま議題となりました法律案につきまして、経済産業委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本案は、我が国のイノベーションを促進するため、研究者の研究開発活動に対するインセンティブの確保及び企業の競争力強化とともに実現するための環境整備を図ろうとするものであり、その主な内容は、

第一に、特許法について、職務発明に関する特許を受ける権利を権利発生時から企業に帰属させることを可能とすることとし、従業者等が企業へ

特許権等を取得させた場合には、相当の利益を受ける権利を有することとするとともに、特許料の支拂い等を行うこと、

第二に、商標法に関するシンガポール条約の実施のため、商標法について、手続期間経過後の救済規定を整備するとともに、商標登録料等を引き下げること、

本案は、去る五月二十日本委員会に付託されました。二十二日宮沢経済産業大臣から提案理由の説明を聴取した後、二十七日に質疑に入り、二十九日に参考人から意見を聴取いたしました。同日、質疑終局後、討論、採決を行った結果、賛成多數をもつて原案のとおり可決すべきものと議決いたしました。

なお、本案に対し附帯決議が付されました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(大島理森君) 採決いたしますので、御着席ください。

〔本号末尾に掲載〕

本案の委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(大島理森君) 起立多數。よって、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

〔議員死去〕

一、さきに永年在職議員として院議表彰された、前衆議院議長、北海道第五区選出議員町村信孝君は、昨一日死去された。

(常任委員辞任及び補欠選任)

一、去る五月二十九日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

〔内閣委員辞任〕

岩田 和親君  
木内 均君  
平口 洋君  
松本 洋平君  
田嶋 鈴木  
山尾志桜里君  
要君

中谷 真一君  
門 博文君  
藤丸 敏君  
小松 裕君  
秋本 真利君  
大見 正君  
鶴山 邦夫君  
船田 元君  
古川 康君  
宮川 典子君  
田所 嘉徳君  
池田 道孝君  
豊田 真由子君  
比嘉奈津美君  
秋本 真利君  
鈴木 隼人君  
鈴木 道孝君  
吉川 康君  
宮川 典子君  
大見 正君  
門山 宏哲君  
船田 元君  
鳩山 邦夫君  
田嶋 藤丸  
山尾志桜里君  
要君

厚生労働委員  
辞任  
大岡 敏孝君  
加藤 鮎子君  
松本 純君  
三ツ林裕巳君  
井林 辰憲君  
神山 佐市君  
鈴木 健一君  
宮路 拓馬君  
細田 健一君  
近藤 洋介君

経済産業委員  
辞任  
大見 正君  
福田 達夫君  
細田 健一君  
近藤 洋介君

補欠  
務台 俊介君  
神田 憲次君  
堀内 詔子君  
小宮山 泰子君

小松 裕君  
木内 均君  
洋平君  
岩田 和親君  
山尾志桜里君  
要君

官 報 (号 外)

平成二十七年六月二日 衆議院会議録第三十号

## 議長の報告

(常任委員死去)  
一、昨一日、懲罰委員町村信孝君は死去された。  
(特別委員辭任及び補欠選任)  
一、去る五月二十九日、議長において、次のとおり特別委員の辭任を許可し、その補欠を指名した。

特別委員

小田原  
坂井  
若狭  
潔君  
勝君

補欠辻 清人君  
牧島かれん君  
堀内 詔子君

我が國及び國際社會の平和安全法制に關する 特別委員会		辞职	補欠
木原	本原 誠二君	笛川 博義君	熊田 裕通君
白石	白石 徹君	武井 俊輔君	石崎 徹君
志位	佐藤 茂樹君	宗清 俊介君	井林 辰憲君
宗清	和夫君	岡本 宗清	辰憲君
務台	皇一君	宮本 三成君	皇一君
井林	俊介君	宮本 徹君	徳君
石崎	務台 俊介君	岡本 俊介君	徳君
辰憲君	金子万寿夫君	宮本 金子万寿夫君	徳君
徹君	裕通君	井林 金子万寿夫君	徳君
岡本	熊田 石崎 徹君	武井 佐藤 金子万寿夫君	徳君
三成君	和夫君	本原 佐藤 金子万寿夫君	徳君
宮本	徹君	務台 佐藤 金子万寿夫君	徳君
志位	和夫君	宗清 佐藤 金子万寿夫君	徳君

案	（議案提出）	山尾志桜里君	宮本 徹君	穀田 和子君
活動火山対策特別措置法の一部を改正する法律	一、去る五月二十九日、内閣から提出した議案は	宮本 恵二君	工藤 彰三君	橋本 惠二君
次のとおりである。	大見 正君	大見 正君	大見 正君	大見 正君
	井上 貴博君	井上 貴博君	井上 貴博君	井上 貴博君
	大見 正君	大見 正君	大見 正君	大見 正君
	黃川田仁志君	黃川田仁志君	小野寺五典君	穀田 和子君
	宮崎 謙介君	宮崎 謙介君	山口 壮君	穀田 和子君
	泉 健太君	泉 健太君	寺田 学君	穀田 和子君
	玄葉光一郎君	玄葉光一郎君	大串 博志君	穀田 和子君
	郡 和子君	郡 和子君	辻元 清美君	穀田 和子君
	細野 豪志君	細野 豪志君	後藤 祐一君	穀田 和子君
	前原 誠司君	前原 誠司君	長島 昭久君	穀田 和子君
	本村賢太郎君	本村賢太郎君	緒方林太郎君	穀田 和子君
	今井 雅人君	今井 雅人君	青柳陽一郎君	穀田 和子君
	穀田 豊史君	穀田 豊史君	太田 和美君	穀田 和子君
	恵二君	恵二君	志位 和夫君	穀田 和子君

一、去る五月二十九日、参議院に送付した内閣提出案は次のとおりである。

(議案送付)

「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の一部を改正する法律案

郵便法及び民間事業者による信書の送達に関する法律の一部を改正する法律案

(議案通知書受領)

一、去る五月二十九日、参議院から、本院の送付した次の内閣提出案を可決した旨の通知書を受領した。

株式会社海外通信・放送・郵便事業支援機構法案

(質問書提出)

一、昨日、議員から提出した質問主意書は次のとおりである。

「労働者派遣法二十三条五項規定、いわゆるマージン率の情報提供」に関する質問主意書(岡本充功君提出)

各選挙管理委員会及び総務省のホームページに選挙公報を投票日の翌日以降も継続掲載することに関する質問主意書(本村賢太郎君提出)

## (答弁書受領)

一、去る五月二十九日、内閣から次の答弁書を受領した。

衆議院議員福田昭夫君提出消費税増税による景気の急激な悪化に関する質問に対する答弁書衆議院議員鈴木貴子君提出アイヌ民族に係る歴史教科書の記述等に関する質問に対する答弁書衆議院議員鈴木貴子君提出オスプレイの安全性に関する質問に対する答弁書

平成二十七年五月二十日提出  
質問 第二三四号

## 質問主意書

提出者 福田 昭夫

消費税増税による景気の急激な悪化に関する質問主意書

二〇一四年四月に消費税率が5%から8%に引き上げられて以来、国民は節約に走り、消費は落ち込み、実質GDP成長率は二〇一三年度の2.1%から二〇一四年度には一気にマイナス1.0%程度に落ち込んだものと思われる。民間シンクタンクによる今後の実質GDP成長率の予測は五社平均で二〇一四年度はマイナス1.0%、二〇一五年度1.8%、二〇一六年度7.1%となつてている。

ところで、政府は消費税増税による経済への影響は軽微だと国民に説明してきた。  
1 平成二十四年一月二十四日に内閣府より発表された「経済財政の中長期試算」の十二頁において、消費増税を行った場合(一体改革なし)と行わなかつた場合(一体改革あり)との比較がグラフ

で示されており、両方の場合消費増税は実質GDP成長率にほとんど影響しない、四年間の成長率の合計でも差は僅か0.1%とされているがこれ

は現実と大きく異なる。  
2 平成二十五年十月一日閣議決定で消費増税について「来年度四~六月期に見込まれる反動減を大きく上回る五兆円規模とし、3%の消費税率

引上げによる影響を大幅に緩和する」としてい

る。これは例えば財務省のホームページの「消費税率及び地方消費税率の引上げとそれに伴う対応について」の六頁にある。甘利大臣も同日の記者会見で補正予算の規模について「来年度四~六月期に見込まれる反動減、四月に消費税を引き上げると駆け込み、そしてその後に反動減があるわけあります。その反動減を大きく上回る五兆円規模といったします。」と述べている。

これに関連して質問する。  
一 消費増税の前には消費増税の影響は少ないと政府は説明していた。この説明は間違いであったことを認めるか。

二 消費増税の影響を過小評価した原因を徹底的に調べ、二度と間違ひを繰り返さないよう努力すべきではないか。

三 消費増税を行わず税率が5%のままであれば、二〇一四年度の成長率は高いレベルであつたと考えられる。好景気は財政健全化に資するのではないか。

四 消費増税の影響は深刻だから消費増税は行うべきではないと主張していた識者はいた。今後過ちを繰り返さない為にも、そういつた識者の意見を優先して取り入れるべきではないか。

五 二〇一七年度に消費税を10%に引上げれば、再びマイナス成長に陥るのではないか。右質問する。

内閣衆質一八九第一三四号

平成二十七年五月二十九日

内閣総理大臣 安倍晋三

衆議院議員福田昭夫君提出消費税増税による景気の急激な悪化に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

## 〔別紙〕

衆議院議員福田昭夫君提出消費税増税による景気の急激な悪化に関する質問に対する

## 答弁書

一及び二について

消費税率(国・地方)については、経済状況等を総合的に勘案した検討を行つた結果、平成二十六年四月一日に五パーセントから八パーセントへ引き上げることとしたところである。これに合わせて、消費税率の引上げによる駆け込み需要の反動減を緩和して景気の下振れリスクに応えるとともに、その後の経済の成長力の底上げと好循環の実現を図り持続的な経済成長につなげるため、五兆円規模の「好循環実現のための経済対策」(平成二十五年十二月五日閣議決定)等の経済政策パッケージを講じたものである。

政府としては、今後とも、御指摘の「消費増税の影響」など過去の経済財政政策の影響も含め経済動向を総合的に検証・分析しつつ、経済財政運営に万全を期してまいりたい。

## 五について

四について述べたとおり、平成二十九年四月の消費税率の十パーセントへの引上げは、確実に実施することとしている。その上で、政府としては、経済動向を引き続き注視し、経済財政運営に万全を期してまいりたい。

平成二十七年五月二十日提出  
質問 第二三五号

## アイヌ民族に係る歴史教科書の記述等に関する質問主意書

提出者 鈴木 貴子

仮定を前提とした過去の経済状況についてお答えすることは差し控えるが、一般論として

は、持続的な経済成長は、税収の増加を通じて財政健全化に資することとなる。なお、安倍内閣としては、経済再生と財政健全化の両立を目指しており、消費税率の八パーセントへの引上げに当たっては、名目及び実質の経済成長率、物価動向等、種々の経済指標を確認し、経済状況等を総合的に勘案した上で、平成二十六年四月に予定どおりこれを行つたものである。

本年五月十八日付北海道新聞記事に、「旧土人保護法 教科書検定で修正『適切記述求める』との見出し記事が掲載されている。右によると、十七日に札幌市内でひらかれた北海道アイヌ協会の本年度総会にて、加藤忠理事長の挨拶で、二〇一六年度から学校で使われる一部の歴史教科書で、「北海道旧土人保護法」に関する記述が文科省の検定意見によつて修正されたことについて、



があると疑う理由はなく、また、これまでにMⅤ二二の運用を、一般に停止させるべき理由は発見されていないとの説明を受けている。

なお、御指摘の発言に関する報道は承知しているが、個別の報道の内容に関し、政府としてコメントすることは差し控えたい。

政府としては、米国政府に対し、引き続き、当該着陸失敗の原因等に関する迅速な情報提供を含め、適切な対応を求めていく考えである。

また、政府としては、「中期防衛力整備計画（平成二十六年度～平成三十年度）（平成二十五年十二月十七日閣議決定）において、ティルト・ローター機を整備することとしており、島嶼防衛や災害派遣等の場面において重要な役割を担うことから、着実に整備を進めていく考えである。

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るために関係法律の整備に関する法律案

右  
平成二十七年三月二十日  
内閣総理大臣 安倍 晋三

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るために関係法律の整備に関する法律案

目次

第一章 文部科学省関係
第二章 厚生労働省関係
第三章 農林水産省関係
第四章 経済産業省関係
第五章 国土交通省関係
第六章 環境省関係
附則

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るために関係法律の整備に関する法律案及び同報告書

### 第一章 文部科学省関係

#### 第一条 学校教育法の一部改正

第一項中「及び第四項」を削り、同条

号の一部を次のように改正する。

第四項中「及び中等教育学校」を「中

等教育学校及び特別支援学校」に改める。

#### 第二章 厚生労働省関係

##### （精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の一部改正）

第二項中「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和二十五年法律第二百一十三号）」の一部を次

のように改正する。

第十三条第二項中「二年」の下に「委員の任期を二年を超える場合にあつては、当該条例で定める期

間」を加える。

##### （毒物及び劇物取締法の一部改正）

第三項中「毒物及び劇物取締法（昭和二十五年法律三百三号）」の一部を次のように改正する。

第三項中「都道府県知事」を「その主たる研究所の所在地の都道府県知事（その主たる研究所の所在地が、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第二項の指定都市（以下「指定都市」という。）の区域にある場合は、指定都市の長。第六条の二及び第十条第二項において同じ。）」に改める。

第六条の二第一項中「その主たる研究所の所在地の都道府県知事」を「その主たる研究所の所在地が指定都市の区域にある場合は、指定都市の長とする。第十七条第二項、第十九条第四項及び第二十三条の三」とあるのは

「第十七条第二項及び」に改め、「第十九条第三項」との下に「又は特定毒物研究者の行

う」とあるのは「又は特定毒物研究者の行う」とを加える。

第十三条の五中「昭和二十二年法律第六十

七号」を削る。

第二十五条第三項中「第五項」を「第五項に

おいて」に改め、同条第四号中「第五項」を「第五項において」に改め、「都道府県知事」の下に

「指定都市の長」を加え、同条第五号中「第五

項」を「第五項において」に、「立入」を「立入

り」に改め、同条第六号中「同条第四項」を「同

条第四項において」に改め、「都道府県知事」の下に

「指定都市の長」を加え、同条第五号中「第五

項」を「第五項において」に、「立入」を「立入

り」に改め、「都道府県知事」の下に

「立入」を「立入」に改める。

（麻薬及び向精神薬取締法の一部改正）

第四項中「麻薬及び向精神薬取締法（昭和二十八年法律第十四号）」の一部を次のように改正する。

第五条中「翌年」を「翌々年」に改める。

改める。

第十九条第一項中「都道府県知事」の下に「指定都市の長」を加える。

第六項中「都道府県知事」の下に「指定都市の長」を「処分」の下に「（指定都市の長に対しては、同項の規定に基づく処分に限る。）」を加える。

第二十条第二項中「都道府県知事」の下に「指定都市の長」を加える。

第二十一条第一項中「毒物若しくは」を「毒物

又は」に、「又は特定毒物使用者」を「あつてはその主たる研究所の所在地の都道府県知事（その主たる研究所の所在地が指定都市の区域にある場合は、指定都市の長）に、特定毒物使用者に」に改め、「あつては都道府県知事に」の下に「それぞれ」を加える。

第二十二条第四項中「その店舗」を「その店舗に、「第二十三条の三」とあるのは「を」として、特定毒物研究者にあつてはその主たる研究所の所在地が指定都市の区域にある場合においては、指定都市の長とする。第十七条第二項、第十九条第四項及び第二十三条の三」とあるのは

「第十七条第二項及び」に改め、「第十九条第三項」との下に「又は特定毒物研究者の行う」とあるのは「の行う」とを加える。

第二十三条の五中「昭和二十二年法律第六十

七号」を削る。

第二十四条第十項又は第十二項に改める。

第二十一条中「左に」を「次に」に改め、同条

十一項を「二十四条第十項」を「ただしそ中「但し」第二十四条第十項に改める。

第二十二条第一項ただし書中「二十四条第十一項」を「二十四条第十項」に改める。

第二十三条第二項中「第二十九条」を「二十四

条第十二項（第一号に係る部分に限る。）、第二

十号」に改める。

第二十四条第十項に改める。

第二十六条第二項中「第二十九条」を「二十四

条第十二項（第一号に係る部分に限る。）、第二

十号」に改める。

第二十七条第一項ただし書中「二十四条第十一項」を「二十四条第十項」に改める。

第二十八条第二項中「第二十九条」を「二十四

条第十二項（第一号に係る部分に限る。）、第二

十号」に改める。

第二十九条第一項中「区長」の下に「次条第二

項及び」を加える。

第三十条第一項中「第三十九条の三第一項」と

「第三十九条第二項及び第三十九条の三第一項」と

厚生労働大臣を「次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める者」に、「場合には」を「ときは」に改め、同項に次の各号を加える。

一 麻薬小売業者が他の麻薬小売業者に麻薬を譲り渡す場合 都道府県知事

二 前号に掲げる場合以外の場合 厚生労働大臣

第六条 第二項中「就学前の子どもに関する教育、保育等の



道府県知事等」に改め、同条に次の一項を加え  
る。

9 第一項に規定するもののほか、指定市町村の指定及びその取消しに關し必要な事項は、政令で定める。

第十五条の三及び第十五条の四中「都道府県知事」を「都道府県知事等」に改める。

第十七条中「農林水産大臣及び都道府県知事を「都道府県知事及び農地法第四条第一項に規定する指定市町村の長」に、「農地法」を「同法」に改める。

(特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律の一部改正)

第九条 特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律(平成五年法律第七十二号)の一部を次のように改正する。

この場合において、同号に掲げる事項のうち農林地所有権移転等促進事業に係るものについては、都道府県知事の同意を得なければならぬ。

第八条に次の一項を加える。

6 計画作成市町村が農地法第四条第一項に規定する指定市町村である場合における前三項の規定の適用については、第三項中「要件」とあるのは「要件及び次項第一号に掲げる要件に該当する場合にあつては周辺の農用地に係る営農条件に支障を生ずるおそれがないと認められることその他の農林水産省令で定める要件に」と、第四項中「次に掲げる要件のいずれか」とあるのは「第二号に掲げる要件」と前項中「都道府県知事」とあるのは「計画作成市町村」と、「について同項の承認をしよう」とあるのは「を定めよう」とする。

#### 第四章 経済産業省関係

(火薬類取締法の一部改正)

第十一条 火薬類取締法(昭和二十五年法律第百四十九号)の一部を次のように改正する。

目次中「第五十七条の三」を「第五十七条の四」に改める。

第四十九条の二中「(昭和二十二年法律第六十七号)」を削る。

第五十二条第四項中「又は都道府県知事を「都道府県知事又は指定都市の長」に改める。

第五十六条の二の見出し中「都道府県」の下に「又は指定都市」を加え、同条中「都道府県知事」の下に「又は指定都市の長」を加える。

第五十七条の二中「都道府県知事」の下に「又は指定都市の長」を加える。

第四章中第五十七条の三の次に次の二条を加える。

(大都市の特例)

第五十七条の四 第二章及び前章第一節(第三十一条第三項及び第五項、第三十二条の二第一項、第三十二条の三第一項及び第三項並びに第四十三条第一項を除く)並びに第四十五

6 第三十二条の四第一項に次の二条を加える。  
七 暴力団員等がその事業活動を支配する者第三十二条の六第一項ただし書中「第四号まで」を「第五号まで又は第七号」に改める。

第三十二条の十第一項第一号中「又は第四号」を「から第五号まで又は第七号のいづれか」に改め、同項第二号中「第三十二条の四第一項第五号」を「第三十二条の四第一項第六号」に改め

る。

第三十二条の十三第二項中「第三十二条の四第一項第五号」を「第三十二条の四第一項第六号」に改める。

第三十二条の十七の次に次の二条を加える。

(都道府県知事への通報等)

第三十二条の十三第二項中「第三十二条の四第一項第五号」を「第三十二条の四第一項第六号」に改める。

第三十二条の三 第二章及び第三章(第二十九条第三項、第二十九条の二第一項、第三十条第三項、第三十二条の二第一項及び第三十三条の二第一項及び第三項を除く)並びに第三十九条の十一、第四十九条の三十(第四十九条の三十三第二項において準用する場合を含む)、第十四条の三十一、第十四条の三十二、第十四条の三十三第二項において準用する場合を含む)、第十四条の三十四、第十四条の三十五、第十五条の四第三項第一項及び第三項を除く)並びに第三十九条の十一、第四十九条の三十(第四十九条の三十三第二項において準用する場合を含む)、第十六条第一項、第六十二条第一項、第六十三条、第六十四条、第六十五条第一項及び第七十四条の規定により都道府県知事が処理することとされている事務(公共の安全の維持又は災害の発生の防止の観点から

2 都道府県知事は、第三十二条の十第一項の規定による処分をしたときは、その旨を当該処分に係る者の採取計画(当該都道府県知事が管轄する区域内の指定都市の区域に係るものに限る)について第三十三条の認可をした指定都市の長に通報しなければならない。

(高圧ガス保安法の一部改正)

第十二条 高圧ガス保安法(昭和二十六年法律第二百四号)の一部を次のように改正する。

目次中「第七十九条の二」を「第七十九条の三」に改める。

第七十八条の四の見出し中「都道府県」の下に「又は指定都市」を加え、同条中「都道府県知事」の下に「又は指定都市(地方自治法第二百五十二条の十九第一項の指定都市をいう。第七十九条の二及び第七十九条の三において同じ)」の長」を加える。

第七十九条の二中「都道府県知事」の下に「又は指定都市の長」を加え、第五章中同条の次に二条を加える。

(大都市の特例)

第七十九条の三 第二章及び第三章(第二十九

条第三項、第二十九条の二第一項、第三十

条、第三十二条の二第一項及び第三十三条の二

第一項及び第三項を除く)並びに第三十九条

の十一、第四十九条の三十(第四十九条の三

十三第二項において準用する場合を含む)、第

四十九条の三十五、第五十六条の四第三項

第一項及び第三項を除く)並びに第五十六条

の八第三項において準用する場合を含む)、第六十二条第一項、第六十三条、第六十四条、第六十五条第一項及び第七十四条の規定により都道府県知事が処理することとされている事務(公共の安全の維持又は災害の発生の防止の観点から

都道府県知事が当該都道府県の区域にわたり

一体的に処理することが指定都市の長が処理

(採石法の一部改正)

第十二条 採石法(昭和二十五年法律第二百九十九十





## 五 第十二条の規定及び附則第十二条の規定

平成三十一年四月一日

## (学校教育法の一部改正に伴う経過措置)

第二条 この法律の施行の際現に第一条の規定による改正前の学校教育法第四条第一項の規定によりされている指定都市(地方自治法第二百五十二条の十九第一項の指定都市をいう。)の設置する特別支援学校に係る認可の申請は、第一条の規定による改正後の学校教育法第四条第四項の規定によりされた届出とみなす。

## (麻薬及び向精神薬取締法の一部改正に伴う経過措置)

第三条 この法律の規定の施行の際現に麻薬及び向精神薬取締法第三条の規定により麻薬取扱者の免許を受けている者の当該免許の有効期間については、なお従前の例による。

## (就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部改正に伴う経過措置)

第四条 附則第一条第一号に掲げる規定の施行の日前に就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第三条第一項の規定によりされた第六条の規定による改正前の同法第五条第一項の有効期間が定められた児童福祉法(昭和二十二年法律第六十四号)第三十九条第一項に規定する保育所(以下この条において「保育所」という。)に係る認定(同日において有効期間を経過していないものに限る。)については、同日において就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の規定による改正の定めがない保育所に係る認定とみなす。

## (租税特別措置法の一部改正に伴う経過措置)

第五条 都道府県知事が第十六条の規定による改正後の中小企業における經營の承継の円滑化に関する法律(以下この条において「新經營承継円滑化法」という。)第十六条の規定に基づく政令の規定により新經營承継円滑化法第十二条第一

項の経済産業大臣の権限に属する事務を行うこととされる場合においては、附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日前に経済産業大臣又は申請等の行為とみなす。

経済産業局長が第十三条の規定による改正前の規定による改定都市(地方自治法第二百五十二条の十九第一項の規定による改定都市をいう。)の設置法第七十条の七の四第十六項において準用する場合を含む。)に規定する納税の別措置法」という。)第七十条の七第三十一項又は第七十条の七の四第十六項(旧租税特別措置法第七十条の七の四第十六項において準用する場合を含む。)以下この条において「旧租税特別措置法関係規定」という。)に規定する納税の猶予に係る期限の確定に係る事実に係り、法令の規定に基づき認定、確認、報告の受理その他の行為をしたことにより当該事実があつたことを知り、かつ、同日前に旧租税特別措置法関係規定による通知をしていないときは、同日前において当該都道府県知事が当該事実があつたことを知つたものとみなして、第十三条の規定による改正後の租税特別措置法(以下この条において「新租税特別措置法」という。)第七十条の七第三十一項又は第七十条の七の二第三十一項(新租税特別措置法第七十条の七の四第十六項において準用する場合を含む。)の規定を適用する。

(処分、申請等に関する経過措置)三十一項又は第七十条の七の二第三十一項(新租税特別措置法第七十条の七の四第十六項において準用する場合を含む。)の規定を適用する。

## (政令への委任)

第六条 この法律(附則第一条各号に掲げる規定について准用する場合を含む。)の規定を適用する。

## (処分、申請等に関する経過措置)

三十一項又は第七十条の七の二第三十一項(新租税特別措置法第七十条の七の四第十六項において準用する場合を含む。)の規定を適用する。

## (政令への委任)

第七条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

## (政令への委任)

第八条 附則第二条から前条までに規定するもののはか、この法律の施行に関し必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定める。

## (地方自治法の一部改正)

第九条 地方自治法の一部を次のように改正する。

## (別表第一農地法(昭和二十七年法律第二百二十九号)の項第二号及び第三号中「都道府県を「都道府県等」に、「二へクタール」を「四へクタール」に改め、同項第六号及び第七号中「都道府県」を「都道府県等」に改め、同表麻薬及び向精神薬取締法(昭和二十八年法律第十四号)の項中「第二十九条」を「二十四条第十二項(第一号に係る部分に限る。)、第二十九条に改め、同表租税特別措置法(昭和三十二年法律第二十六号)の項第一号中「及び第七十条の六の四第十八

項」を「第七十条の六の四第十八項、第七十条の七第三十一項及び第七十条の七の二第三十一項、第七十条の七の四第十六項において準用する場合を含む。」に改め、同表農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する法律(平成二十五年法律第八十一号)の項中「法律の規定により都道府県の下に又は指定市町村」を加え、同項第一号中「第七条第四項第二号」を「第七条第四項第一号」に、「二へクタール」を「四へクタール」に改め、同項第二号中「第七条第四項第五号」を「第七条第四項第四号」に改め、同項に次の二号を加える。

2 第七条第十三項(第八条第四項において準用する場合を含む。)において読み替えて準用する第七条第九項第一号第八条第四項において準用する場合を含む。)の規定により指定市町村が処理することとされるる事務

五 第七条第十三項第八条第四項において準用する場合を含む。において読み替えて準用する第七条第十項第一号(第八条第四項において準用する場合を含む。)の規定により指定市町村が処理することとされるる事務(同一の事業の目的に供するため四へクタールを超える農地を農地以外のものにする行為又は同一の事業の目的に供するため四へクタールを超える農地若しくはその農地と併せて採草放牧地について農地に係る事務(同一の事業の目的に供するため四へクタールを超える農地を農地以外のものにする行為又は同一の事業の目的に供するため四へクタールを超える農地若しくはその農地と併せて採草放牧地について農地に係る事務)に係る設備整備計画に係るものに限る。)

## (別表第一農地法(昭和二十七年法律第二百二十九号)の項各号中「市町村」の下に「(指定市町村を除く。)」を加え、「二へクタール」を「四へクタール」に改める。

六 第七条第十三項第八条第四項において準用する場合を含む。において読み替えて準用する第七条第十項第一号(第八条第四項において準用する場合を含む。)の規定により指定市町村が処理することとされるる事務(同一の事業の目的に供するため四へクタールを超える農地を農地以外のものにする行為又は同一の事業の目的に供するため四へクタールを超える農地若しくはその農地と併せて採草放牧地について農地に係る事務(同一の事業の目的に供するため四へクタールを超える農地を農地以外のものにする行為又は同一の事業の目的に供するため四へクタールを超える農地若しくはその農地と併せて採草放牧地について農地に係る事務)に係る設備整備計画に係るものに限る。)

## (農業委員会等に関する法律の一部改正)







- 一 地方活力向上地域特定業務施設整備事業の内容及び実施時期
- 二 地方活力向上地域特定業務施設整備事業に係る特定業務施設において常時雇用する従業員の数その他従業員に関し内閣府令で定める事項
- 三 地方活力向上地域特定業務施設整備事業を実施するため必要な資金の額及びその調達方法
- 認定都道府県知事は、第一項の規定による認定の申請があつた場合において、その地方活力向上地域特定業務施設整備計画が次に掲げる基準に適合すると認めるときは、その認定をするものとする。
- 一 認定地域再生計画に適合するものであること。
- 二 常時雇用する従業員の数が内閣府令で定める数以上であることその他従業員に関し内閣府令で定める要件に適合するものであること。
- 三 円滑かつ確実に実施されると見込まれるものであること。
- 4 前項の認定を受けた事業者(以下「認定事業者」という。)は、当該認定を受けた地方活力向上地域特定業務施設整備計画(以下「認定地方活力向上地域特定業務施設整備計画」という。)の変更をしようとするときは、認定都道府県知事の認定を受けなければならない。
- 5 第三項の規定は、前項の認定について準用する。
- 6 認定都道府県知事は、認定事業者が認定地方活力向上地域特定業務施設整備計画(第四項の規定による変更の認定があつたときは、その変更後のもの。以下同じ。)に従つて地方活力向上地域特定業務施設整備事業を実施していないと認めるときは、その認定を取り消すことができ

- (独立行政法人中小企業基盤整備機構の行う地方活力向上地域特定業務施設整備事業の円滑化業務)
- 第十七条の三 独立行政法人中小企業基盤整備機構は、地方活力向上地域特定業務施設整備事業の実施を円滑化するため、認定事業者が認定地方活力向上地域特定業務施設整備計画に従つて地方活力向上地域特定業務施設整備事業の実施に必要な資金を調達するために発行する社債(社債、株式等の振替に関する法律(平成十三年法律第七十五号)第六十六条第一号に規定する短期社債を除く。)及び当該資金の借入れに係る債務の保証の業務を行う。
- (認定事業者に対する課税の特例)
- 第十七条の四 認定地域再生計画に記載される地方活力向上地域内において認定地方活力向上地域特定業務施設整備計画に従つて特定業務施設を新設し、又は増設した認定事業者が、当該新設又は増設に伴い新たに取得し、又は製作し、若しくは建設した建物及びその附属設備並びに構築物については、租税特別措置法で定めるところにより、課税の特例の適用があるものであること。
- 第十七条の五 認定事業者が、認定地方活力向上地域特定業務施設整備計画に従つて、地方活力向上地域特定業務施設整備事業に係る特定業務力向上地域特定業務施設整備計画(以下「認定地方活力向上地域特定業務施設整備計画」という。)の立地を誘導すべき区域(以下「地域再生拠点区域」という。)及び農林水産業振興施設その他の集落生活圏における就業の機会の創出に資する施設をいう。(以下この号において同じ。)の立地を誘導すべき区域(以下「地域再生拠点区域」という。)及び当該地域再生拠点区域に当該誘導施設の立地を誘導するため認定市町村が講ずべき施策に関する事項

- 画に記載されている地方活力向上地域内において認定地方活力向上地域特定業務施設整備計画に従つて特定業務施設を新設し、又は増設した認定事業者について、当該特定業務施設に係る事業に対する事業税、当該特定業務施設の用に供する建物若しくはその敷地である土地の取得に対する不動産取得税又は当該特定業務施設の用に供する機械及び装置、建物若しくは構築物若しくはこれらの敷地である土地に対する固定資産税に係る不均一の課税をした場合において、これらの措置が総務省令で定める場合に該当するものと認められるときは、地方交付税法(昭和二十五年法律第二百一十一号)第十四条の規定による当該地方公共団体の各年度における基準財政収入額は、同条の規定にかかわらず、当該地方公共団体の当該各年度分の減収額(事業税又は固定資産税に関するこれらの措置による減収額にあつては、これらの措置がされた最初の年度以降三箇年度におけるものに限る。)のうち総務省令で定めるところにより算定した額を同条の規定による当該地方公共団体の当該各年度(これら措置が総務省令で定めるものに限る。)において行われたときは、当該減収額について当該各年度の翌年度における基準財政収入額となるべき額から控除した額とする。
- 第六節 地域再生土地利用計画の作成等(地域再生土地利用計画の作成)
- 第十七条の六 認定地方公共団体である市町村(以下「認定市町村」という。)は、協議会における協議を経て、認定地域再生計画に記載されている集落生活圏について、地域再生拠点の形成並びに農用地等の保全及び農業上の効率的かつ総合的な利用を図るために土地利用に関する計画(以下「地域再生土地利用計画」という。)を作成することができる。
- 第十七条の六 地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)第六条第二項の規定により、総務省令で定める地方公共団体が、認定地域再生計画

- 3 成員として加えるものとする。
- 3 地域再生土地利用計画には、集落生活圏の区域を記載するほか、おおむね次に掲げる事項を記載するものとする。
- 一 地域再生拠点の形成並びに農用地等の保全及び農業上の効率的かつ総合的な利用を図るための土地利用に関する基本的な方針
- 二 地域再生拠点を形成するために集落福利等施設(教育文化施設、医療施設、福祉施設、商業施設その他の集落生活圏の住民の共同の福祉若しくは利便のため必要な施設又は地域農林水産業振興施設その他の集落生活圏における就業の機会の創出に資する施設をいう。)及び該当地域再生拠点区域に当該誘導施設の立地を誘導するため認定市町村が講ずべき施策に関する事項
- 三 農用地等の保全及び農業上の効率的かつ総合的な利用の確保を図る区域(以下この号及び第十七条の九において「農用地等保全利用区域」という。)並びに当該農用地等保全利用区域において農用地等の保全及び農業上の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項
- 四 前三号に掲げるもののほか、地域における持続可能な公共交通網の形成に関する施策との連携に関する事項その他の地域再生拠点の形成並びに農用地等の保全及び農業上の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項
- 4 地域再生土地利用計画には、前項各号に掲げる事項のほか、次に掲げる事項を記載することができる。
- 一 地域再生拠点区域において誘導施設を整備する事業に関する次に掲げる事項

イ 当該事業の実施主体  
ロ 当該誘導施設の種類及び規模  
ハ 当該誘導施設の用に供する土地の所在及び面積

二 その他農林水産省令・国土交通省令で定める事項

二 前号に掲げるもののほか、地域再生拠点区域における道路・公園その他の公共の用に供する施設及び建築物建築基準法(昭和二十五年法律第二百一号)第二条第一号に規定する建築物をいう。以下同じ。)の整備並びに土地の利用に関する事項であつて、地域再生拠点の形成を図るために必要なものとして国土交通省令で定めるもの

5

認定市町村は、地域再生土地利用計画に前項第一号に掲げる事項(同号の誘導施設(以下「整備誘導施設」という。)の用に供する土地が農地(耕作の目的に供される土地をいう。以下同じ。)又は採草放牧地(農地以外の土地で、主として耕作又は養畜の事業のための採草又は家畜の放牧の目的に供されるものをいう。以下同じ。)であり、当該整備誘導施設の用に供することを目的として、農地である当該土地を農地以外のものにし、又は農地である当該土地若しくは採草放牧地である当該土地を農地若しくは採草放牧地以外のものにするため当該土地について所有権若しくは使用及び収益を目的とする権利を取得するに当たり、農地法(昭和二十七年法律第二百二十九号)第四条第一項又は第五条第一項の許可を受けなければならないものに係るものに限る。)を記載しようとするときは、同意をすることを目的として、農地である当該土地を農地に付すことができる。)

四 農地法第五条第二項第一号イ又はロに掲げる農地又は採草放牧地を農地又は採草放牧地以外のものにするためこれらの土地について所有権又は使用及び収益を目的とする権利を取得する場合にあつては、農地法第五条第二項(第一号に係る部分を除く。)の規定により同条第一項の許可をすることができない場合に該当しないこと。

る市街化調整区域をいう。第十七条の十二において同じ。)内において、当該整備誘導施設の建築(建築基準法第二条第十三号に規定する建築をいう。次条第一項及び第十七条の十二第一項において同じ。)の用に供する目的で行う開発行為(都市計画法第四条第十二項に規定する開発行為をいう。以下同じ。)又は当該整備誘導施設の用途を変更して当該整備誘導施設とする行為を新築し、若しくは建築物を改築し、若しくは建築行為又は建築行為等を行うに当たり、

同法第二十九条第一項又は第四十三条第一項の許可を受けなければならないものに係るものに限る。)を記載しようとするときは、当該事項について、都道府県知事の同意を得なければならない。この場合において、当該都道府県知事は、当該開発行為又は建築行為等が当該開発行為をする土地又は当該建築行為等に係る整備誘導施設の敷地である土地の区域の周辺における市街化を促進するおそれがないと認められ、かつ、市街化区域内において行うことが困難又は著しく不適当と認められるときは、同意をするものとする。

五 整備誘導施設の用に供する土地が農用地区域(農業振興地域の整備に関する法律第八条第二項第一号に規定する農用地区域をいう。以下同じ。)内の土地である場合にあつては、その周辺の土地の農業上の効率的かつ総合的な利用に支障を及ぼすおそれがないと認められることその他の農林水産省令で定める要件に該当すること。

二 当該地域再生土地利用計画(前条第四項第二号に掲げる事項が定められているものに限る。)に記載された地域再生拠点区域内における土地の区画形質の変更建築物の建築その他政令で定める行為(当該地域再生土地利用計画に記載された同項第一号に規定する事業に係るものと除く。)

二 次に掲げる行為については、前項の規定は適用しない。

- 一 軽易な行為その他の行為で政令で定めるもの
- 二 非常災害のため必要な応急措置として行う行為
- 三 都市計画法第四条第十五項に規定する都市計画事業の施行として行う行為又はこれに準ずる行為として政令で定める行為

6

認定市町村(地方自治法第二百五十二条の十一第一項の指定都市及び同法第二百五十二条の二十二第一項の中核市(第十七条の十二第二項において「指定都市等」という。)であるものを除く。)は、地域再生土地利用計画に第四項第一号に掲げる事項整備誘導施設の整備として市街化調整区域(都市計画法第七条第一項に規定す

るものに限る。)を記載しようとするときは、当該事項について、都道府県知事の同意を得なければならぬ。この場合において、当該都道府県知事は、当該事項が次に掲げる要件に該当するものであると認めるときは、同意をするものとする。

一 農地を農地以外のものにする場合にあつては、農地法第四条第二項第一号に係る部分

10 第一項、第二項及び第五項から前項までの規

定は、地域再生土地利用計画の変更について準用する。(建築等の届出等)

11

二 当該誘導施設の用に供する土地の所在及び面積  
ハ 当該誘導施設の用に供する土地の所在及び面積

二 その他農林水産省令・国土交通省令で定める事項

二 前号に掲げるもののほか、地域再生拠点区

域における道路・公園その他の公共の用に供する施設及び建築物建築基準法(昭和二十五年法律第二百一号)第二条第一号に規定する建築物をいう。以下同じ。)の整備並びに土地の利用に関する事項であつて、地域再生拠点の形成を図るために必要なものとして国土交

通省令で定めるもの

認定市町村は、地域再生土地利用計画に前項第一号に掲げる事項(同号の誘導施設(以下「整備誘導施設」という。)の用に供する土地が農地(耕作の目的に供される土地をいう。以下同じ。)又は採草放牧地(農地以外の土地で、主として耕作又は養畜の事業のための採草又は家畜の放牧の目的に供されるものをいう。以下同じ。)であり、当該整備誘導施設の用に供することを目的として、農地である当該土地を農地以外のものにし、又は農地である当該土地若しくは採草放牧地である当該土地を農地若しくは採草放牧地以外のものにするため当該土地について所有権若しくは使用及び収益を目的とする権利を取得するに当たり、農地法(昭和二十七年法律第二百二十九号)第四条第一項又は第五条第一項の許可を受けなければならないものに係るものに限る。)を記載しようとするときは、同意をすることを目的として、農地である当該土地を農地に付すことができる。)

四 農地法第五条第二項第一号イ又はロに掲げる農地又は採草放牧地を農地又は採草放牧地以外のものにするためこれらの土地について所有権又は使用及び収益を目的とする権利を取得する場合にあつては、これらの土地に代えて周辺の他の土地を供することにより前項第一号に規定する事業の目的を達成することができると認められないこと。

五 整備誘導施設の用に供する土地が農用地区域(農業振興地域の整備に関する法律第八条第二項第一号に規定する農用地区域をいう。以下同じ。)内の土地である場合にあつては、その周辺の土地の農業上の効率的かつ総合的な利用に支障を及ぼすおそれがないと認められることその他の農林水産省令で定める要件に該当すること。

六 認定市町村は、地域再生土地利用計画は、農業振興地域の整備に関する法律第八条の農業振興地域整備計画、都市計画法第六条の二の都市計画区域の整備、都市計画法第六条の二の都市計画区域の整備、開発及び保全の方針並びに同法第十八条の二の市町村の都市計画に関する基本的な方針との調和が保たれたものでなければならない。

七 認定市町村は、地域再生土地利用計画を作成しようとするときは、あらかじめ、公聴会の開催その他の住民の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。

九 認定市町村は、地域再生土地利用計画を作成したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

四 その他認定市町村の条例で定める行為

3 第一項の規定による届出をした者は、当該届出に係る事項のうち国土交通省令で定める事項を変更しようとするときは、当該事項の変更に係る行為に着手する日の三十日前までに、国土交通省令で定めるところにより、その旨を認定市町村の長に届け出なければならない。

4 認定市町村の長は、第一項又は前項の規定による届出があつた場合において、当該届出に係る行為が地域再生土地利用計画に適合せず、地域再生拠点の形成を図る上で支障があると認めるとときは、当該届出をした者に対し、その届出に係る行為に関し場所又は設計の変更その他の必要な措置をとることを勧告することができ

5 認定市町村の長は、前項の規定による勧告を受けた者に對し、当該誘導施設に係る地域再生拠点区域内の土地の取得又は当該届出に係る土地に関する権利の処分についてのあつせんその他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(農地等の転用等の許可の特例)

第十七条の十 第十七条の七第一項の規定により作成された地域再生土地利用計画に記載された同一第四項第一号イに規定する実施主体(次項において「誘導施設整備事業者」という。)が、当該地域再生土地利用計画に従つて整備誘導施設の用に供することを目的として農地を農地以外のものにする場合には、農地法第四条第一項の許可があつたものとみなす。

2 誘導施設整備事業者が、地域再生土地利用計画に従つて整備誘導施設の用に供することを目的として農地又は採草放牧地を農地又は採草放牧地以外のものにするためこれらの中の土地に付して所有権又は使用及び収益を目的とする権利を取得する場合には、農地法第五条第一項の許可があつたものとみなす。

(農用地区域の変更の特例)

第十七条の十一 第十七条の七第一項の規定により作成された地域再生土地利用計画に記載された整備誘導施設の用に供する土地を農用地区域から除外するために行つ農用地区域の変更については、農業振興地域の整備に関する法律第十

第十七条の九 認定市町村は、地域再生土地利用計画に即し、農用地等保全利用区域内の農用地等の所有者又は使用及び収益を目的とする権利(一時使用のため設定されたことが明らかなものを除く。)を有する者(次項において「所有者等」という。)に対し、当該農用地等の保全及び農業上の効率的かつ総合的な利用を行うために必要な情報の提供、指導、助言その他の援助を行ふものとする。

2 認定市町村の長は、農用地等保全利用区域内の農用地等の所有者等が当該地域再生土地利用計画に即した農用地等の保全又は農業上の効率的かつ総合的な利用を行つおらず、又は行わないおそれがある場合において、当該地域再生土地利用計画の達成のため必要があると認める

ときは、当該所有者等に対し、当該地域再生土地利用計画に即した農用地等の保全又は農業上の効率的かつ総合的な利用を行うよう勧告することができる。

第十七条の十二 市街化調整区域内において第十七条の十一の規定により作成された地域再生土地利用計画に記載された整備誘導施設の用に供する土地を農用地区域から除外するために行つ農用地区域の変更については、農業振興地域の整備に関する法律第十

三三条第二項の規定は、適用しない。  
(開発許可等の特例)

第十七条の十三 第五条第四項第六号に規定する事業が記載された地域再生計画が同条第十六項の認定を受けたときは、当該認定の日以後は、自家用有償旅客運送者第十七条の七第九項(同条第十項において準用する場合を含む。)の規定により公表された地域再生土地利用計画に記載された地域再生拠点区域内にその路線又は運送の区域の一部の区間又は区域が存する道路運送法第七十八条第二号に規定する自家用有償旅客運送を行う者に限る。は、旅客の運送に付随して、少量の郵便物、新聞紙その他の貨物(その集貨又は配達が認定地域再生計画に記載されている集落生活圏において行われるものに限る。)を運送することができる。

2 貨物自動車運送事業法(平成元年法律第八十号)第二十五条第一項の規定は、前項の規定により貨物を運送する自家用有償旅客運送者について準用する。

第八節 遊休工場用地等に導入する産業の特例

第十七条の十四 認定地域再生計画に記載されて建築の用に供する目的で行われる開発行為(都市調整区域のうち都市計画法第三十四条各号に掲げるものを除く。)

2 都道府県知事又は指定都市等の長は、市街化

規定する開発区域以外の区域内において第十七条の七第一項の規定により作成された地域再生土地利用計画に記載された整備誘導施設に係る建築行為等について、同法第四十三条第一項の規定による許可の申請があつた場合において、当該申請に係る建築行為等が同条第二項の政令で定める許可の基準のうち同法第三十三条に規定する開発許可の基準の例に準じて定められた基準に適合するときは、その許可をしなければならない。

第七節 自家用有償旅客運送者による貨物の運送の特例

第十七条の十五 第五条第四項第六号に規定する事業が記載された地域再生計画が同条第十六項の認定を受けたときは、当該認定の日以後は、自家用有償旅客運送者第十七条の七第九項(同条第十項において準用する場合を含む。)の規定により公表された地域再生土地利用計画に記載された地域再生拠点区域内にその路線又は運送の区域の一部の区間又は区域が存する道路運送法第七十八条第二号に規定する自家用有償旅客運送を行う者に限る。は、旅客の運送に付随して、少量の郵便物、新聞紙その他の貨物(その集貨又は配達が認定地域再生計画に記載されている集落生活圏において行われるものに限る。)を運送することができる。

2 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に關し、前項の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対する同項の刑を科する。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、附則第六条の規定は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律(平成二十七年法律第号)の公布の日又はこの法律の公布の日のいずれか遅い日から施行する。

第二条 地方自治法の一部を改正する法律(平成二十六年法律第四十二号)附則第二条に規定する施行時特例市に対するこの法律による改正後の地域再生法(次条において「新法」という。)第十七条の七第六項の規定の適用については、同項中「及び同法」とあるのは「同法」と、「中核市」とあるのは「中核市及び地方自治法の一部を改正する法律(平成二十六年法律第四十二号)附則第二条に規定する施行時特例市」とする。

第三条 政府は、この法律の施行後三年以内に認定地域再生計画(新法第七条第一項に規定す

他の營利を目的としない法人)を加える。  
第二十五条第二号中「第五条第十六項」を「第五条第十七項」に改める。

る認定地域再生計画をいう。)に基づく事業に対する特別の措置の適用の状況その他の新法の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

(都市再生特別措置法の一部改正)

第四条 都市再生特別措置法(平成十四年法律第二十二号)の一部を次のように改正する。

第九十四条第一項中「第十条の七第二項」の下に「地域再生法(平成十七年法律第二十四号)

第十七条の十二第二項」を加え、同条第二項中「第十条の七第一項」の下に「地域再生法第十七条の七第六項」を加える。

(独立行政法人中小企業基盤整備機構法の一部改正)

第五条 独立行政法人中小企業基盤整備機構法(平成十四年法律第二百四十七号)の一部を次のように改正する。

第十五条第一項第九号の次に次の一号を加える。

五に改め、同改正規定の前に次のように加え

る。

第五条第四項第五号中「第十七条の七第六項」を「第十七条の七第七項」に改める。

第十七条の七中第十項を第十一項とし、第六項から第九項までを一項ずつ繰り下げ、第五項の次に次の一項を加える。

6 認定市町村が農地法第四条第一項に規定する指定市町村である場合における前項の規定の適用については、同項中「係るもの」とあるのは「係るものであつて、第一号から第四号までに掲げる要件に該当するもの」と、「次に」とあるのは「第五号に」とす

る。

第十七条の十三第一項中「第十七条の七第九項(同条第十項)を「第十七条の七第十項(同条十一項)」に改める。

附則に次の一条を加える。

七 地域再生法の一部を改正する法律の一部改

正

第二十二条 地域再生法の一部を改正する法律(平成二十七年法律第二号)の一部を次のように改

正する。

附則第二条中「第十七条の七第七項」を「第

十七条の七第六項」に改める。

理由

地域の活力の再生を総合的かつ効果的に推進するため、認定地域再生計画に基づく事業に対する特別の措置として地方活力向上地域特定業務施設整備計画の作成並びにこれに基づく開発許可の実施する理由である。

年法律第二十二号)の一部を次のように改正する。

第九十四条第二項中「第十七条の七第六項」を「第十七条の七第七項」に改める。

附則第十六条のうち地域再生法第十七条の二の改正規定中「第十七条の二」を「第十七条の十

五」に改め、同改正規定の前に次のように加え

る。

第五条第四項第五号中「第十七条の七第六項」を「第十七条の七第七項」に改める。

第十七条の七中第十項を第十一項とし、第六項から第九項までを一項ずつ繰り下げ、第五項の次に次の一項を加える。

6 認定市町村が農地法第四条第一項に規定する指定市町村である場合における前項の規定の適用については、同項中「係るもの」とあるのは「係るものであつて、第一号から第四号までに掲げる要件に該当するもの」と、「次に」とあるのは「第五号に」とす

る。

第十七条の十三第一項中「第十七条の七第九項(同条第十項)を「第十七条の七第十項(同条十一項)」に改める。

附則に次の一条を加える。

七 地域再生法の一部を改正する法律の一部改

正

第二十二条 地域再生法の一部を改正する法律(平成二十七年法律第二号)の一部を次のように改

正する。

附則第二条中「第十七条の七第七項」を「第

十七条の七第六項」に改める。

理由

地域の活力の再生を総合的かつ効果的に推進するため、認定地域再生計画に基づく事業に対する特別の措置として地方活力向上地域特定業務施設整備計画の作成並びにこれに基づく開発許可の実施する理由である。

人中小企業基盤整備機構による債務保証及び課税の特例等並びに地域再生土地利用計画の作成及びこれに基づく開発許可の特例等を追加する等の措置を講ずる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

地域における産業の現状その他の事情に照らして、安定した雇用機会の確保に資するものを導入する事業に関する事項

2 1の(1)の事業が記載された地域再生計画が内閣総理大臣の認定を受けたときは、1の(1)の事業を実施する法人等は、当該事業の実施に関する計画を作成することができるものとし、当該計画について、都道府県知事の認定を受けたときは、独立行政法人中小企業基盤整備機構による債務保証及び課税の特例等の適用があるものとすること。

3 1の(2)の事業が記載された地域再生計画が内閣総理大臣の認定を受けたときは、認定市町村は、協議会における協議を経て、集落生

活圏について、地域再生土地利用計画を作成することができるものとするとともに、当該計画に係る記載事項、同計画に基づく農地等の転用等の許可及び開発許可等の特例措置等について規定するものとすること。

4 1の(3)の事業が記載された地域再生計画が内閣総理大臣の認定を受けたときは、自家用有償旅客運送者は、旅客の運送に付随して、少量の郵便物、新聞紙その他の貨物を運送することができるものとすること。

5 認定地域再生計画に記載されている1の4の事業により遊休工場用地等に導入される産業は、農村地域工業等導入促進法の規定の適用については、工業等とみなすものとすること。

6 この法律は、一部の規定を除き、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行すること。

二 議案の可決理由

地域の活力の再生を総合的かつ効果的に推進するため、認定地域再生計画に基づく事業に対する特別の措置を講じようとする本案は、妥当なものと認め、可決すべきものと決した。

(一) (1)に規定する事業と一体的に推進する事業であつて、地域における持続可能な公共交通網の形成及び物資の流通の確保に資するため、自家用有償旅客運送者が行うものに關する事項

(四) 遊休工場用地等に、工業等以外の産業であつて、当該遊休工場用地等の存する農村

設置整備計画の作成並びにこれに基づく独立行政法

の推進を図るために関係法律の整備に関する法の推進を図るために関係法律の整備に関する法の一部を次のように改正する。

第六条 地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るために関係法律の整備に関する法の一部を次のように改正する。

附則第十三条の次に次の二条を加える。

(一) (都市再生特別措置法の一部改正)

第十三条の一 都市再生特別措置法(平成十四

なお、本案に対し、維新の党から修正案が提出されたが、賛成少数をもつて否決された。

右報告する。

平成二十七年五月二十九日

衆議院議長 大島 理森殿  
地方創生に関する特別委員長 鳩山 邦夫

国家戦略特別区域法及び構造改革特別区域法

の一部を改正する法律案

右  
国会に提出する。

平成二十七年四月三日

内閣総理大臣 安倍 晋三

国家戦略特別区域法及び構造改革特別区域

(国家戦略特別区域法の一部改正)  
第一条 国家戦略特別区域法(平成二十五年法律

第一百七号)の一部を次のように改正する。  
目次中「第十三条」を「第十二条の二」に、「第

三十七条」を「第三十六条の二」に改める。

第十九条の二第八項から第十項まで	当該地方公共団体	当該関係地方公共団体
一の地方公共団体		

第十一條第一項中「及び第十八条第四項第一号を「第十八条第四項第一号、第二十条の三及び第二十四条の三第三項第一号」に改める。  
(公証人法の特例)  
第十二条の二 国家戦略特別区域会議が、第八条第二項第二号に規定する特定事業として、公証人役場外定款認証事業(国家戦略特別区域内の場所(公証人法(明治四十一年法律第五十一条)第十八号第一項に規定する役場以外の場所に限る。)において、公証人が会社法

第一条第一項第一号及び第三項中「第十三条」を「第十二条の二」に改める。

第八条第二項第三号中「第十三条」を「第十二条の二」に改め、同条第九項中「(第一条第二項第一号に掲げるものに限る。以下この項において同じ。)」を削り、「長は、当該特定事業の下に「(第二条第二項第一号に掲げるものに限る。)」を加え、「第十三条」を「第十二条の二」に

改める。

第十条第二項中「以下の項において同じ。」を「定められた特定事業に、」及び「を「定められた特定事業及びに改め、「当該特定事業等」との下に「(第二条第二項第一号に掲げるものに限る。)とあるのは、第二条第二項第二号に規定する事業を除く」とを加え、「第十三条」を「第十二条の二」に改め、「第十二条の二」に改め、同条第三項中「及び第十三条を「第十三条第五項」の下に「第十九条の二第四項」を加え、同項の表第十九条第一項第三号の項の次に次のように加える。

下に「及び第十九条の二第八項から第十項までの規定を「第十二条第五項」の下に「第十九条の二第四項」を加え、同項の表第十九条第一項第三号の項の次に次のように加える。

おいて、当該定款の認証に関する職務を行うことができる。

前項の区域計画には、第八条第二項第四号に掲げる事項として、公証人役場外定款認証事業を実施する場所を定めるものとする。

(学校教育法等の特例)

第十二条の三 国家戦略特別区域会議が、第八条第二項第二号に規定する特定事業として、公立国際教育学校等管理事業(国家戦略特別区域内において、都道府県又は地方自治法第二百五十二条の十九第一項の指定都市(以下この条において「都道府県等」という。)が設置する学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第一条に規定する中学校(同法第七十一条の規定により高等学校における教育と一貫した教育を施すものに限る。)、高等学校又は中等教育学校のうち、国際理解教育及び外国語教育を重点的に行うもののその他の産業の国際競争力の強化及び国際的な経済活動の拠点の形成に寄与する人材の育成の必要性に対応するための教育を行うものとして政令で定める基準に適合するもの(以下この項及び第三項の規定を「第十二条第五項」の下に「第十九条の二第四項」を加え、同項の表第十九条第一項第三号の項の次に次のように加える。

二 その役員のうちに、第十二項の規定により刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けたことがなくなつた日から起算して二年を経過しない者がある者

三 指定の手続

二 指定公立国際教育学校等管理法人が行う管理に関する基本的な方針

三 指定公立国際教育学校等管理法人が管理を行う公立国際教育学校等(以下この条において「特定公立国際教育学校等」という。)において生徒に対してされる入学、卒業、退学その他の処分に関する手続及び基準

四 前号に掲げるもののほか、指定公立国際教育学校等管理法人が行う管理に関する基準及び業務の範囲

五 その他指定公立国際教育学校等管理法人が行う管理に関する必要な事項

四 指定は、期間を定めて行うものとする。

五 都道府県等は、指定をしようとするとき

は、あらかじめ、当該都道府県等の議会の議決を経なければならない。

ときは、当該認定の日以後は、都道府県等は、学校教育法第五条の規定にかわらず、条例の定めるところにより、指定公立国際教育学校等の管理法人に公立国際教育学校等の管理を行わせることができる。

2 次の各号のいずれかに該当する者は、前項の規定による指定(以下この条において単に「指定」という。)を受けることができない。  
一 第十項の規定により指定を取り消され、その取消しの日から起算して二年を経過しない者  
二 その役員のうちに、第十二項の規定により刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けたことがなくなつた日から起算して二年を経過しない者がある者  
三 指定の手続  
二 指定公立国際教育学校等管理法人が行う管理に関する基本的な方針  
三 指定公立国際教育学校等管理法人が管理を行う公立国際教育学校等(以下この条において「特定公立国際教育学校等」という。)において生徒に対してされる入学、卒業、退学その他の処分に関する手続及び基準  
四 前号に掲げるもののほか、指定公立国際教育学校等管理法人が行う管理に関する基準及び業務の範囲  
五 その他指定公立国際教育学校等管理法人が行う管理に関する必要な事項  
四 指定は、期間を定めて行うものとする。  
五 都道府県等は、指定をしようとするとき  
は、あらかじめ、当該都道府県等の議会の議決を経なければならない。

6 指定公立国際教育学校等管理法人の役員若しくは職員又はこれらの職にあつた者は、特

定公立国際教育学校等の管理の業務に関して、知り得た秘密を漏らし、又は盗用してはならない。

7 指定公立国際教育学校等管理法人の役員又は職員であつて特定公立国際教育学校等の管理の業務に従事するものは、刑法(明治四十一年法律第四十五号)その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

8 指定公立国際教育学校等管理法人は、毎年度終了後、その管理を行う特定公立国際教育学校等の業務に關し事業報告書を作成し、当該特定公立国際教育学校等を設置する都道府県等に提出しなければならない。

9 都道府県等の教育委員会は、指定公立国際教育学校等管理法人が管理を行う特定公立国際教育学校等の管理の適正を期するため、指

定公立国際教育学校等管理法人に対して、当該管理の業務又は経理の状況に關し報告を求め、実地について調査し、又は必要な指示をすることができる。

10 都道府県等は、指定公立国際教育学校等管理法人が前項の指示に従わないときその他当該指定公立国際教育学校等管理法人による管理を継続することが適當でないと認めるときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

11 特定公立国際教育学校等に關する次の表のは、同表の第二欄に掲げる規定中同表の第三欄に掲げる字句は、それぞれ同表の第四欄に掲げる字句とするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

		学校教育法		第四十九条		中学校		第一百九十九条第七項		受託者及び受託者		地方自治法	
第二百四十四条 第二項		指定管理者		についても		中学校(第三十八条の規定にあつては、国家戦略特別区域法(平成二十五年法律第百七号)第十二条の三第三項第三号に規定する特定公立国際教育学校等に該当するものを除く。)		第七項		受託者及び受託者		第七項	
指定管理者及び国家戦略特別区域法(平成二十五年法律第百七号)第十二条の三第三項第三号に規定する特定公立国際教育学校等に該当するもの(以下この条において単に「特定公立国際教育学校等」という。)に該当するものを除く。)	及び当該普通地方公共団体が国家戦略特別区域法(平成二十五年法律第百七号)第十二条の三第一項の規定に基づき同項に規定する公立国際教育学校等(第二百五十二条の三十七第四項及び第二百五十二条の四十二第一項において単に「公立国際教育学校等」という。)の管理を行わせているものについても	市町村立学校職員給与負担法(昭和二十三年法律第百三十五号)	第一条	中学校	中学校(国家戦略特別区域法(平成二十五年法律第百七号)第十二条の三第三項第三号に規定する特定公立国際教育学校等(以下この条において単に「特定公立国際教育学校等」という。)に該当するものを除く。)	中等教育学校	中等教育学校(特定公立国際教育学校等に該当するものを除く。)	弁償(いう。)は	弁償(以下この条及び	弁償(	地方自治法(昭和二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項の指定都市の設置する中学校(特定公立国際教育学校等に該当するものに限る。)及び中等教育学校(特定公立国際教育学校等に該当するものに限る。)の前期課程の管理に要する経費(特定公立国際教育学校等の職員の給料その他の給与及び報酬等に要する経費に相当するものとして都道府県が定める額に限る。)は	中学校	中等教育学校
定公立国際教育学校等の管理の業務に関して、知り得た秘密を漏らし、又は盗用してはならない。	7 指定公立国際教育学校等管理法人の役員又は職員であつて特定公立国際教育学校等の管理の業務に従事するものは、刑法(明治四十一年法律第四十五号)その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。	定公立国際教育学校等管理法人に対して、当該管理の業務又は経理の状況に關し報告を求め、実地について調査し、又は必要な指示をすることができる。	10 都道府県等は、指定公立国際教育学校等管理法人が前項の指示に従わないときその他当該指定公立国際教育学校等管理法人による管理を継続することが適當でないと認めるときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。	定公立国際教育学校等管理法人に対する監査の実施	第三百五十二条の三第一項	係るもの又は	係るもの	又は当該包括外部監査対象団体が国家戦略特別区域法第十二条の三第一項の規定に基づき公立国際教育学校等の管理を行わせているものの出納その他の事務の執行で当該管理の業務に係るものについて	第三百五十二条の三第一項	係るもの又は	係るもの	又は当該包括外部監査対象団体が国家戦略特別区域法第十二条の三第一項の規定に基づき公立国際教育学校等の管理を行わせているものの出納その他の事務の執行で当該管理の業務に係るものについて	

市町村立学校職員給与負担法(昭和二十三年法律第百三十五号)	第一条	中学校	中学校(国家戦略特別区域法(平成二十五年法律第百七号)第十二条の三第三項第三号に規定する特定公立国際教育学校等(以下この条において単に「特定公立国際教育学校等」という。)に該当するものを除く。)	中等教育学校	中等教育学校(特定公立国際教育学校等に該当するものを除く。)	弁償(いう。)は	弁償(以下この条及び	弁償(	中学校	中等教育学校	中等教育学校(特定公立国際教育学校等に該当するものを除く。)	中学校	中等教育学校
定公立国際教育学校等の管理の業務に関して、知り得た秘密を漏らし、又は盗用してはならない。	7 指定公立国際教育学校等管理法人の役員又は職員であつて特定公立国際教育学校等の管理の業務に従事するものは、刑法(明治四十一年法律第四十五号)その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。	定公立国際教育学校等管理法人に対する監査の実施	10 都道府県等は、指定公立国際教育学校等管理法人が前項の指示に従わないときその他当該指定公立国際教育学校等管理法人による管理を継続することが適當でないと認めるときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。	定公立国際教育学校等管理法人に対する監査の実施	第三百五十二条の三第一項	係るもの又は	係るもの	又は当該包括外部監査対象団体が国家戦略特別区域法第十二条の三第一項の規定に基づき公立国際教育学校等の管理を行わせているものの出納その他の事務の執行で当該管理の業務に係るものについて	第三百五十二条の三第一項	係るもの又は	係るもの	又は当該包括外部監査対象団体が国家戦略特別区域法第十二条の三第一項の規定に基づき公立国際教育学校等の管理を行わせているものの出納その他の事務の執行で当該管理の業務に係るものについて	

官 報 (号 外)

第二条 地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)	第十一条第一項第一号	公立学校	教育職員免許法(昭和二十四年法律第四百四十七号)
第一条第一号 ものに限る)、中等教育学校	第十四条の二 第十一條第一項 及び第二項第一号 義務教育諸学校	学校法人等は、 又は私立学校 、特定公立国際教育学校等又は私立 学校	義務教育費国庫負 担法(昭和二十七 年法律第三百三 号)
いう。)	当該教員 義務教育諸学校	国家戦略特別区域法第十二条の三第 一項に規定する指定公立国際教育学 校等管理法人はその管理を行う特定 公立国際教育学校等の教員につい て、学校法人等は これらの教員	義務教育諸学校(国家戦略特別区域 法(平成二十五年法律第百七号)第十 二条の三第三項第三号に規定する特 定公立国際教育学校等(以下この条 において単に「特定公立国際教育学 校等」という。)に該当するものを除 く。) いう。)並びに地方自治法(昭和二十 二年法律第六十七号)第二百五十二 条の十九第一項の指定都市の設置す る中学校及び中等教育学校(いづれ も特定公立国際教育学校等に該当す るものに限る。)の管理に要する経費 (教職員の給与及び報酬等)を要する 経費に相当するものに限る。)
ものに限り、特定公立国際教育学校 等に該当するものを除く)、中等教			公立学校(国家戦略特別区域法(平成 二十五年法律第百七号)第十二条の 三第三項第三号に規定する特定公立 国際教育学校等(以下単に「特定公立 国際教育学校等」という。)を除く。 次号において同じ。)

地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和三十一年法律第百六十二号)	べき地教育振興法 (昭和二十九年法律第百四十三号)	教職員の給与及び報酬等に要する経費	教職員の給与及び報酬等に要する経費並びに都道府県立の中学校及び中等教育学校(いすれも特定公立国際教育学校等に該当するものに限る)の管理に要する経費(教職員の給与及び報酬等に要する経費に相当するものに限る。)	教職員の給与及び報酬等に要する経費並びに都道府県立の中学校及び中等教育学校(いすれも特定公立国際教育学校等に該当するものを除く。)	
第一項	第五条	第三条第一項	第五条の三第一項	第五条の二第一項	
第四十七條の五	属する学校	設置者	公立の学校	(以下	
第一項	属する学校	設置者	公立の学校(国家戦略特別区域法(平成二十五年法律第百七号)第十二条の三第三項第三号に規定する特定公立国際教育学校等(第五条において単に「特定公立国際教育学校等」という。)を除く。第五条において「公立学校」という。)	(べき地学校(共同調理場を除く。)及びこれに準ずる学校にあつては、国家戦略特別区域法(平成二十五年法律第百七号)第十二条の三第三項第三号に規定する特定公立国際教育学校等(次条第一項において単に「特定公立国際教育学校等」という。)に該当するものを除く。以下	
第一項	属する学校	設置者	公立の学校(国家戦略特別区域法(平成二十五年法律第百七号)第十二条の三第三項第三号に規定する特定公立国際教育学校等(第五条において単に「特定公立国際教育学校等」という。)を除く。第五条において「公立学校」という。)	(べき地学校(共同調理場を除く。)及びこれに準ずる学校にあつては、国家戦略特別区域法(平成二十五年法律第百七号)第十二条の三第三項第三号に規定する特定公立国際教育学校等(次条第一項において単に「特定公立国際教育学校等」という。)に該当するものを除く。以下	

		公立の学校の事務職員の休職の特例に関する法律(昭和三十二年法律第百七十七号)		本則				
		公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する法律(昭和三十一年法律第二百四十号)		大学				
		公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律(昭和三十三年法律第二百十六号)		規定する学校				
		第六条第一項		規定する学校(公立国際教育学校等を除く。)				
		中学校及び義務教育学校並びに中等教育学校の前期課程(		規定する学校(国家戦略特別区域法(平成二十五年法律第百七号)第十二条の三第三項第三号に規定する特定公立国際教育学校等(以下この項及び第十五回において単に「特定公立国際教育学校等」という。)に該当するものを除く。以下同じ。)及び義務教育学校並びに中等教育学校(特定公立国際教育学校等に該当するものを除く。以下同じ。)の前期課程(				
規定する定期制の課程	第二条第二項	義務教育諸学校		中学校	大学及び国家戦略特別区域法(平成二十五年法律第百七号)第十二条の三第三項第三号に規定する特定公立国際教育学校等を除く。以下同じ。)			
		規定する全日制の課程		規定する通信制の課程(特定公立国際教育学校等に置くものを除く。以下同じ。)				
		公立高等学校の適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律(昭和三十六年法律第二百八十八号)		規定する通信制の課程(特定公立国際教育学校等に置くものを除く。以下同じ。)				
規定する定期制の課程	第九条第一項	公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法(昭和四十六年法律第七十七号)	中学校	中学校(国家戦略特別区域法(平成二十五年法律第百七号)第十二条の三第三項第三号に規定する特定公立国際教育学校等(以下この項において単に「特定公立国際教育学校等」といいう。)に該当するものを除く。以下同じ。)及び義務教育学校並びに中等教育学校(特定公立国際教育学校等に該当するものを除く。以下同じ。)の前期課程(				
		第十二条第一項		規定する通信制の課程(特定公立国際教育学校等に置くものを除く。以下同じ。)				
		中学校		規定する通信制の課程(特定公立国際教育学校等に置くものを除く。以下同じ。)				
		高等学校、中等教育学校		規定する通信制の課程(特定公立国際教育学校等に置くものを除く。以下同じ。)				
		高等学校(特定公立国際教育学校等に該当するものを除く。)、中等教育学校(特定公立国際教育学校等に該当するものを除く。)		規定する通信制の課程(特定公立国際教育学校等に置くものを除く。以下同じ。)				
		総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、当該認定の日以後は、当該国家戦略特別区域限定保育士事業に係る国家戦略特別区域限定保育士については、児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)第一章第六節及び第四十八条の三第二項の規定を適用せず、次項及び第四項から第十九項までに定めるところによる。		規定する定期制の課程(特定公立国際教育学校等に置くものを除く。以下同じ。)				
		2 国家戦略特別区域限定保育士は、その資格を得た次項に規定する事業実施区域において、第八項において準用する児童福祉法第十八条の十八第一項の登録を受け、国家戦略特別区域限定保育士の名称を用いて、専門的知識をもつて同様の業務を行う。		規定する定期制の課程(特定公立国際教育学校等に置くものを除く。以下同じ。)				

官報(号外)

識及び技術をもつて、児童の保育及び児童の保護者に対する保育に関する指導を行うことを業とする。

3

第一項の区域計画には、第八条第二項第四号に掲げる事項として、国家戦略特別区域限定保育士事業を実施する区域(以下この条において「事業実施区域」という。)を定めるものとする。

4

次の各号のいずれかに該当する者は、国家戦略特別区域限定保育士となることができない。

一 成年被後見人又は被保佐人

二 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終

わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して二年を経過しない者

三 第十五項若しくは第十七項から第十九項までの規定又は児童福祉法の規定その他児童の福祉に関する法律の規定であつて政令で定めるものにより、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から起算して二年を経過しない者

四 第八項において準用する児童福祉法第十八条の十九第一項第二号又は第二項の規定により登録を取り消され、その取消しの日から起算して二年を経過しない者

五 児童福祉法第十八条の十九第一項第二号

又は第二項の規定により登録を取り消され、その取消しの日から起算して二年を経過しない者

5

認定区域計画に定められた事業実施区域を管轄する都道府県の知事が行う国家戦略特別区域限定保育士試験に合格した者は、当該事業実施区域において、国家戦略特別区域限定保育士となる資格を有する。

6

国家戦略特別区域限定保育士試験は、厚生労働大臣の定める基準により、国家戦略特別区域限定保育士として必要な知識及び技能について前項に規定する都道府県の知事が行

う。

7 国家戦略特別区域限定保育士は、その業務

に関するときは、その資格を得た事業実施区域を表示してするものとし、当該事業実施区域以外の区域を表示してはならない。

8 児童福祉法第一章第六節第十八条の四から第十八条の七まで、第十八条の八第一項及び第二項並びに第十八条の二十三を除く)及び第四十八条の三第二項の規定は、国家戦略特別区域限定保育士について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

9

厚生労働大臣及び関係地方公共団体は、第五項に規定する事業実施区域において、その資格を得た国家戦略特別区域限定保育士が、保育士と連携して、その専門的知識及び技術をもつて、児童の保育及び児童の保護者に対する保育に関する指導を行うことにより保育の需要に応じるため、児童福祉法第四十五条第一項の基準の設定その他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

10 国家戦略特別区域限定保育士は、第八項において準用する児童福祉法第十八条の十八第一項の登録の日から起算して三年を経過した日(次項において「三年経過日」という。)以後においては、児童福祉法第十八条の六第二号に該当する者とみなす。

11

国家戦略特別区域限定保育士は、三年経過日に、第八項において準用する児童福祉法第十八条の十八第一項の登録をした都道府県知事による児童福祉法第十八条の十八第一項の登録を受けた者とみなす。この場合において、当該国家戦略特別区域限定保育士に係る第八項において準用する同条第一項の登録は、当該三年経過日に、その効力を失うものとする。

12

認定区域計画に定められた事業実施区域の

第十八条の十八第一項及び第二項	保育士登録簿	国家戦略特別区域限定保育士登録簿
第十八条の十九第一項	保育士登録証	国家戦略特別区域限定保育士登録証
第十八条の二十一第一項	第十八条の五各号	国家戦略特別区域法第十二条の四第四項各号
第十八条の二十二第一項	一号	国家戦略特別区域法第十二条の四第八項における准用するこの法律

第十八条の二十四	この法律	国家戦略特別区域限定保育士試験
設 保 育 士 試 驗	指定保育士養成施	国家戦略特別区域限定保育士試験

第十八条の八第三項及び 第十九条の十一第一項	保育士試験委員	国家戦略特別区域限定保育士試験委員
第十八条の九第一項及び 第十九条の十第一項	保育士試験	国家戦略特別区域限定保育士試験
この法律(		国家戦略特別区域限定保育士試験
国家戦略特別区域法第十二条の四第七項、同 第八項において準用するこの法律(同項に おいて準用する		国家戦略特別区域法第十二条の四第七項、同 第八項において準用するこの法律(同項に おいて準用する

十三から第十八条の十五まで、第十八条の十八第一項、第十八条の十七、第十八条の十九並びに第十八条の二十中「都道府県知事」とあるのは「試験実施指定都市の長」と、同法第十八条の九第三項及び第十八条の十八第二項中「都道府県」とあるのは「試験実施指定都市」と読み替えるものとするほか、次の」と、前項中「都道府県知事」とあるのは「試験実施指定都市の長の管轄区域を管轄する都道府県知事」とする。

13 第八項において準用する児童福祉法第十八条の十八第一項の登録を受けている者が認定区域計画に定められた事業実施区域内に所在する就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成十八年法律第七十七号)以下この項において「認定こども園法」という。第二条第七項に規定する幼保連携型認定こども園の職員となる場合における認定こども園法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律(平成二十四年法律第六十六号)以下この項において「認定こども園法一部改正法」という)の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

認定こども園法第十五条 第一項 法附則第五条第一項	児童福祉法	児童福祉法
国家戦略特別区域法(平成二十五年法律第七号)第十二条の四第八項において準用する 児童福祉法	国家戦略特別区域法(平成二十五年法律第七号)第十二条の四第八項において準用する 児童福祉法	国家戦略特別区域法(平成二十五年法律第七号)第十二条の四第八項において準用する 児童福祉法

14 次に掲げる事由が生じた場合においては、政令で、当該事由の発生に伴い合理的に必要と判断される範囲内において、所要の経過措置(別表に掲載する経過措置を含む。)を定める

15 第九条第一項の規定による認定区域計画の変更(事業実施区域を変更するもの又は第八条第二項第二号に規定する特定事業と

16 次に掲げる事由が生じた場合においては、政令で、当該事由の発生に伴い合理的に必要と判断される範囲内において、所要の経過措置(別表に掲載する経過措置を含む。)を定める

17 第八項において準用する児童福祉法第十八条の八第四項又は第十八条の十二第二項の規定に違反した者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

18 正当な理由がないのに、第八項において準用する児童福祉法第十八条の十六第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、同項の規定による質問に対し答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をし、又は同項の規定による立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した場合には、その違反行為をした指定試験機関(第八項において準用する同法第十八条の九第一項に規定する指定試験機関をいう。)の役員又は職員は、三十万円以下の罰金に処する。

15 条の二十一の規定に違反した者は、一年以下

19 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

一 第七項の規定に違反した者

二 第八項において準用する児童福祉法第十八条の十九第二項の規定により国家戦略特別区域限定保育士の名称の使用の停止を命ぜられた者で、当該停止を命ぜられた期間中に、国家戦略特別区域限定保育士の名称を使用したもの

二 第八項において準用する児童福祉法第十八条の十二の二の項において同じ。)を定めた区域計画について、内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、当該認定の日以後は、都道府県知事は、当該国家戦略特別区域医療法人運営柔軟化事業(国家戦略特別区域において、医師又は歯科医師でない理事であつて、医療法人の経営管理に於ける専門的な知識経験を有するもののうちから理事長を選出することにより、医療法人の運営の柔軟性を高め適切な医療を提供することを促進する事業をいう。以下この条及び別表の二の二の項において同じ。)を定めた区域計画について、内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、当該認定の日以後は、都道府県知事は、当該国家戦略特別区域医療法人運営柔軟化事業に係る医療法人から医療法第四十六条の三第一項ただし書の認可の申請があつた場合においては、当該申請が医療法人の運営の柔軟性を高め適切な医療を提供するために必要なものとして政令で定める基準に適合すると認めるときは、当該認可をするものとする。

(水産業協同組合の特例)

二 第十四条の二 国家戦略特別区域会議が、第八条第二項に規定する特定事業として、国家戦略特別区域医療法人運営柔軟化事業(国家戦略特別区域において、医師又は歯科医師でない理事であつて、医療法人の経営管理に於ける専門的な知識経験を有するもののうちから理事長を選出することにより、医療法人の運営の柔軟性を高め適切な医療を提供することを促進する事業をいう。以下この条及び別表の二の二の項において同じ。)を定めた区域計画について、内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、当該認定の日以後は、都道府県知事は、当該国家戦略特別区域医療法人運営柔軟化事業に係る医療法人から医療法第四十六条の三第一項ただし書の認可の申請があつた場合においては、当該申請が医療法人の運営の柔軟性を高め適切な医療を提供するために必要なものとして政令で定める基準に適合すると認めるときは、当該認可をするものとする。

二 第十四条の三 国家戦略特別区域会議が、第八

条第二項第二号に規定する特定事業として、漁業生産協業化促進事業(国家戦略特別区域において、漁業生産組合(当該国家戦略特別区域内に住所又は事業場を有するものに限る。以下この条において同じ。)の管理、設立及び解散に係る要件を緩和することにより、その組合員の漁業生産についての協業化を促進する事業をいう。別表の二の三の項において同じ。)を定めた区域計画について、内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、当該認定の日以後は、漁業生産組合(昭和二十三年法律第二百四十二号)第八十六条第二項から第四項までの規定の適用については、同条第二項中「第三十四条第一項、第二項」とあるのは「第三十四条第一項」と、「第三十四条第二項中「五人」とあるのは「三人」と、同条第十項」とあるのは「第三十四条第十項」と、同条第三項及び第四項中「七人」とあるのは「三人」とする。

二 第十六条の次に次の一条、見出し及び二条を加える。

(国有林野の管理経営に関する法律の特例)

二 第十六条の二 国家戦略特別区域会議が、第八条第二項第二号に規定する特定事業として、国有林野活用促進事業(国家戦略特別区域において、国有林野の管理経営に関する法律(昭和二十六年法律第二百四十六号)第七条第一項の規定により貸し付け、又は使用させることができる同法第二条第一項第一号の国有林野(以下この項において単に「国有林野」という。)の面積の規模を拡大することにより、国有林野の活用を促進する事業をいう。次項及び別表の四の二の項において同じ。)を定めた区域計画について、内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、当該認定の日以後は、当該区域計画に定められた次項の区域内にある国有林野についての同法第七

条第一項第五号の規定の適用については、同号中「五ヘクタール」とあるのは、「十ヘクタール」とする。

2 前項の区域計画には、第八条第二項第四号

に掲げる事項として、国有林野活用促進事業を実施する区域を定めるものとする。

(出入国管理及び難民認定法の特例)

第十六条の三 国家戦略特別区域内において特定事業として、

国家戦略特別区域家事支援事業

(国家戦略特別区域内において家事支援活動

(炊事、洗濯その他の家事を代行し、又は補助する業務で政令で定めるものに従事する活動をいう。以下この項において同じ。)を行う

外国人(年齢、家事の代行又は補助に関する職歴その他の政令で定める要件を満たすものに限る。以下この項において同じ。)を、本邦の公私機関(第三項に規定する指針に照らして必要な措置を講じてことその他の家事支援活動を行う外国人の受入れを適正かつ確実に行うために必要なものとして政令で定める基準に適合するものに限る。以下この項及び第三項において「特定機関」という。)が雇用契約に基づいて受け入れる事業をいう。第三項及び別表の四の三の項において同じ。)を定めた区域計画について、内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、当該認定の日以後は、法務大臣は、本邦に上陸しようとする外国人から、特定家事支援活動(特定機関との雇用契約に基づいて、国家戦略特別区域内に限つて行う家事支援活動をいう。以下この項及び次項において同じ。)を行いうるものとして、出入国管理及び難民認定法(昭和二十六年政令第三百十九号。以下「入管法」という。)第七条の二第一項の申請があつた場合には、当該特定家事支援活動を入管法第七条第一項第二号に規定する入管法別表第一の五の表の下欄に掲げる活動として法務大

臣があらかじめ告示をもつて定めるものに当するものとみなして、入管法第七条の二第二項の証明書を交付することができる。

2 外国人が前項の証明書を提出して入管法第六条第二項の申請をした場合における入管法

第七条第一項第二号の規定の適用については、当該申請に係る特定家事支援活動を入管法別表第一の五の表の下欄に掲げる活動として法務大臣があらかじめ告示をもつて定めるものに該当するものとみなす。

3 内閣総理大臣は、国家戦略特別区域家事支援外国人受人事業に関して、受け入れる外国人に対する研修の実施及び情報の提供、関係行政機関との連携の確保その他のその適正かつ確実な実施を図るために特定機関が講ずべき措置を定めた指針(以下この項において単に「指針」という。)を作成するものとする。

4 内閣総理大臣は、指針を定めようとするときは、国家戦略特別区域諮問会議の意見を聴かなければならない。

5 内閣総理大臣は、指針を定めたときは、遅滞なく、これを公表するものとする。

6 前二項の規定は、指針の変更について準用する。

第十六条の四 国家戦略特別区域会議が、第八条第二項第二号に規定する特定事業として、

国家戦略特別区域外国人創業活動促進事業

(国家戦略特別区域において、外国人が創業活動(貿易その他の事業の経営を開始して、その経営を行う活動をいう。以下この項において同じ。)を行うことを促進する事業をいう。別表の四の四の項において同じ。)を定めた区域計画について、内閣総理大臣の認定を受けたときは、当該認定の日以後は、法務大臣は、本邦に上陸しようとする外国人から、特定家事支援活動(特定機関との雇用契約に基づいて、国家戦略特別区域内に限つて行う家事支援活動をいう。以下この項及び次項において同じ。)を行いうるものとして、出入国管理及び難民認定法(昭和二十六年政令第三百十九号。以下「入管法」という。)第七条の二第一項の申請があつた場合には、当該特定家事支援活動を入管法第七条第一項第二号に規定する入管法別表第一の五の表の下欄に掲げる活動として法務大

のに限る。以下この項において単に「職員」の二第一項の申請があった場合には、創業外國人上陸審査基準(国家戦略特別区域における産業の国際競争力の強化及び国際的な経済活動の拠点の形成を図るために外国人による創業を促進することを旨とし、我が国の産業及び国民生活に与える影響その他の事情を勘案して政令で定める基準をいう。)を入管法第七条第一項第二号の規定の適用については、当該申請に係る特定家事支援活動を入管法別表第一の五の表の下欄に掲げる活動として法務大臣があらかじめ告示をもつて定めるものに該当するものとみなす。

2 外国人が前項の証明書を提出して入管法第六条第二項の申請をした場合における入管法

第七条第一項第二号の規定の適用については、当該申請に係る特定家事支援活動を入管法別表第一の五の表の下欄に掲げる活動として法務大臣があらかじめ告示をもつて定めるものに該当するものとみなす。

3 内閣総理大臣は、国家戦略特別区域外国人創業活動促進事業の運営を監督するため、

第六条第二項の申請をした場合における入管法

第七条第一項第二号の規定の適用については、当該申請に係る特定家事支援活動を入管法別表第一の五の表の下欄に掲げる活動として法務大臣があらかじめ告示をもつて定めるものに該当するものとみなす。

2 外国人が前項の証明書を提出して入管法第六条第二項の申請をした場合における入管法

第七条第一項第二号の規定の適用については、当該申請に係る特定家事支援活動を入管法別表第一の五の表の下欄に掲げる活動として法務大臣があらかじめ告示をもつて定めるものに該当するものとみなす。

3 内閣総理大臣は、国家戦略特別区域外国人創業活動促進事業の運営を監督するため、

第六条第二項の申請をした場合における入管法

第七条第一項第二号の規定の適用については、当該申請に係る特定家事支援活動を入管法別表第一の五の表の下欄に掲げる活動として法務大臣があらかじめ告示をもつて定めるものに該当するものとみなす。

第十九条の二 国家戦略特別区域会議が、第八条第二項第二号に規定する特定事業として、

国家戦略特別区域創業者人材確保支援事業

(国家戦略特別区域において、創業者(産業競争力強化法(平成二十五年法律第九十八号)第二条第二十三項第二号、第四号及び第六号に掲げる者をいう。以下この条及び第三十六条の三第一項において同じ。)が行う事業の実施による退職手当に係る同法第七条第一項の規定による退職期間の計算については、先の職員としての在職期間は、後の職員としての在職期間に引き続いたものとみなす。

2 前項の区域計画には、第八条第二項第四号に掲げる事項として、国家戦略特別区域創業者人材確保支援事業に係る創業者を定めるものとする。

3 再任用職員が退職した場合におけるその者に対する国家公務員退職手当法第二条の四の規定による退職手当の額の計算の基礎となる総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、当該認定の日以後は、国家公務員退職手当法(昭和二十八年法律第八百八十二号)第二条第一項に規定する職員(国の行政機関の

職員に限る。以下この項において単に「職員」という。)のうち、内閣官房令で定めるところにより、引き続いて創業者(当該区域計画に規定する退職手当の算定の基礎となる勤続期間が三年以上である職員の退職に限り、当該退職が同法第十二条第一号に規定する懲戒免職等処分を受けた職員の退職又は国家公務員法(昭和二十二年法律第百二十号)第七十六条の規定による失職(同法第三十八条第一号に該当する場合を除く。若しくはこれに準ずる退職に該当する場合を除く。第三項において「特定退職」という。)をし、かつ、引き続き特定被使用者となつた者であつて、引き続き特定被使用者となつた者として在職した後特定被使用者となつた日から起算して三年を経過した日までに再び職員となつたもの(特定被使用者として在職した後引き続いて職員となつた者及びこれに準ずる者として内閣官房令で定める者に限る。以下この項において「再任用職員」という。)が退職した場合におけるその者に対する国家公務員退職手当法第二条の四の規定による退職手当に係る同法第七条第一項の規定による退職期間の計算については、先の職員としての在職期間は、後の職員としての在職期間に引き続いたものとみなす。

す、特定退職に係る退職手当(以下この条において「先の退職手当」という。)の額の計算の基礎となつた基礎在職期間を含むものとする。

再任用職員が退職した場合におけるその者に対する國家公務員退職手当法第二条の四の規定による退職手当の額は、第一号に規定する法律の規定にかかわらず、政令で定めることにより、同号に掲げる額から第二号に掲げる額を控除して得た額とする。ただし、その額が第三号に掲げる額より少ないときは、

一　国家公務員退職手当法第二条の四から第六条の四まで及び附則第二十一項から第二十三項(いづれ、同二十一項の規定による我が三、右はつ)

部を改正する法律(昭和四十八年法律第三十号)附則第五項から第七項まで、国家公務員退職手当法等の一部を改正する法律

びに国家公務員退職手当法の一部を改正する法律(平成十七年法律第二百十五号)附則第三条、第五条及び第六条の規定により計算

二 再任用職員が支給を受けた先の退職手当の額と当該先の退職手当の支給を受けた日

三 前三項の規定を適用しないで第一号に規定する法律の規定により計算した額

第一項から前項までの規定は、再任用職員の退職前に、先の退職手当に關し、國家公務員退職手当法第十四条第一項の規定による処

規定による処分(先の退職手当の全部の返納を命ずるものに限る)が行われたときは、適用しない。

再任用職員が退職し、まだ当該職務に係る

退職手当(その額を第四項本文の規定により計算するものに限る。次項及び第八項において同じ。)の額が支払われていない場合において、先の退職手当に關し国家公務員退職手当法第十三条第一項から第三項までの規定による処分が行われたときは、当該退職に係る同法第十一条第二号に規定する退職手当管理機関(次項及び第八項において単に「退職手当管理機関」という。)は、当該処分を受けている者に対し、これらの規定による処分の場合に準じて、第四項本文の規定により計算した額から同項第三号に掲げる額を控除して得た額(以下この条において「特例加算額」という。)の支払を差し止める処分を行うものとする。この場合において、先の退職手当に關し同法第十三条第一項から第三項までの規定による処分が取り消されたときは、当該特例加算額の支払を差し止める処分も取り消すものとする。

再任用職員の退職前に、先の退職手当に關し、国家公務員退職手当法第十四条第一項の規定による処分(先の退職手当の全部を支給しないこととするものを除く。)若しくは同法第十五条第一項の規定による処分(先の退職手当の全部の返納を命ずるものとされるが行われたとき、又は再任用職員が退職し、まだ当該退職に係る退職手当の額が支払われていない場合において、先の退職手当に關し同法第十四条第一項若しくは第二項、第十五条第一項、第十六条第一項若しくは第十七条第一項から第五項までの規定による処分が行われたときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該処分を受けている者に対し、これらの規定による処分の場合に準じて、特例加算額の全部又は一部を支給しないこととする処分を行うものとする。この場合において、これらの規定による処分が取り消されたときは、当該特例加算額の全部又は一部を支給し

8 ないこととする処分も取り消すものとする。  
再任用職員が長職へ、当該長職に係る長職

手当の額が支払われた後において、先の退職手当に關し国家公務員退職手当法第十五条第一項、第十六条第一項又は第十七条规定する

三讀處分を受けていたる者に対し、これがの規定による処分の場合に準じて、特例加算額の全部又は一部に相当する額の返納又は納付を命ずる処分を行ふものとする。この場合にこれら

命する处分を行ふものとする。この場合は、もいて、これらの規定による处分が取り消されたときは、当該特例加算額の全部又は一部に相当する額の区内では内付を含む割合又は

木当する客の退納又は納付を命ぜる处分を取  
り消すものとする。

第三項の規定は第六項及び第七項の規定による処分について、同条第二項の規定は前項の規定による処分について、それぞれ準用する。

第二十条の次に次の二条を加える。

**第二十一条の二** 国家戦略特別区域会議が第八条第二項第二号に規定する特定事業として、都市公園占用保育所等施設設置事業(国家戦

略特別区域における保育その他の福祉サービスの需要に応ずるため、都市公園(都市公園法(昭和三十一年法律第七十九号))第二条第二項第一号に規定する区域

項に規定する都市公園をいう。以下この条において同じ。)を占用して、保育所その他の社会福祉施設であつて政令で定めるもの(通所

のみにより利用されるものに限る。以下この  
条において「保育所等施設」という。」を設置す  
る事業をいう。以下この条及び別表の八の二

の項において同じ<sup>1)</sup>を定めた区域計画について、内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、当該認定の日から二年以内

に当該都市公園占用保育所等施設設置事業に

係る保育所等施設のための都市公園の占用について同法第六条第一項又は第三項の許可の申請があつた場合には、当該区域計画に定められた次項の区域に係る都市公園の公園管理者(同法第五条第一項に規定する公園管理者をいう。)は、同法第七条の規定にかかわらず、当該保育所等施設のための都市公園の占用が当該保育所等施設の外観及び構造、占用に関する工事その他の事項に關し政令で定める技術的基準に適合する限り、当該許可を与えるものとする。

2 前項の区域計画には、第八条第二項第四号に掲げる事項として、都市公園占用保育所等施設設置事業に係る保育所等施設の種類ごとに当該保育所等施設を設置する都市公園の区域を定めるものとする。

(安全な血液製剤の安定供給の確保等に関する法律の特例)

第二十条の三 國家戦略特別区域會議が、第八条第二項第二号に規定する特定事業として、國家戦略特別区域血液由來特定研究用具製造事業(國家戦略特別区域において、大学その他の研究機関と連携し、業として、疾病の原因に関する研究、疾病的予防、診断及び治療に関する方法の研究開発又は医薬品・医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭和三十五年法律第百四十五号)に規定する医薬品・医療機器若しくは再生医療等製品(以下この項において「医薬品等」という。)の研究開発において試験その他の厚生労働省令で定める用途に用いる物(人体から採取された血液又はこれから得られた物を原料とするものに限り、医薬品等を除く。)として厚生労働大臣が定めるもの(以下この条において「血液由來特定研究用具」という。)を製造する事業であつて、次に掲げる要件のいずれにも該当するものをいう。以下この条及び別表の八の三の項において同じ。)を定めた区域

計画について、第八条第七項の内閣総理大臣の認定(第九条第一項の変更の認定を含む)以下この項及び第九項第二号において「内閣総理大臣認定」という。)を申請し、その内閣総理大臣認定を受けたときは、当該内閣総理大臣認定の日以後は、当該国家戦略特別区域血液由来特定研究用具製造事業を行おうとする者は、厚生労働省令で定めるところにより、その行おうとする事業が國家戦略特別区域血液由来特定研究用具製造事業に該当する者は、厚生労働大臣令で定めるところにより、その行おうとする事業が国家戦略特別区域血液由来特定研究用具製造事業を行おうとする者は、厚生労働大臣の認定(以下この条において「特定認定」という。)を受けることができる。

一 病院又は診療所の開設者(次項第三号及び第四項において「病院等開設者」という。)が血液由来特定研究用具の原料とする目的で採血する場合は、被採血者に対し採取した血液の用途その他採血に関し必要な事項について適切な説明を行い、その同意を得ることその他の厚生労働省令で定める措置の実施を確保すること。

二 血液由来特定研究用具が人体から採取された血液又はこれから得られた物の培養その他の厚生労働省令で定める方法により製造されること。

三 前二号に掲げるもののほか、厚生労働省令で定める要件に該当すること。

2 特定認定を受けようとする者は、厚生労働省令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書及び厚生労働省令で定める添付書類を厚生労働大臣に提出しなければならない。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

二 その行おうとする事業の内容

三 血液由来特定研究用具の原料とする目的で採血する病院等開設者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者

4 前三号に掲げるもののほか、厚生労働省令で定める事項

3 厚生労働大臣は、特定認定の申請に係る事業が国家戦略特別区域血液由来特定研究用具製造事業に該当すると認めるときは、特定認定をするものとする。

4 特定認定(次項の変更の認定を含む。以下この項及び第九項において同じ。)を受けた者が当該特定認定を受けた事業(第八項及び第九項第三号において「認定事業」という。)を行う場合における安全な血液製剤の安定供給の確保等に関する法律(昭和三十一年法律第百六十号)第十二条第二項及び第三十三条の規定の適用については、同項中「以外」とあるのは「又は国家戦略特別区域法(平成二十五年法律第百七号)第二十条の三第一項に規定する血液由来特定研究用具以外」と、同条中「第十一条」とあるのは「第十二条第一項若しくは同条第二項(国家戦略特別区域法第二十条の三第四項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)」とし、第二項第二号の病院等開設者が認定事業者の製造する血液由来特定研究用具の原料とする目的で採血する場合における同法第十二条第一項及び第三十三条の規定の適用については、同項中「限る。」とあるのは限る。)若しくは国家戦略特別区域法(平成二十五年法律第百七号)第二十条の三第一項に規定する血液由来特定研究用具と、同条中「第十二条第二項」とあるのは「第十二条第一項第二号に規定する特定事業として国家戦略特別区域血液由来特定研究用具製造事業を定めないこととするものに限る。」の認定があつたとき。

5 認定事業者は、第二項第二号又は第四号に掲げる事項の変更をしようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣の認定を受けたときは、その行おうとする事業の内容を前項の規定により特定認定を受けたとき。

6 認定事業者が前項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。 第二十四条の次に次の三条を加える。

7 第三項の規定は、前項の変更の認定について準用する。

8 厚生労働大臣は、この条の規定の施行に必要な限度において、認定事業者に対し、認定事業の実施状況について報告を求めることができる。

9 厚生労働大臣は、次の各号のいずれかに該当するときは、特定認定を取り消すことができる。

一 第九条第一項の規定による認定区域計画の変更(第八条第二項第二号に規定する特定事業として国家戦略特別区域血液由来特定研究用具製造事業を定めないこととするものに限る。)の認定があつたとき。

二 第十一条第一項の規定により認定区域計画第八条第二項第二号に規定する特定事業として国家戦略特別区域血液由来特定研究用具製造事業を定めたものに限る。)の内閣総理大臣認定が取り消されたとき。

三 認定事業者が行う認定事業が国家戦略特別区域血液由来特定研究用具製造事業に該当しなくなつたと認めるとき。

四 認定事業者が不正の手段により特定認定を受けたとき。

五 認定事業者が第五項又は第七項の規定に違反したとき。

六 認定事業者が前項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。 第二十四条の次に次の三条を加える。

7 これららの事項の変更が厚生労働省令で定める軽微な変更であるときは、この限りでない。

8 第二十四条の二 国家戦略特別区域会議が、第八条第二項第二号に規定する特定事業として、国家戦略特別区域高年齢退職者就業促進事業(国家戦略特別区域において、高年齢等の雇用の安定等に関する法律(昭和四十六年法律第六十八号)第四十二条第一項第四号に掲げる業務の範囲を拡張することにより、シルバー人材センター(同法第四十一条第二項に規定するシルバー人材センターをいう。)以下この項及び次項において同じ。)が高年齢退職者の就業の促進を図る事業をいう。以下の項、次項及び別表の十二の二の二の項において同じ。)を定めた区域計画について、内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、当該認定の日以後は、当該国家戦略特別区域高年齢退職者就業促進事業の実施主体として当該区域計画に定められたシルバー人材センターが同法第四十二条第五項の規定による一般労働者派遣事業(労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律(昭和六十年法律第八十八号)第二条第四号に規定する一般労働者派遣事業をいふ。)を定めた区域計画に定められたシルバー人材センターが同法第四十二条第五項の規定による一般労働者派遣事業(労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律(昭和六十年法律第八十八号)第二条第四号に規定する一般労働者派遣事業をいふ。)を行う場合(その場合に限る。)における高年齢者等の雇用の安定等に関する法律第四十二条第一項第四号の規定の適用については、同号中「軽易な業務」とあるのは、「軽易な業務又はその能力を活用して行う業務」とする。

2 前項の区域計画に、国家戦略特別区域高年齢退職者就業促進事業の実施主体として、シルバー人材センターを定めるに当つては、地域における労働力需給の状況及び当該国家戦略特別区域高年齢退職者就業促進事業に係る業務と同種の業務を営む事業者の事業活動に与える影響に配慮しなければならない。

3 前二項の規定は、高年齢者等の雇用の安定等に関する法律第四十一条第一項に規定するシルバー人材センター連合が同法第四十五条において準用する同法第四十二条第五項の規定に基づき行う一般労働者派遣事業について準用する。この場合において、第一項中「第四十二条第一項第四号」とあるのは「第四十五条第一項第四号」と、「シルバー人材センター」とあるのは「シルバー人材センター連合」と、「第四十一条第二項に規定するシルバー人材センター」とあるのは「第四十一条第一項に規定するシルバー人材センター連合」と、前項中「シルバー人材センター」とあるのは「シルバー人材センター連合」と読み替えるものとする。

四十二条第一項第四号」とあるのは「第四十五条第一項第四号」と、「シルバー人材センター」とあるのは「第四十一条第一項に規定するシルバー人材センター連合」と、前項中「シルバー人材センター」とあるのは「シルバー人材センター連合」と読み替えるものとする。（外国医師等が行う臨床修練等に係る医師法第十七条等の特例等に関する法律の特例）

第二十四条の三 国家戦略特別区域会議が、第八条第二項第一号に規定する特定事業として、国家戦略特別区域臨床修練診療所確保事業（国家戦略特別区域内において、外国医師等が行う臨床修練等に係る医師法第十七条等の特例等に関する法律（昭和六十二年法律第二十九号。以下この項及び次項第一号において「臨床修練等特例法」という。）第二条第六号に規定する臨床修練外国医師、同条第七号に規定する臨床修練外國歯科医師及び同条第八号に規定する臨床修練外國看護師等が同条第四号に規定する臨床修練（次項第一号において単に「臨床修練」という。）を行う診療所を確保する事業をいう。以下この条及び別表の二の三の項において同じ。）を定めた区域計画について、内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、当該認定の日以後は、同法第十一条第一項、第二十五条第三項又は第三十四条第三項の認証の申請があつた場合における同法第十一条第二項及び第三項（これらの規定を同法第二十五条第五項及び第三十四条第五項において準用する場合を含む。）の規定の適用については、同法第十一条第二項中「公告する」とあるのは「インターネットの利用その他の内閣府令で定める方法により公表すると」と、「書類」とあるのは「書類（第二号において「特定添付書類」という。）と、「二月間」とあるのは「二週間」と、同項第一号中「特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びにその定款に記載された目的」とあるのは「特定添付書類に記載された事項」と、同条第三項ただし書中「一月」とあるのは「一週間」とする。

第一項の規定による認定区域計画の変更（第八条第二項第四号に掲げる事項として診療所を定めないこととするもの又は同項第一号に規定する特定事業として国家戦略特別区域臨床修練診療所確保事業を定めないこととするものに限る。）の認定 当該認定の日 第二十三条第一項の規定による認定区域計画第八条第二項第一号に規定する特定事業として国家戦略特別区域臨床修練診療所確保事業を定めたものに限る。の認定の取消しの日

（特定非営利活動促進法の特例） 第二十四条の四 国家戦略特別区域会議が、第一項の規定による認定区域計画第八条第二項第一号に規定する特定事業として国家戦略特別区域臨床修練診療所確保事業を定めたものに限る。の認定の取消しの日

五号に規定する臨床修練病院等（第三項において単に「臨床修練病院等」という。）となつたものとみなす。

2 前項の区域計画には、第八条第二項第四号に掲げる事項として、次に掲げる要件のいずれにも該当する診療所を国家戦略特別区域臨床修練診療所確保事業に係る診療所として定めるものとする。

一 当該診療所の開設者が医療の分野における国際交流の推進に主体的に取り組んでいること。

二 臨床修練が適切に行われるための臨床修練等特例法第二条第九号に規定する臨床修練指導医、同条第十号に規定する臨床修練指導歯科医及び同条第十一号に規定する臨床修練指導者による指導監督に係る体制が確保されていること。

3 次の各号に掲げる事由が生じた場合においては、当該各号に定める日において、第一項の規定により臨床修練病院等となつたものとみなされた診療所（第一号において単に「診療所」という。）は、臨床修練病院等でなくなつたものとみなす。

一 第九条第一項の規定による認定区域計画の変更（第八条第二項第四号に掲げる事項として診療所を定めないこととするもの又は同項第一号に規定する特定事業として国家戦略特別区域臨床修練診療所確保事業を定めないこととするものに限る。）の認定

#### （課税の特例）

第二十七条の一 認定区域計画に定められる特定事業（第二条第二項第一号に掲げるもののうち産業の国際競争力の強化若しくは国際的な経済活動の拠点の形成に資するものとされるものに限る。以下この条において同じ。）を実施する法人であつて、国家戦略特別区域内において当該特定事業の用に供する施設又は設備を新設し、又は増設したものが、当該新設又は増設に伴い新たに取得し、又は製作し、若しくは建設した機械及び装置、器具及び備品、建物及びその附属設備並びに構築物については、租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）で定めるところにより、課税の特例の適用があるものとする。

第二十七条の四 認定区域計画に定められる特定事業（当該特定事業の実施に伴い必要な経済活動の拠点の形成に特に資するものとして内閣府令で定めるものに限る。）を行ふ者に対し、これらの事業の用に供するため土地又は土地の上に存する権利を譲渡した場合には、租税特別措置法で定めるところにより、課税の特例の適用があるものとする。

第二十七条の四 認定区域計画に定められる特定事業（当該特定事業の将来における成長発展を図るために外部からの投資を受けることが特に必要なものとして内閣府令で定めるものに限る。以下この条において同じ。）を行ふ株式会社（当該特定事業を行ふことについて適正かつ確実な計画を有すると認められることその他の内閣府令で定める要件に該当するものに限る。）により発行される株式を払込みにより個人が取得した場合には、租税特別措置法で定めるところにより、課税の特例の適用があるものとする。

第二十七条の五 第十六条の三第三項に規定する指針に関する規定 第三十条中第七号を第八号とし、第六号を第七号とし、第五号を第六号とし、第四号の次に次の一号を加える。

第六章中第三十七条の前に次の二条を加え  
る。  
第六章中第三十七条の前に次の二条を加え  
る。

(新たに法人を設立しようとする者に対する援助)

第三十六条の二 国及び関係地方公共団体は、国家戦略特別区域において、産業の国際競争力の強化又は国際的な経済活動の拠点の形成に資する事業の円滑な展開を図るため、国家戦略特別区域内において新たに法人を設立しようとする外国人、外国会社その他の者に対する他の法人の設立の手続及び法人を設立する場合における法人税法(昭和四十年法律第三十四号)、地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)、厚生年金保険法(昭和二十九年法律百十五号)その他の法令の規定に基づく手続に関する情報の提供、相談、助言その他の援助を一體的に行うものとする。

2 国家戦略特別区域会議は、前項に規定する援助の実施に關し、内閣総理大臣、関係行政機関の長及び関係地方公共団体の長に対し、意見を申し出ることができる。

3 内閣総理大臣、関係行政機関の長及び関係地方公共団体の長は、国家戦略特別区域会議に對し、当該国家戦略特別区域会議に係る国家戦略特別区域における第一項に規定する援助の実施状況に関する情報を提供するとともに、前項の意見について意見を述べるものとする。

4 国家戦略特別区域会議は、前項の規定により内閣総理大臣、関係行政機関の長及び関係地方公共団体の長が述べた意見を尊重するものとする。

(創業者が行う事業の実施に必要な人材の確保のための創業者等に対する援助)

第三十六条の三 国及び関係地方公共団体は、事業の実施に必要な人材の確保を支援することにより、産業の国際競争力の強化又は国際的

な経済活動の拠点の形成に資する事業の円滑な展開を図るため、創業者又は創業者に使用されることを希望する国の行政機関の職員、地方公共団体の職員、民間企業の従業員その他の者に対する採用又は就職の援助を行うものとする。

2 前条第一項から第四項までの規定は、前項の規定により国及び関係地方公共団体が援助を行う場合について準用する。この場合において、同条第二項中「前項」とあり、及び同条第三項中「第一項」とあるのは、「次条第一項」と読み替えるものとする。

3 第三十七条第三項を次のように改める。

第三十六条の二第一項から第四項までの規定は、第一項の規定により国が援助を行う場合について準用する。この場合において、これららの規定中「関係行政機関の長」とあるのは「及び関係行政機関の長」と、同条第二項中「前項」とあり、十七条第一項」と読み替えるものとする。

次に次の二条を加える。

第三十七条第四項及び第五項を削り、同条の十七条第一項」と読み替えるものとする。

(我が国の生活文化の特色を生かした魅力ある商品又は役務の海外における需要の開拓に関する活動の促進)

第三十七条の二 国及び関係地方公共団体は、我が国の生活文化の特色を生かした魅力ある商品又は役務の海外における需要の開拓に資するため、国家戦略特別区域において、当該需要の開拓に関する活動を行う外国人、外国会社その他の者と密接な連携を図りながら、これらの者に対する情報の提供及び助言その他当該活動を促進するために必要な施策を講ずるものとする。

別表中の一の項を一の四の項とし、同項の前に次のように加える。

(構造改革特別区域法の一部改正)

第二条 構造改革特別区域法(平成十四年法律第八十九号)の一部を次のように改正する。

第十九条の二 次に次の二条を加える。

(通訳案内士法の特例)

第十九条の一 地方公共団体が、その設定する構造改革特別区域において、地域固有の観光の魅力についての通訳案内(通訳案内士法(昭和二十四年法律第二百十号)第二条に規定する通訳案内をいう。以下この条において同じ。)に対する外国人観光旅客の需要の動向そ

一	公証人役場外定款認証事業	第十二条の二
一の二	公立国際教育学校等管理事業	第十二条の三
一の三	国家戦略特別区域限定保育士事業	第十二条の四

別表の二の項の次に次のように加える。		
二の二	国家戦略特別区域医療法人運営柔軟化事業	第十四条の二
二の三	漁業生産協業化促進事業	第十六条の三
四の二	国有林野活用促進事業	第十六条の二
四の三	国家戦略特別区域家事支援外国人受入事業	第十六条の三
四の四	国家戦略特別区域外国人創業活動促進事業	第十六条の四
七の二	国家戦略特別区域創業者人材確保支援事業	第十九条の一
八の二	都市公園占用保育所等施設設置事業	第二十条の二
八の三	国家戦略特別区域血液由来特定研究用具製造事業	第二十条の三
十二の二	国家戦略特別区域高齢退職者就業促進事業	第二十四条の二
十二の三	国家戦略特別区域臨床修練診療所確保事業	第二十四条の三
十二の四	特定非営利活動法人設立促進事業	第二十四条の四

の他の事情からみて、地域限定特例通訳案内士(次項に規定する地域限定特例通訳案内士)をいう。以下この項において同じ。)の育成、確保及び活用を図る事業(以下この項及び別表第九号の二において「地域限定特例通訳案内士育成等事業」という。)を実施することが、通訳案内士と連携して外国人観光旅客の需要の多様化に的確に対応し、地域における観光の振興を図るために必要であると認めて内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、当該認定の日以後は、当該地域限

定特例通訳案内士育成等事業に係る地域限定特例通訳案内士については、次項から第十四項までに定めるところによる。

2 地域限定特例通訳案内士は、その資格を得た構造改革特別区域の区域において、報酬を得て、通訳案内を行うことを業とする。

3 地域限定特例通訳案内士については、通訳案内士法の規定を適用しない。

4 第一項の認定を受けた地方公共団体が行う当該認定に係る構造改革特別区域の特性に応じた通訳案内に関する研修を修了した者は、当該構造改革特別区域の区域において、地域限定特例通訳案内士となる資格を有する。

5 次の各号のいずれかに該当する者は、地域限定特例通訳案内士となる資格を有しない。

一 年以上の懲役又は禁錮の刑に処せられた者で、刑の執行を終わり、又は刑の執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しないもの

二 第九項において準用する通訳案内士法第三十三条第一項の規定により業務の禁止の処分を受けた者で、当該処分の日から二年を経過しないもの

三 通訳案内士法第三十三条第一項の規定により通訳案内士の業務の禁止の処分を受けた者で、当該処分の日から二年を経過しないもの

四 奄美群島振興開発特別措置法(昭和二十九年法律第二百八十九号)第十七条第九項において準用する通訳案内士法第三十三条第五小笠原諸島振興開発特別措置法(昭和二十四年法律第七十九号)第十七条第八項において準用する通訳案内士法第三十三条第一項の規定により奄美群島特別通訳案内士の業務の禁止の処分を受けた者で、当該処分の日から二年を経過しないもの

五 小笠原諸島振興開発特別措置法(昭和二十四年法律第七十九号)第十七条第八項において準用する通訳案内士法第三十三条第一項の規定により小笠原諸島特別通訳案内士の業務の禁止の処分を受けた者で、当該

処分の日から二年を経過しないもの

六 外国人観光旅客の旅行の容易化等の促進による国際観光の振興に関する法律(平成九年法律第九十一号)第二十四条第三項において準用する通訳案内士法第三十三条第一項の規定により地域限定特例通訳案内士の業務の禁止の処分を受けた者で、当該処分の日から二年を経過しないもの

七 中心市街地の活性化に関する法律(平成十年法律第九十二号)第三十六条第九項において準用する通訳案内士法第三十三条第一項の規定により中心市街地特別通訳案内士の業務の禁止の処分を受けた者で、当該処分の日から二年を経過しないもの

八 沖縄振興特別措置法(平成十四年法律第十四号)第十四条第八項において準用する通訳案内士法第三十三条第一項の規定により沖縄特別通訳案内士の業務の禁止の処分を受けた者で、当該処分の日から二年を経過しないもの

九 福島復興再生特別措置法(平成二十四年法律第二十五号)第六十三条第八項において準用する通訳案内士法第三十三条第一項の規定により福島特別通訳案内士の業務の禁止の処分を受けた者で、当該処分の日から二年を経過しないもの

十 通訳案内士法第四章の規定は、地域限定特例通訳案内士の業務について準用する。この場合において、同法第三十二条第一項中「第三十五条第一項」とあるのは「構造改革特別区域法第十九条の二第十項において準用する第三十五条第一項」と、同条第二項中「都道府県知事」とあるのは「認定地方公共団体の長」と、同法第二十一条見出しを含む。」中「通訳案内士登録証」とあるのは「地域限定特例通訳案内士の登録を受けた者」と、同法第三号中「第四条各号」とあるのは「構造改革特別区域法第十九条の二第五項各号」と、同法第二十六条中「第二十一条第一項」とあるのは「構造改革特別区域法第十九条の二第八項において準用する第二十一条第一項」と読み替えるものとする。

十一 次の各号のいずれかに該当する者は、五十万円以下の罰金に処する。

一二 第六項の規定に違反した者

一 偽りその他不正の手段により地域限定特例通訳案内士の登録を受けた者

二 第九項において準用する通訳案内士法第三十三条第一項の規定による業務の停止の処分に違反した者

三 第九項において準用する通訳案内士法第三十三条第一項の規定による業務の停止の

場合において、同法第三十二条第一項中「第三十五条第一項」とあるのは「構造改革特別区域法第十九条の二第十項において準用する第三十五条第一項」と、同条第二項中「都道府県知事」とあるのは「認定地方公共団体の長」と、同法第二十一条見出しを含む。」中「通訳案内士登録証」とあるのは「地域限定特例通訳案内士の登録を受けた者」と、同法第三号中「第四条各号」とあるのは「構造改革特別区域法第十九条の二第五項各号」と、同法第二十六条中「第二十一条第一項」とあるのは「構造改革特別区域法第十九条の二第八項において準用する第二十一条第一項」と読み替えるものとする。

一二 第九項において準用する通訳案内士法第三十条の規定に違反した者

一 第七項の規定に違反した者

二 第九項において準用する通訳案内士法第三十条の規定に違反した者

三 第九項において準用する通訳案内士法第三十四条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

四 第十項において準用する通訳案内士法第三十五条第一項の団体が同項の規定による届出を受けた同法第四条第一項に規定する構造改革特別区域以外の区域を表示してはならない

五 通訳案内士法第三章の規定は、地域限定特例通訳案内士の登録について準用する。この

場合において、同法第三十二条第一項中「第三十五条第一項」とあるのは「構造改革特別区域法第十九条の二第十項において準用する第三十五条第一項」と、同条第二項中「都道府県知事」とあるのは「認定地方公共団体の長」と、同法第二十一条見出しを含む。」中「通訳案内士登録簿」とあるのは「地域限定特例通訳案内士登録簿」と、同法第十九条中「都道府県」とあるのは「認定地方公共団体(構造改革特別区域法第十九条の二第一項の認定を受けた地方公共団体をいい、当該地

方公共団体の長」と読み替えるものとする。

一二 通訳案内士法第三十五条の規定は、地域限定特例通訳案内士の団体について準用する。

一 この場合において、同法第一項中「観光庁長官」とあるのは「認定地方公共団体(構造改革特別区域法第十九条の二第一項の認定を受けた地方公共団体をいい、当該地方公共団体の長」と読み替えるものとする。

二 この場合において、同法第四条第一項に規定する構造改革特別区域計画において定めた一の地方公共団体をいう。以下この章において同法第二十五条第一項に規定する構造改革特別区域計画において定めた一の地方公共団体をい」と、同法第二十条第一項及び第二十二条第一項中「都道府県知事」とあるのは「認定地

団体の代表者又は管理者を三十万円以下の過料に処する。

14 第九項において準用する通訳案内士法第二十九条第一項又は第二項の規定に違反した者は、十万円以下の過料に処する。

第十八条の二の次に次の二条を加える。  
 (道路整備特別措置法及び民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律の特例)

第十八条の三 地方公共団体が、その設定する構造改革特別区域において、公社管理道路(地方道路公社(地方道路公社法(昭和四十五年法律第八十二号)第一条の地方道路公社をいう。以下この条において同じ。)が道路整備特別措置法(昭和三十一年法律第七号)第十一条の規定の許可を受けて新設し、又は改築した道路であつて、同法第十四条の規定により維持、修繕及び災害復旧を行い、又は同法第五十五条第一項の許可を受けて維持、修繕及び災害復旧を行うものをいう。以下この条において同じ。)の交通の状況及びその近傍に立地する商業施設その他の施設の利用の状況に照らし、当該施設を運営する事業と連携して民間事業者が公社管理道路運営事業(公社管理道路の運営等(民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律(平成十一年法律第百七号。以下この条及び第三十条第一項において「民間資金法」という。)第二条第六項に規定する運営等をいう。以下この項において同じ。)であつて、当該公社管理道路の利用に係る料金(以下この条において「利用料金」という。)を当該運営等を行う者が自らの収入として收受するもの及びこれに附帯する事業をいう。以下この項及び別表第十八号の三において同じ。)を実施することが、当該公社管理道路の通行者及び利用者の利便の増進を図るために必要であると認めて内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたとき

は、当該認定の日以後は、当該地方道路公社は、民間資金法第十九条第一項の規定により公社管理道路運営権(当該認定に係る公社管理道路運営事業(以下この条において「認定公社管理道路運営事業」という。)に係る公共施設等運営権(民間資金法第二条第七項に規定する公共施設等運営権をいう。))をいう。以下この条において同じ。)を設定する場合には、  
 道路整備特別措置法第十条第一項、第十一條第一項及び第十五条第一項の規定にかかるらず、当該公社管理道路運営権を有する者(以下この条において「公社管理道路運営権者」という。)に当該認定公社管理道路運営事業に係る利用料金を自らの収入として收受させるものとする。

2 地方道路公社が民間資金法第五条第一項の規定により認定公社管理道路運営事業に係る実施方針を定める場合における民間資金法第十七条の規定の適用については、同条第四号中「第二十条の規定により費用を徴収する場合には、その旨あらかじめ徴収金額を定める場合には、その旨あらかじめ徴収金額」とあるのは、「構造改革特別区域法(平成十四年法律第八十九号)第二十八条の規定に規定する公社管理道路運営権の設定の対価を徴収する旨及びその金額」とあるのは、「構造改革特別区域法(平成十四年法律第八十九号)第二十八条の規定により認定公社管理道路運営権を設定する三第十項に規定する公社管理道路運営権の設定の対価を徴収する旨及びその金額」とす

る。

3 公社管理道路運営権者が民間資金法第二十二条第一項の規定により認定公社管理道路運営事業に係る公共施設等運営権実施契約を締結する場合における同項の規定の適用については、同項第三号中「公共施設等の利用に係る約款を定める場合には、その決定手続及び公表方法とあるのは、「供用約款の決定手続及び公表方法並びに利用料金の公表方法」とする。

4 公社管理道路運営権者が民間資金法第二十三条第一項の規定により利用料金を收受する

5 公社管理道路運営権を設定した地方道路公社(以下この条において「特定道路公社」という。)は、公社管理道路運営権者が民間資金法第二十三条第一項の規定により收受する利用料金の上限及びその徴収期間を定め、国土交通大臣の認可を受けて定めた利用料金の上限の範囲内で」とする。

6 国土交通大臣は、前項に規定する利用料金の上限及びその徴収期間が道路整備特別措置法第二十三条第一項(第五号に係る部分に限る。)に定める基準その他政令で定める基準に適合するものであると認める場合に限り、前項の認可をすることができる。

7 第五項の認可については、道路整備特別措置法第十条第六項及び第十六条の規定を準用する。

8 地方道路公社が民間資金法第十九条第一項の規定により公社管理道路運営権を設定する場合における道路整備特別措置法第十条第四項、第十四条、第十五条第四項、第十七条第三項、第二十四条第一項から第三項まで、第二十五条第一項及び第五十二条の規定の適用については、同法第十条第四項中「第二号、第五号又は第六号」とあるのは「又は第二号、第五号又は第六号」とあるのは「又は第二号」と、同法第十四条中「料金」とあるのは「構造改革特別区域法(平成十四年法律第八十九号)第二十八条の三第一項に規定する利用料金(以下「利用料金」という。)」と、同法第十条第四項中「第二号、第四号又は第五号」とあるのは「又は第二号」と、同法第十七条第三項、第二十四条第一項及び第二項並びに第

10 特定道路公社は、民間資金法第十九条第一項の規定により公社管理道路運営権を設定したときは、公社管理道路運営権者から当該公社管理道路運営権の設定の対価を徴収しなければならない。

11 特定道路公社は、前項に規定する対価の額を定め、国土交通大臣の認可を受けなければならぬ。これを変更しようとするときも、同様とする。

12 国土交通大臣は、第十項に規定する対価の額が、特定道路公社が收受する公社管理道路運営権に係る公社管理道路に係る占用料その他の收入で政令で定めるものと併せて、当該公社管理道路の新設、改築、維持、修繕その他の管理に要する費用で政令で定めるものを、当該公社管理道路に係る利用料金の徴収期間の満了の日までに償うものであると認められる場合に限り、前項の認可をすることができる。

13 特定道路公社が民間資金法第十九条第一項の規定により公社管理道路運営権を設定した場合における道路整備特別措置法第十条第四項、第十四条、第十五条第四項、第十七条第三項、第二十四条第一項から第三項まで、第二十五条第一項及び第五十二条の規定の適用については、同法第十条第四項中「第二号、第五号又は第六号」とあるのは「又は第二号」と、同法第十四条中「料金」とあるのは「構造改革特別区域法(平成十四年法律第八十九号)第二十八条の三第一項に規定する利用料金(以下「利用料金」という。)」と、同法第十条第四項中「第二号、第四号又は第五号」とあるのは「又は第二号」と、同法第十七条第三項、第二十四条第一項及び第二項並びに第

同法第二十四条第三項中「この法律の規定により料金を徴収することができる」とあるのは「構造改革特別区域法第二十八条の三第一項の規定により公社管理道路運営権者(同項に規定する公社管理道路運営権者をいう。以下同じ。)に利用料金を收受させることとしている」と、「料金の徴収」とあるのは「当該公社管理道路運営権者が利用料金の徴収を」と、「料金の徴収施設」とあるのは「利用料金の徴収施設」と、「料金を徴収される」とあるのは「利用料金を徴収されること」としては「利用料金を徴収される」と、同法第二十

五条第一項中「料金を徴収しよう」とあるのは「公社管理道路運営権者に利用料金を收受させよう」と、「その額及び」とあるのは「その額又は」と、「当該料金の額又は」とあるのは「当該」とし、同法第十二条第四項の規定は、適用しない。

第三十条第一項中「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律(平成十一年法律第百七十九号)」を「民間資金法」に改め、「及び次条」を削る。

別表第九号の次に次のように加える。

九の二 地域限定特例通訳案内士育成等事業	第十九条の二
別表第十八号の二の次に次のように加える。	

十八の三 民間事業者による公社管理道路運営事業	第十八条の三
別表第十八号の二の次に次のように加える。	

第十九条の二	第十八条の三
別表第十八号の二の次に次のように加える。	

### 附 則

#### (施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中国家戦略特別区域法第八条第九項の改正規定(「第十三条」を「第十二条の二」に改める部分を除く。)、同法第十条第二項の改正規定(「第十三条」を「第十二条の二」に改める部分を除く。)、同法第十二条の二に改める部分を除く。)、同法第十二条第二項の改正規定(「第十三条」を「第十二条の二」に改める部分を除く。)及び同法第二十七条の次に見出しおよび三条を加える改正規定並びに附則第十四条及び第十九条の規定

二 第二条中構造改革特別区域法第二十八条の二の次に次のように加える改正規定、同法第三十条第一項の改正規定及び同法別表第十八号の二の次に次のように加える改正規定、公布の日から起算して一月を超えない範囲内において政令で定める日

三 附則第十五条の規定 労働者派遣事業の適

正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律等の一部を改正する法律(平成二十一年法律第百七十九号)の公布の日又はこの法律の施行の日のいずれか遅い日	第二条 (経過措置)
正後の国家戦略特別区域法第十二条の三第十一項の表公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律(昭和三十三年法律第一百六十六号)の項中「及び義務教育学校並びに」とあるのは、「並びに」とする。	第三条 (児童福祉法の一部改正)

八 構造改革特別区域法(平成十四年法律第一百八十九号)第十九条の二(第九項において準用する通訳案内士法第三十三条第一項の規定により地域限定特例通訳案内士の業務の禁止の処分を受けた者で、当該処分の日から二年を経過しないもの)	第五条 (奄美群島振興開発特別措置法の一部改正)
八 構造改革特別区域法(平成十四年法律第一百八十九号)第十九条の二(第九項において準用する通訳案内士法第三十三条第一項の規定により地域限定特例通訳案内士の業務の禁止の処分を受けた者で、当該処分の日から二年を経過しないもの)	第六条 (住民基本台帳法の一部改正)
八 構造改革特別区域法(平成十四年法律第一百八十九号)第十九条の二(第九項において準用する通訳案内士法第三十三条第一項の規定により地域限定特例通訳案内士の業務の禁止の処分を受けた者で、当該処分の日から二年を経過しないもの)	第七条 (外国人観光客の旅行の容易化等の促進による国際観光の振興に関する法律の一部改正)
八 構造改革特別区域法(平成十四年法律第一百八十九号)第十九条の二(第九項において準用する通訳案内士法第三十三条第一項の規定により地域限定特例通訳案内士の業務の禁止の処分を受けた者で、当該処分の日から二年を経過しないもの)	第八条 (外国人観光客の旅行の容易化等の促進による国際観光の振興に関する法律(平成九年法律第九十一号)の一部を次のように改正する。)
八 構造改革特別区域法(平成十四年法律第一百八十九号)第十九条の二(第九項において準用する通訳案内士法第三十三条第一項の規定により地域限定特例通訳案内士の業務の禁止の処分を受けた者で、当該処分の日から二年を経過しないもの)	第九条 (中心市街地の活性化に関する法律の一部改正)

八 構造改革特別区域法(平成十四年法律第一百八十九号)第十九条の二(第九項において準用する通訳案内士法第三十三条第一項の規定により地域限定特例通訳案内士の業務の禁止の処分を受けた者で、当該処分の日から二年を経過しないもの)	第十条 (中心市街地の活性化に関する法律(平成十四年法律第一百八十九号)に「第二十条第八項及び第四十三条第八項」を「第十九条の二(第八項)に改め、「昭和二十四年法律第二百十号)」
八 構造改革特別区域法(平成十四年法律第一百八十九号)第十九条の二(第九項において準用する通訳案内士法第三十三条第一項の規定により地域限定特例通訳案内士の業務の禁止の処分を受けた者で、当該処分の日から二年を経過しないもの)	第十一条 (中心市街地の活性化に関する法律(平成十四年法律第一百八十九号)に「第二十条第八項及び第四十三条第八項」を「第十九条の二(第八項)に改め、「昭和二十四年法律第二百十号)」
八 構造改革特別区域法(平成十四年法律第一百八十九号)第十九条の二(第九項において準用する通訳案内士法第三十三条第一項の規定により地域限定特例通訳案内士の業務の禁止の処分を受けた者で、当該処分の日から二年を経過しないもの)	第十二条 (中心市街地の活性化に関する法律(平成十四年法律第一百八十九号)に「第二十条第八項及び第四十三条第八項」を「第十九条の二(第八項)に改め、「昭和二十四年法律第二百十号)」
八 構造改革特別区域法(平成十四年法律第一百八十九号)第十九条の二(第九項において準用する通訳案内士法第三十三条第一項の規定により地域限定特例通訳案内士の業務の禁止の処分を受けた者で、当該処分の日から二年を経過しないもの)	第十三条 (中心市街地の活性化に関する法律(平成十四年法律第一百八十九号)に「第二十条第八項及び第四十三条第八項」を「第十九条の二(第八項)に改め、「昭和二十四年法律第二百十号)」



ること」の下に、「同法第十六条の三第三項に規定する指針の作成に関する事」とを加える。

#### (国土交通省設置法の一部改正)

第十八条 国土交通省設置法(平成十一年法律第一百号)の一部を次のように改正する。

第四条第二十二号の二中「国際戦略総合特別区域通訳案内士、地域活性化総合特別区域通訳案内士」を「地域限定特別通訳案内士」に改めること。

(政令への委任) 第十九条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む)は、政令で定める。

#### 理由

産業の国際競争力の強化及び国際的な経済活動の拠点の形成に関する施策の総合的かつ集中的な推進を図るため、公立国際教育学校等管理事業に係る学校教育法等の特例措置その他の国家戦略特別区域に係る法律の特例に関する措置の追加等を行ふとともに、民間事業者による公社管理道路運営事業に係る道路整備特別措置法等の特例措置その他の構造改革特別区域に係る法律の特例に関する措置を追加する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

#### 国家戦略特別区域法及び構造改革特別区域法の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書

##### 一 議案の目的及び要旨

本案は、産業の国際競争力の強化及び国際的な経済活動の拠点の形成に関する施策の総合的かつ集中的な推進を図るため、公立国際教育学校等管理事業に係る学校教育法等の特例措置その他の構造改革特別区域に係る法律の特例に関する措置を追加するものとすること。

(労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律等の一部を改正する法律の一部改正)  
第十五条 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律等の一部を改正する法律の一部を次のように改正する。  
(国家戦略特別区域法の一部改正)  
第十六条 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律等の一部を改正する法律の一部を次のように改正する。

(労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律等の一部を改正する法律の一部改正)  
第十七条 内閣府設置法(平成二十一年法律第九号)の一部を次のように改正する。  
第十八条 国家戦略特別区域法(平成二十五年法律第百七号)の一部を次のように改正する。  
(国家戦略特別区域法の一部改正)  
第十九条 内閣府設置法(平成十一年法律第八十九号)の一部を次のように改正する。  
第四条第三項第三号の七中「区域計画に関する措置の追加等を行うとともに、経済社会の

	立国際教育学校等に該当するものを除く。)
第三条 設置する義務教 育諸学校 教職員の給与及 び報酬等に要す る経費	設置する義務教 育諸学校 教職員の給与及び報酬等に要する経費並びに指定都市の設置する中学校及び中等教育学校(いずれも特定公立国際教育学校等に該当するものに限る。)の管理に要する経費、教職員の給与及び報酬等に要する経費に相当するものに限る。)
	設置する義務教 育諸学校 教職員の給与及び報酬等に要する経費並びに中等教育学校(いずれも特定公立国際教育学校等に該当するものに限る。)の管理に要する経費(教職員の給与及び報酬等に要する経費に相当するものに限る。)

にに関する法律の特例、特定非営利活動促進法の特例及び設備投資減税等に関する課税の特例に係る規定を追加とともに、国及び関係地方公共団体は、法人の設立の手続に関する援助を一体的に行うことその他の措置を講ずるものとすること。

構造改革特別区域法の一部改正

道路整備特別措置法等の特例として、通行者の利便の増進を図るために、地方道路公社が管理する有料道路の運営権を設定する場合に、民間事業者による当該道路の運営を可能とするほか、通訳案内士法の特例に係る規定を追加するものとすること。

この法律は、一部の規定を除き、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行すること。

二 議案の可決理由

産業の国際競争力の強化及び国際的な経済活動の拠点の形成に関する施策の総合的かつ集中的な推進を図るために、公立国際教育学校等管理事業に係る学校教育法等の特例措置その他の国家戦略特別区域に係る法律の特例に関する措置の追加等を行うとともに、経済社会の構造改革及び地域の活性化を図るために、民間事業者による公社管理道路運営事業に係る道路整備特別措置法等の特例措置その他の構造改革特別区域に係る法律の特例に関する措置を追加する本法案は、妥当なものと認め、可決すべきものと議決した次第である。

なお、本案に対し、民主党・無所属クラブから修正案が提出されたが、賛成少数をもつて否決された。

右報告する。

平成二十七年五月二十九日

地方創生に関する特別委員長 鳩山 邦夫

衆議院議長 大島 理森殿

### 学校教育法等の一部を改正する法律案

右  
国会に提出する。

平成二十七年三月十七日  
内閣総理大臣 安倍 晋三

第一條 学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)の一部を次のように改正する。  
目次中「第五章 中学校(第四十五条→第四十九条)」を「第五章 中学校(第四十五条→第四十九条)」を「第五章 中学校(第四十九条)」に改める。

第二條 第四条第一項第三号及び第六条ただし書中「中学校」の下に「義務教育学校」を加える。

第三條 第十七条第一項中「これを小学校」の下に「義務教育学校の前期課程」を加え、同項ただし書中「小学校」の下に「の課程、義務教育学校の前期課程」を加え、「当該」を「これら」に改め、同条第二項中「小学校」の下に「の課程、義務教育学校の前期課程」を「中学校」の下に「義務教育学校の後期課程」を加える。

第四條 第三十八条に次のたゞし書を加える。

「ただし、教育上有益かつ適切であると認めることは、義務教育学校の設置をもつてこれに代えることができる。」

第五條 第四十一条第一項中「小学校」の下に「又は義務教育学校」を加える。

第六條 第五章の次に次の一章を加える。

第七條 第二章第一項中「中学校」の下に「義務教育学校の後期課程及び」を加え、同項の表中「小学校」の下に「義務教育学校の前期課程を含む。」を、「又は中学校」の下に「義務教育学校の後期課程及び」を加え、同校(の下に「義務教育学校の後期課程を含む。」)を、「中学校」の下に「義務教育学校の後期課程及び」を加える。

第八條 第六条第一項及び第六条の二中「及び中学校」を「中学校及び義務教育学校」に改める。

第九條 第七条第一項第一号の表中「小学校」の下に「義務教育学校の前期課程を含む。」を、「中学校(の下に「義務教育学校の後期課程を含む。」)を、「中学校」の下に「義務教育学校の後期課程及び」を加え、同項第一号中「小学校の数」と「小学校(義

は、前条に規定する目的を実現するため、第二十一条各号に掲げる目標を達成するよう行わるものとする。

第四十九条の四 義務教育学校の修業年限は、九年とする。

第四十九条の五 義務教育学校の前期課程は、これを前期内六年の前期課程及び後期三年の後期課程に区分する。

第四十九条の六 義務教育学校の前期課程における教育は、第四十九条の二に規定する目的のうち、心身の発達に応じて、義務教育として行われる普通教育のうち基礎的なものを施すことを実現するために必要な程度において第二十一条各号に掲げる目標を達成するよう行われるものとする。

第四十九条の七 義務教育学校の後期課程における教育として行われる普通教育は、第四十九条の二に規定する目的のうち、前期課程における教育の基礎の上に、心身の発達に応じて、義務教育として行われる普通教育を施すことを実現するため、第二十一条各号に掲げる目標を達成するよう行われるものとする。

第四十九条の八 義務教育学校の前期課程及び後期課程の教育課程に関する事項は、第四十九条の二、第四十九条の三及び前条の規定並びに次条において読み替えて準用する第三十二条第一項の規定に従い、文部科学大臣が定めることとする。

第四十九条の九 義務教育学校の前期課程及び後期課程の教育課程に関する事項は、第四十九条の二、第四十九条の三及び前条の規定並びに次条において読み替えて準用する第三十二条第一項の規定に従い、文部科学大臣が定めることとする。

第四十九条の十 義務教育学校の前期課程及び後期課程の教育課程に関する事項は、第四十九条の二、第四十九条の三及び前条の規定並びに次条において読み替えて準用する第三十二条第一項の規定に従い、文部科学大臣が定めることとする。

第四十九条の十一 義務教育学校の前期課程及び後期課程の教育課程に関する事項は、第四十九条の二、第四十九条の三及び前条の規定並びに次条において読み替えて準用する第三十二条第一項の規定に従い、文部科学大臣が定めることとする。

第四十九条の十二 義務教育学校の前期課程及び後期課程の教育課程に関する事項は、第四十九条の二、第四十九条の三及び前条の規定並びに次条において読み替えて準用する第三十二条第一項の規定に従い、文部科学大臣が定めることとする。

第四十九条の十三 義務教育学校の前期課程及び後期課程の教育課程に関する事項は、第四十九条の二、第四十九条の三及び前条の規定並びに次条において読み替えて準用する第三十二条第一項の規定に従い、文部科学大臣が定めることとする。

第四十九条の十四 義務教育学校の前期課程及び後期課程の教育課程に関する事項は、第四十九条の二、第四十九条の三及び前条の規定並びに次条において読み替えて準用する第三十二条第一項の規定に従い、文部科学大臣が定めることとする。

第四十九条の十五 義務教育学校の前期課程及び後期課程の教育課程に関する事項は、第四十九条の二、第四十九条の三及び前条の規定並びに次条において読み替えて準用する第三十二条第一項の規定に従い、文部科学大臣が定めることとする。

第四十九条の十六 義務教育学校の前期課程及び後期課程の教育課程に関する事項は、第四十九条の二、第四十九条の三及び前条の規定並びに次条において読み替えて準用する第三十二条第一項の規定に従い、文部科学大臣が定めることとする。

第四十九条の十七 義務教育学校の前期課程及び後期課程の教育課程に関する事項は、第四十九条の二、第四十九条の三及び前条の規定並びに次条において読み替えて準用する第三十二条第一項の規定に従い、文部科学大臣が定めることとする。

第四十九条の十八 義務教育学校の前期課程及び後期課程の教育課程に関する事項は、第四十九条の二、第四十九条の三及び前条の規定並びに次条において読み替えて準用する第三十二条第一項の規定に従い、文部科学大臣が定めることとする。

第四十九条の十九 義務教育学校の前期課程及び後期課程の教育課程に関する事項は、第四十九条の二、第四十九条の三及び前条の規定並びに次条において読み替えて準用する第三十二条第一項の規定に従い、文部科学大臣が定めることとする。

第四十九条の二十 義務教育学校の前期課程及び後期課程の教育課程に関する事項は、第四十九条の二、第四十九条の三及び前条の規定並びに次条において読み替えて準用する第三十二条第一項の規定に従い、文部科学大臣が定めることとする。

第四十九条の二十一 義務教育学校の前期課程及び後期課程の教育課程に関する事項は、第四十九条の二、第四十九条の三及び前条の規定並びに次条において読み替えて準用する第三十二条第一項の規定に従い、文部科学大臣が定めることとする。

第四十九条の二十二 義務教育学校の前期課程及び後期課程の教育課程に関する事項は、第四十九条の二、第四十九条の三及び前条の規定並びに次条において読み替えて準用する第三十二条第一項の規定に従い、文部科学大臣が定めることとする。

第四十九条の二十三 義務教育学校の前期課程及び後期課程の教育課程に関する事項は、第四十九条の二、第四十九条の三及び前条の規定並びに次条において読み替えて準用する第三十二条第一項の規定に従い、文部科学大臣が定めることとする。

義務教育学校」を加える。

第五十八条の次に次の二条を加える。

第五十八条の二 高等学校の専攻科の課程(修業年限が二年以上であることその他の文部科学大臣の定める基準を満たすものに限る。)を修了した者第九十条第一項に規定する者に限り、大学に編入学することができる。

第五十八条の三 高等学校の専攻科の課程(修業年限が二年以上であることその他の文部科学大臣の定める基準を満たすものに限る。)を修了した者第九十条第一項に規定する者に限り、大学に編入学することができる。

第五十八条の四 高等学校の専攻科の課程(修業年限が二年以上であることその他の文部科学大臣の定める基準を満たすものに限る。)を修了した者第九十条第一項に規定する者に限り、大学に編入学することができる。

第五十八条の五 高等学校の専攻科の課程(修業年限が二年以上であることその他の文部科学大臣の定める基準を満たすものに限る。)を修了した者第九十条第一項に規定する者に限り、大学に編入学することができる。

第五十八条の六 高等学校の専攻科の課程(修業年限が二年以上であることその他の文部科学大臣の定める基準を満たすものに限る。)を修了した者第九十条第一項に規定する者に限り、大学に編入学することができる。

第五十八条の七 高等学校の専攻科の課程(修業年限が二年以上であることその他の文部科学大臣の定める基準を満たすものに限る。)を修了した者第九十条第一項に規定する者に限り、大学に編入学することができる。

第五十八条の八 高等学校の専攻科の課程(修業年限が二年以上であることその他の文部科学大臣の定める基準を満たすものに限る。)を修了した者第九十条第一項に規定する者に限り、大学に編入学することができる。

第五十八条の九 高等学校の専攻科の課程(修業年限が二年以上であることその他の文部科学大臣の定める基準を満たすものに限る。)を修了した者第九十条第一項に規定する者に限り、大学に編入学することができる。

第五十八条の十 高等学校の専攻科の課程(修業年限が二年以上であることその他の文部科学大臣の定める基準を満たすものに限る。)を修了した者第九十条第一項に規定する者に限り、大学に編入学することができる。

第五十八条の十一 高等学校の専攻科の課程(修業年限が二年以上であることその他の文部科学大臣の定める基準を満たすものに限る。)を修了した者第九十条第一項に規定する者に限り、大学に編入学することができる。

第五十八条の十二 高等学校の専攻科の課程(修業年限が二年以上であることその他の文部科学大臣の定める基準を満たすものに限る。)を修了した者第九十条第一項に規定する者に限り、大学に編入学することができる。

第五十八条の十三 高等学校の専攻科の課程(修業年限が二年以上であることその他の文部科学大臣の定める基準を満たすものに限る。)を修了した者第九十条第一項に規定する者に限り、大学に編入学することができる。

第五十八条の十四 高等学校の専攻科の課程(修業年限が二年以上であることその他の文部科学大臣の定める基準を満たすものに限る。)を修了した者第九十条第一項に規定する者に限り、大学に編入学することができる。

第五十八条の十五 高等学校の専攻科の課程(修業年限が二年以上であることその他の文部科学大臣の定める基準を満たすものに限る。)を修了した者第九十条第一項に規定する者に限り、大学に編入学することができる。

第五十八条の十六 高等学校の専攻科の課程(修業年限が二年以上であることその他の文部科学大臣の定める基準を満たすものに限る。)を修了した者第九十条第一項に規定する者に限り、大学に編入学することができる。

第五十八条の十七 高等学校の専攻科の課程(修業年限が二年以上であることその他の文部科学大臣の定める基準を満たすものに限る。)を修了した者第九十条第一項に規定する者に限り、大学に編入学することができる。

第五十八条の十八 高等学校の専攻科の課程(修業年限が二年以上であることその他の文部科学大臣の定める基準を満たすものに限る。)を修了した者第九十条第一項に規定する者に限り、大学に編入学することができる。

第五十八条の十九 高等学校の専攻科の課程(修業年限が二年以上であることその他の文部科学大臣の定める基準を満たすものに限る。)を修了した者第九十条第一項に規定する者に限り、大学に編入学することができる。

第五十八条の二十 高等学校の専攻科の課程(修業年限が二年以上であることその他の文部科学大臣の定める基準を満たすものに限る。)を修了した者第九十条第一項に規定する者に限り、大学に編入学することができる。

第五十八条の二十一 高等学校の専攻科の課程(修業年限が二年以上であることその他の文部科学大臣の定める基準を満たすものに限る。)を修了した者第九十条第一項に規定する者に限り、大学に編入学することができる。

第五十八条の二十二 高等学校の専攻科の課程(修業年限が二年以上であることその他の文部科学大臣の定める基準を満たすものに限る。)を修了した者第九十条第一項に規定する者に限り、大学に編入学することができる。

務教育学校の前期課程を含む。)の数」に改め、「中学校(の下に「義務教育学校の後期課程及び」を加え、「との」を「及び義務教育学校の数」に改め、同項第三号中「小学校」の下に「(義務教育学校の前期課程を含む。)」を、「中学校(の下に「義務教育学校の後期課程及び」を加え、同項第四号中「と中学校」を「中学校」に、「との」を「及び義務教育学校の分校の数」に改め、同項第五号中「及び中学校」を「中学校及び義務教育学校に改め、同条第二項中「若しくは中学校」を「中学校若しくは義務教育学校の前期課程を含む。」を、「中学校」の下に「(義務教育学校の後期課程を含む。)」を、「中学校」の下に「(義務教育学校の後期課程を含む。)」を、「中学校」に、「との」を「及び義務教育学校の分校の数」に改め、「の教育課程」の下に「及び義務教育学校の前期課程」を、「の教科等」の下に「及び義務教育学校の前期課程の教科等」を加え、同条第三項中「以上の小学校の下に「(義務教育学校の前期課程を含む。以下この項において同じ。)」を、「中学校(の下に「義務教育学校の後期課程及び」を加え、「までの小学校の数」と「までの小学校の数及び義務教育学校の数」に、「中学校の数との」を「中学校の数及び義務教育学校の数」に改める。

第八条第一号中「小学校」の下に「(義務教育学校の前期課程を含む。)」を、「中学校」の下に「(義務教育学校の後期課程を含む。)」を加え、「中学校」の下に「(義務教育学校の前期課程を含む。)」を、「中学校」の下に「(義務教育学校の後期課程を含む。)」を加え、同条第二号中「小学校」の下に「(義務教育学校の前期課程を含む。)」を、「中学校」の下に「(義務教育学校の後期課程及び」を加える。

第九条第一号及び第二号中「小学校」の下に「(義務教育学校の前期課程を含む。)」を、「中学校」を加える。

#### (教育職員免許法の一部改正)

第五条 教育職員免許法(昭和二十四年法律第百四十七号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「中学校」の下に「義務教育学校」を加える。

第三条中第五項を第六項とし、第四項を第五項とし、第三項の次に次の一項を加える。

4 義務教育学校の教員(養護又は栄養の指導及び管理をつかさどる主幹教諭、養護教諭、

養護教諭並びに栄養教諭を除く。)について

は、第一項の規定にかかわらず、小学校の教員の免許状及び中学校の教員の免許状を有す

る者でなければならない。

第三条の二第一項第六号を同項第七号とし、

同項第五号中「第一号から第三号まで」を「第一号、第二号及び第四号」に、「及び」を「並びに」に改め、同号を同項第六号とし、同項第四号中「前二号」を「第二号及び前号」に改め、同号を同項第五号とし、同項中第三号を第四号とし、第二号の次に次の一号を加える。

三 義務教育学校における前二号に掲げる事

第四条第二項中「学校」の下に「義務教育学

校」を加え、同条第三項中「幼稚園」の下に「義務教育学校」を加え、同条第四項中「学校」の下に「義務教育学校」を加える。

第六条の五第一項中「第三項」を「第四項」に

改め、同項第一号中「及び中学校」を「中學

校」に改め、「以下同じ。」の下に「及び義務教

育学校」を加え、同項第二号及び第四号中「及び

中学校」を「中学校及び義務教育学校」に改め

る。

第五条の見出し中「及び中学校」を「中学校

及び義務教育学校」に改め、同条第一項中「行な

う」を「行うに」、「又は中学校」を「中学校又は

義務教育学校」に改める。

第六条第一項中「中学校」の下に「義務教育

学校」を「中学校及び義務教育学校」に改め

る。

附則第二項中「中学校」の下に「義務教育学

校」の後期課程を加える。

附則第十五項中「小学校」の下に「義務教育

学校」の前期課程」を加える。

附則第十七項中「第四項」を「第五項」に改め

る。

第四条 次に掲げる法律の規定中「中学校」の下に

「義務教育学校」を加える。

一 教科書の発行に関する臨時措置法(昭和二十三年法律第百三十二号)第二条第一項

二 教育公務員特例法(昭和二十四年法律第一

号)第十二条第一項及び第十三条第二項第一

三　国有財産特別措置法(昭和二十七年法律第 一百十九号)第二条第二項第七号	十八　駐留軍等の再編の円滑な実施に関する特 別措置法(平成十九年法律第六十七号)別表七 の項
四　義務教育諸学校における教育の政治的中立 の確保に関する臨時措置法(昭和二十九年法 律第百五十七号)第一条第一項	十九　いじめ防止対策推進法(平成二十五年法 律第七十一号)第二条第二項
五　学校給食法(昭和二十九年法律第百六十号) 第三条第二項及び第十二条第二項	一　社会教育法(昭和二十四年法律第二百七号) 「中学校又は義務教育学校」を改める。
六　女子教職員の出産に際しての補助教職員の 確保に関する法律(昭和三十年法律第百二十 五号)第二条第一項	二　成田国際空港周辺整備のための国の財政上 の特別措置に関する法律(昭和四十五年法律 (昭和三十一年法律第百六十二号)第四十七条 の四第一項)
七　地方教育行政の組織及び運営に関する法律 (昭和三十一年法律第百六十二号)第四十七条 八　学校保健安全法(昭和三十三年法律第五十 六号)第二十四条	三　水源地域対策特別措置法(昭和四十八年法 律第百十八号)別表第一
九　職業能力開発促進法(昭和四十四年法律第 六十四号)第九十五条第二項	四　小学校及び中学校の教諭の普通免許状授与 に係る教職員免許法の特例等に関する法律 (平成九年法律第九十号)第四条
十　著作権法(昭和四十五年法律第四十八号)第 三十三条第一項	（産業教育振興法の一部改正）
十一　公立の義務教育諸学校等の教育職員の給 与等に関する特別措置法(昭和四十六年法律 第百七十七号)第二条第一項	第六条　産業教育振興法(昭和二十六年法律第二 百二十八号)の一部を次のように改正する。 第一条中「中学校」の下に「義務教育学校の後 期課程」を加える。
十二　学校教育の水準の維持向上のための義務 教育諸学校の教育職員の人材確保に関する特 別措置法(昭和四十九年法律第二号)第二条第 一项	第七条　出入国管理及び難民認定法(一部改 正)　別表第一の二の表教育の項中「中学校」の下に 「義務教育学校」を加える。
十三　私立学校振興助成法(昭和五十年法律第 六十号)第九条	第七条　出入国管理及び難民認定法(昭和二十六 年政令第三百十九号)の一部を次のように改正す る。
十四　文部科学省設置法(平成十一年法律第九 十六条)第七号及び第十一号	（豪雪地帯対策特別措置法の一部改正）
十五　原子力発電施設等立地地域の振興に関する 特別措置法(平成十二年法律第百四十八号) 別表義務教育施設の項	第十一条　豪雪地帯対策特別措置法(昭和三十七 年法律第四十号)第一条
十六　独立行政法人日本スポーツ振興センター 法(平成十四年法律第百六十二号)第三条及び 第十八条	（豪雪地帯対策特別措置法(昭和三十七 年法律第七十三号)の一部を次のように改正す る。）
十七　国立大学法人法(平成十五年法律第百十 二号)第二十三条	第十五条第一項第一号中「若しくは中学校又 に義務教育学校の後期課程及び」を、「小学校 の下に「(義務教育学校の前期課程を含む。)」を 加える。
（離島振興法の一部改正）	（豪雪地帯対策特別措置法(昭和三十七 年法律第七十三号)の一部を次のように改正す る。）
第八条　離島振興法(昭和二十八年法律第七十二 号)の一部を次のように改正する。	第十五条第一項第一号中「若しくは中学校又 に義務教育学校」に改め、同項第二号中「若しくは 中学校」を、「中学校若しくは義務教育学校」に 改める。
第十七条第七項第一号中「中学校」の下に「義 務教育学校」を加え、同項第一号中「若しくは中 学校」を、「中学校若しくは義務教育学校」に 改める。	（地震防災対策特別措置法の一部改正）
（地震防災対策特別措置法(平成七年法 律第一百十一号)の一部を次のように改正する。 第三条第一項第九号中「若しくは中学校」を 「中学校若しくは義務教育学校」に改める。	第十四条　地震防災対策特別措置法(平成七年法 律第一百十一号)の一部を次のように改正する。 第三条第一項第九号中「若しくは中学校」を 「中学校若しくは義務教育学校」に改める。
（地震防災対策特別措置法(平成七年法 律第一百十一号)の一部を次のように改正する。 第六条の二第一項及び第六条の三中「中学校」 の下に「義務教育学校」を加える。	第六条の二第一項及び第六条の三中「中学校」 の下に「義務教育学校」を加え、「若しくは中学校」を、「中学校若しくは義務教育学校」に改める。

## (過疎地域自立促進特別措置法の一部改正)

第十五条 過疎地域自立促進特別措置法(平成十二年法律第十五号)の一部を次のように改正す。

第十一項第二項中「又は中学校」を「中学校又は義務教育学校」に改める。

第十二条第一項第十八号中「若しくは中学校」を「中学校若しくは義務教育学校」に改める。

別表教育施設の項中「又は中学校」を「中学校又は義務教育学校」に改める。

(沖縄振興特別措置法の一部改正)

第十六条 沖縄振興特別措置法(平成十四年法律第十四号)の一部を次のように改正する。

第九十二条中「及び中学校」を「中学校及び義務教育学校」に、「かんがみ」を「鑑み」に改める。

(就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的提供の推進に関する法律の一部改正)

第十七条 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成十八年法律第七十七号)の一部を次のように改正す。

第十条第二項中「いう。」の下に「及び義務教育学校(学校教育法第一条に規定する義務教育学校をいう。)」を加える。

(障害のある児童及び生徒のための教科用特定図書等の普及の促進等に関する法律の一部改正)

第十八条 障害のある児童及び生徒のための教科用特定図書等の普及の促進等に関する法律(平成二十年法律第八十一号)の一部を次のように改正する。

第九条第一項中「及び中学校」を「中学校」に改め、「含む。以下同じ。」の下に「及び義務教

育学校を加える。

第十六条第一項第二号中「及び中学校」を「中学校及び義務教育学校」に改める。

(公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の一部改正)

第十九条 公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律(平成二十三年法律第十九号)の一部を次の

法律(平成二十三年法律第十九号)の一部を改正する。

附則第二項中「小学校」の下に「(義務教育学校の前期課程を含む。附則第五項において同じ。)」を、「中学校」の下に「義務教育学校の後期課程及び」を加える。

別表二十二の項中「中学校」の下に「義務教育学校の後期課程」を、「小学校」の下に「義務教育学校の前期課程及び」を加える。

第十二条地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律(一部改正)

第二十条 地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律(平成二十六年法律第五十一号)の一部を次のように改正する。

第九条のうち、公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律第三条第二項の改正規定中「含む」の下に「。次条第二項の改正規定中「義務教育学校の前期課程を含む」の下に「。次条第二項において同じ。」を、「中等教育学校の前期課程を含む」の下に「。同項」に改め、「中学校及び義務教育学校」に改める。

附則第三条第二項及び第三項中「中学校」の下に「義務教育学校」を加える。

## 理 由

学校教育制度の多様化及び弾力化を推進するため、小中一貫教育を実施することを目的とする義務教育学校の制度を設け、これに必要な教職員定数、教職員給与費及び施設費の負担並びに教員の免許等について所要の規定を整備するとともに、高等学校等の専攻科のうち文部科学大臣の定める基準を満たすものを修了した者が大学に編入学できる制度を創設する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

義務教育学校の修業年限は、九年とし、前期六年の前期課程及び後期三年の後期課程に区分すること。

(4) 前期課程及び後期課程の目標

義務教育学校の前期課程における教育は、心身の発達に応じて、義務教育として行われる普通教育のうち基礎的なものを施すことを実現するために必要な程度において義務教育として行われる普通教育の目標を達成するよう行われるものとし、義務教育学校の後期課程における教育は、前期課程における教育の基礎の上に、心身の発達に応じて、義務教育として行われる普通教育を施すことを実現するため、義務教育として行われる普通教育の目標を達成するよう行われるものとすること。

義務教育学校の前期課程及び後期課程に、心身の発達に応じて、義務教育として行われる普通教育を施すことを実現すること。

義務教育学校の教育課程の教育課程及び後期課程の改革を図るために、文部科学大臣が定める基準を満たすものを修了した者が大学に編入学できる制度を創設するものであり、その主な内容は次のとおりである。

1 学校教育法の一部改正

(1) 義務教育学校の創設

新たな学校の種類として、義務教育学校を設けること。

(2) 義務教育学校の目的及び目標

義務教育学校は、心身の発達に応じて、義務教育として行われる普通教育を基礎的なものから一貫して施すこと目

的とし、義務教育学校における教育は、この目的を実現するため、義務教育として行われる普通教育の目標を達成するよ

う行われるものとすること。

(3) 義務教育学校の修業年限並びに前期課

題提出に関する報告書

## 一 議案の目的及び要旨

本案は、学校教育制度の多様化及び弾力化を推進するため、小中一貫教育を実施することを目的とする義務教育学校の制度を設け、これに必要な教職員定数、教職員給与費及び施設費の負担並びに教員の免許等について所要の規定を整備するとともに、高等学校等の専攻科のうち文部科学大臣の定める基準を満たすものを修了した者が大学に編入学できる制度を創設するものであり、その主な内容は次のとおりである。

## 1 学校教育法の一部改正

(1) 義務教育学校

新設する学校の種類として、義務教育

学校を設けること。

(2) 義務教育学校の目的及び目標

義務教育学校は、心身の発達に応じて、義務教育として行われる普通教育を基礎的なものから一貫して施すこと目

的とし、義務教育学校における教育は、この目的を実現するため、義務教育として行われる普通教育の目標を達成するよ

う行われるものとすること。

(3) 義務教育学校の修業年限並びに前期課

## (5) 義務教育学校の教育課程

義務教育学校の前期課程及び後期課程の教育課程に関する事項は、(2)及び(4)に従い、文部科学大臣が定めるものとする

こと。

(6) その他

義務教育学校に係る設置廃止の認可、

就学義務、設置義務の履行及び高等学校

の入学資格等所要の規定を整備すること。

(7) 高等学校等の専攻科を修了した者の大学への編入学

高等学校等の専攻科の課程のうち文部科学大臣の定める基準を満たすものを修了した者は、大学に編入学することができるものとすること。

(8) 公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律の一部改正

公立の義務教育学校の学級編制及び教職員

定数の標準について、小学校又は中学校と同等の標準を定めること等。

3	市町村立学校職員給与負担法及び義務教育費国庫負担法の一部改正
(一) 市町村立学校職員給与負担法	市町村立の義務教育学校の教諭等の給料その他の給与等を、都道府県の負担の対象に加えること。
(二) 義務教育費国庫負担法	市町村立の義務教育学校の教職員の給与及び報酬等に要する経費を、国庫負担の対象に加えること。
4 義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律の一部改正	公立の義務教育学校における教室の不足を解消するための校舎の新築又は増築及び公立の義務教育学校の屋内運動場の新築又は増築に要する経費等を国庫負担の対象に加えること。
5 教育職員免許法の一部改正	(一) 義務教育学校の教員については、小学校の教員の免許状及び中学校の教員の免許状を有する者でなければならないものとすること。
6 施行期日等	(一) この法律は、平成二十八年四月一日から施行すること。ただし、(二)の規定は公布の日から施行すること。
(二) 義務教育学校の設置のため必要な手続その他の行為は、この法律の施行前においても行うことができるものとすること。	7 関係法律の一部改正等
二 議案の可決理由	学校教育制度の多様化及び弾力化を推進する

3	ため、小中一貫教育を実施することを目的とする義務教育学校の制度を設け、これに必要な教員定数、教職員給与費及び施設費の負担並びに教員の免許等について所要の規定を整備するとともに、高等学校等の専攻科のうち文部科学大臣の定める基準を満たすものを修了した者が大学に編入学できる制度を創設する本案は妥当なものと認め、可決すべきものと議決した次第である。
4 義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律の一部改正	なお、本案に対し、別紙のとおり附帯決議を付することに決した。
5 教育職員免許法の一部改正	右報告する。
6 施行期日等	平成二十七年五月二十九日
(一) 義務教育学校の教員については、小学校の教員の免許状及び中学校の教員の免許状を有する者でなければならないものとすること。	文部科学委員長 福井 照 衆議院議長 大島 理森殿 (別紙)
(二) 小学校の教諭の免許状又は中学校の教諭の免許状を有する者は、当分の間、それぞれ義務教育学校の前期課程又は後期課程の主幹教諭・指導教諭・教諭又は講師となることができるものとすること。	学校教育法等の一部を改正する法律案に対する附帯決議

3	事項について特段の配慮をすべきである。
4 義務教育の九年間の学びを地域ぐるみで支える新たな仕組みとしての義務教育学校となるよう、市町村教育委員会は、保護者や地域住民の理解と協力を得るための場として、学校運営協議会等の設置及び活用の推進に努めること。	政府及び関係者は、本法の施行に当たり、次の事項について特段の配慮をすべきである。
5 特許法等の一部を改正する法律案	一 義務教育の九年間の学びを地域ぐるみで支える新たな仕組みとしての義務教育学校となるよう、市町村教育委員会は、保護者や地域住民の理解と協力を得るための場として、学校運営協議会等の設置及び活用の推進に努めること。
6 経済産業大臣は、発明を奨励するため、産業構造審議会の意見を聴いて、前項の規定により考慮すべき状況等に関する事項について指針を定め、これを公表するものとする。	六 高等学校等専攻科から大学への編入学の実施に当たり、国は、大学の自主性を尊重しつつ、大学における学びの質が担保されるよう指針を示すなどの取組に努めること。
7 第二条 特許法(昭和三十四年法律第二百二十一号)の一部を改正する法律案	五 小中一貫教育の取組について、国は、各地域における実施上の課題を継続的に把握し、優れた取組事例を収集・分析した上でその情報提供に努めること。また、市町村教育委員会は、自らの方針や各学校の取組について積極的な説明に努めること。

3	第三十五条第二項中「あらかじめ」を「あらかじめ」に、「若しくは特許権を承継させ」を「を取得させ、使用者等に特許権を承継させ」に改め、同条第五項中「前項の対価」を「相当の利益」に、「対価を支払うことが同項」を「相当の利益を得る」と。
4 第一条 特許法(昭和三十四年法律第二百二十一号)の一部を改正する法律案	四 都道府県教育委員会は、他校種免許状の取得のための免許法認定講習の積極的な開講やその質の向上等を図ることにより、義務教育学校教員における小学校・中学校教員免許状の併有の促進に努めること。
5 第二条 特許法(昭和三十四年法律第二百二十一号)の一部を改正する法律案	五 小中一貫教育の取組について、国は、各地域における実施上の課題を継続的に把握し、優れた取組事例を収集・分析した上でその情報提供に努めること。また、市町村教育委員会は、自らの方針や各学校の取組について積極的な説明に努めること。
6 経済産業大臣は、発明を奨励するため、産業構造審議会の意見を聴いて、前項の規定により考慮すべき状況等に関する事項について指針を定め、これを公表するものとする。	六 高等学校等専攻科から大学への編入学の実施に当たり、国は、大学の自主性を尊重しつつ、大学における学びの質が担保されるよう指針を示すなどの取組に努めること。
7 第二条 特許法(昭和三十四年法律第二百二十一号)の一部を改正する法律案	五 小中一貫教育の取組について、国は、各地域における実施上の課題を継続的に把握し、優れた取組事例を収集・分析した上でその情報提供に努めること。また、市町村教育委員会は、自らの方針や各学校の取組について積極的な説明に努めること。

同項に規定する期間の経過後一年以内に限り、

同項を「経済産業省令で定める期間内に限り、

第二項に改め、同項を同条第六項とし、同条

第三項中「同項」を「第二項」に改め、「特許出願

は、」の下に「同項本文に規定する期間の経過の

時に」を加え、同項を同条第五項とし、同条第

二項の次に次の二項を加える。

3 特許庁長官は、前項本文に規定する期間

(同項ただし書の規定により外国語書面及び

外國語要約書面の翻訳文を提出することがで

きるときは、同項ただし書に規定する期間。

以下この条において同じ)内に同項に規定す

る外國語書面及び外國語要約書面の翻訳文の

提出がなかつたときは、外國語書面出願の出

願人に対し、その旨を通知しなければならな

い。

4 前項の規定による通知を受けた者は、経済

産業省令で定める期間内に限り、第二項に規

定する外國語書面及び外國語要約書面の翻訳

文を特許庁長官に提出することができる。

第三十八条の二を第三十八条の五とし、第三

(特許出願の日の認定)

第三十八条の二 特許庁長官は、特許出願が次

の各号のいずれかに該当する場合を除き、特

許出願に係る願書を提出した日を特許出願の

日として認定しなければならない。

一 特許を受けようとする旨の表示が明確で

ないと認められるとき。

二 特許出願人の氏名若しくは名称の記載が

なく、又はその記載が特許出願人を特定で

きる程度に明確でないと認められるとき。

三 明細書・外國語書面出願にあつては、明

細書に記載すべきものとされる事項を第三

十六条の二第一項の経済産業省令で定める

外國語で記載した書面。以下この条におい

て同じ)が添付されていないとき(次条第

一項に規定する方法により特許出願をする

ときを除く。)。

2 特許庁長官は、特許出願が前項各号のいず

れかに該当するときは、特許を受けようとする者に対し、特許出願について補完をするこ

とができる旨を通知しなければならない。

3 前項の規定による通知を受けた者は、経済

産業省令で定める期間内に限り、その補完を

することができる。

4 前項の規定により補完をするには、経済産

業省令で定めるところにより、手続の補完に

係る書面(以下「手続補完書」という。)を提出

しなければならない。ただし、同項の規定に

より明細書について補完をする場合には、手

続補完書の提出と同時に明細書を提出しなけ

ればならない。

5 第三項の規定により明細書について補完を

する場合には、手続補完書の提出と同時に第

三十六条第二項の必要な図面(外國語書面出

願にあつては、必要な図面でこれに含まれる

説明を第三十六条の二第一項の経済産業省令

で定める外國語で記載したもの。以下この条

において同じ)を提出することができる。

6 第二項の規定による通知を受けた者が第三

項に規定する期間内にその補完をしたとき

は、その特許出願は、手續補完書を提出した

時にしたものとみなす。この場合において、

特許庁長官は、手續補完書を提出した日を特

許出願の日として認定するものとする。

7 第四項ただし書の規定により提出された明

細書は願書に添付して提出したものと、第五

項の規定により提出された図面は願書に添付

して提出したものとみなす。

8 特許庁長官は、第二項の規定による通知を

受けた者が第三項に規定する期間内にその補

完をしないときは、その特許出願を却下する

ことができる。

9 特許を受けようとする者が第二項の規定に

よる通知を受ける前に、その通知を受けた場

合に執るべき手続を執ったときは、経済産業省令で定める場合を除き、当該手続は、その通知を受けたことにより執った手続とみなす。

(先の特許出願を参考すべき旨を主張する方法による特許出願)

第三十八条の三 特許を受けようとする者は、

外國語書面出願をする場合を除き、第三十六条第二項の規定にかかるらず、願書に明細書及び必要な図面を添付することなく、その者がした特許出願(外國においてしたもの)を含む。以下この条において「先の特許出願」という。)を参照すべき旨を主張する方法により、特許出願をすることができる。ただし、その特許出願が前条第一項第一号又は第二号に該当する場合は、この限りでない。

特許出願と同時に特許庁長官に提出し

なければならない。

(明細書又は図面の一部の記載が欠けている場合の通知等)

第三十八条の四 特許庁長官は、特許出願の日

の認定に際して、願書に添付されている明

細書又は図面(外國語書面出願にあつては、明

細書に記載すべきものとされる事項を第三十

六条の二第一項の経済産業省令で定める外國

語で記載した書面又は必要な図面でこれに含

なければならない。

2 前項に規定する方法により特許出願をしよ

うとする者は、その旨及び先の特許出願に関

し経済産業省令で定める事項を記載した書面

を当該特許出願と同時に特許庁長官に提出し

なければならない。

3 第一項に規定する方法により特許出願をし

た者は、経済産業省令で定める期間内に、當

該特許出願に係る願書に添付して提出すべき

明細書及び必要な図面並びに同項に規定する

方法における主張に係る先の特許出願に関し

経済産業省令で定める書類を提出しなければ

ならない。

4 前項の規定により提出された明細書及び図

面に記載した事項が、第一項に規定する方法

における主張に係る先の特許出願の願書に添

付した明細書、特許請求の範囲又は図面(当

該先の特許出願が、外國語書面出願である場

合にあつては外國語書面、外國においてした

ものである場合にあつてはその出願に際し提

出した書類であつて明細書、特許請求の範囲

又は図面に相当するもの)に記載した事項の範囲内にない場合は、その特許出願は、前条

第一項の規定にかかるらず、前項の規定により明細書及び図面を提出した時にしたものとみなす。

5 第三項の規定により提出された明細書及び

図面は、願書に添付して提出したものとみなす。

6 前各項の規定は、第四十四条第一項の規定

による特許出願の分割に係る新たな特許出

願、第四十六条第一項又は第二項の規定によ

る出願の変更に係る特許出願及び第四十六条

の二第一項の規定による実用新案登録に基づ

く特許出願については、適用しない。

(明細書又は図面の一部の記載が欠けている場合の通知等)

第三十八条の四 特許庁長官は、特許出願の日

の認定に際して、願書に添付されている明

細書又は図面(外國語書面出願にあつては、明

細書に記載すべきものとされる事項を第三十

六条の二第一項の経済産業省令で定める外國

語で記載した書面又は必要な図面でこれに含

なければならない。

2 前項の規定による通知を受けた者は、経済

産業省令で定める期間内に限り、明細書又は

図面に通知しなければならない。

3 前項の規定による通知を受けた者は、経済

産業省令で定める期間内に限り、明細書又は

図面について補完をすることができる。

4 第一項の規定による通知を受けた者が第二

項に規定する期間内にその補完をしたとき

は、その特許出願は、第三十八条の二第一項

に規定する期間内にその補完をしたとき

は、その特許出願は、第三十八条の二第一項

に規定する期間内にその補完をしたとき

は、その特許出願は、第三十八条の二第一項

に規定する期間内にその補完をしたとき

は、その特許出願は、第三十八条の二第一項

に規定する期間内にその補完をしたとき

は、その特許出願は、第三十八条の二第一項

に規定する期間内にその補完をしたとき

し、その補完が第四十一条第一項の規定による優先権の主張又は第四十三条第一項、第四十三条の二第一項(第四十三条の三第三項において準用する場合を含む)若しくは第四十条の三第一項若しくは第二項の規定による優先権の主張を伴う特許出願に係るものであつて、かつ、前項の規定により提出した明細書等補完書に記載した内容が経済産業省令で定める範囲内にあるときは、この限りでない。

5 第二項の補完をした特許出願が、第三十八条の二第一項第一号又は第二号に該当する場合であつて、その補完に係る手続補完書を第三項の規定により明細書等補完書を提出した後に出願したときは、その特許出願は、前項の規定にかかるらず、当該手続補完書を提出した時にしたものとみなす。

6 第二項の規定によりその補完をした明細書又は図面は、願書に添付して提出したものとみなす。

7 第二項の補完をした者は、経済産業省令で定める期間内に限り、第三項の規定により提出した明細書等補完書を取り下げることができる。

8 前項の規定による明細書等補完書の取下げがあつたときは、その補完は、されなかつたものとみなす。

9 第三十八条の二第九項の規定は、第一項の規定による通知を受ける前に執つた手続に準用する。

10 前各項の規定は、第四十四条第一項の規定による特許出願の分割に係る新たな特許出願、第四十六条第一項又は第二項の規定による出願の変更に係る特許出願及び第四十六条の二第一項の規定による実用新案登録に基づく特許出願については、適用しない。

第四十三条第七項中「第一項の規定による優先権の主張をした者が」を「第七項又は」に、「を提出した」を「の提出があつた」に改め、同項を同条第九項とし、同条第六項中「第二項に規定する書類又は前項に規定する書類を提出する者」を「第六項の規定による通知を受けた者」に、「より第二項」を「より前項」に、「その書類又は書面を提出する」を「第二項に規定する書類又は第五項に規定する書面を提出する」に改め、「同項又は」を削り、「その理由がなくなつた日から十四日(在例外にあつては、一月)以内でその期間の経過後六月以内に」を「経済産業省令で定める期間内に」に改め、同項を同条第八項とし、同条第五項の次に次の二項を加える。

6 特許庁長官は、第二項に規定する期間内に同項に規定する書類又は前項に規定する書面の提出がなかつたときは、第一項の規定による優先権の主張をした者に対し、その旨を通知しなければならない。

7 前項の規定による通知を受けた者は、経済産業省令で定める期間内に限り、第二項に規定する書類又は第五項に規定する書面を特許庁長官に提出することができる。

第四十八条の三第五項中「その理由がなくなつた日から二月以内で同項に規定する期間の経過後一年以内」を「経済産業省令で定める期間内に改める。

6 前項の規定により取り下されたものとみなされた国際特許出願人は、第四項に規定する期間内に特許管理人の選任の届出をすることができなかつたことについて正当な理由に次の二項を加える。

4 前項の規定による通知を受けた者は、経済産業省令で定める期間内に限り、特許管理人を選任して特許庁長官に届け出ることができる。

3 特許庁長官は、前項に規定する期間内に特られた届出とみなす。

7 第百八十四条の十一第二項の次に次の二項を加える。

第百八十四条の四第四項中「その理由がなくなつた日から二月以内でその期間の経過後一年以内」を「経済産業省令で定める期間内に改める。

6 前項の規定により取り下されたものとみなされた国際特許出願人は、第四項に規定する期間内に特許管理人の選任の届出をすることができなかつたことについて正当な理由に次の二項を加える。

4 前項の規定による通知を受けた者は、経済産業省令で定める期間内に限り、特許管理人を選任して特許庁長官に届け出ることができる。

3 特許庁長官は、前項に規定する期間内に特られた届出とみなす。

7 第百八十四条の十一第二項の次に次の二項を加える。

4 前項の規定による通知を受けた者は、経済産業省令で定める期間内に限り、特許管理人を選任して特許庁長官に届け出(実用新案法の一部改正)

第一条 実用新案法(昭和三十四年法律第百二十三号)の一部を次のように改正する。

第三十六条中「利害関係人」を特許料を納付すべき者以外の者に改める。

別表中第十号を第十一号とし、第四号から第九号までを一号ずつ繰り下げ、第二号の次に次の二号を加える。

四 第二条の五第一項において準用する特許法第五条第三項の規定による期間の延長を請求する者の規定につき四千二百円

(意匠法の一部改正)  
第三条 意匠法(昭和三十四年法律第二百二十五号)の一部を次のように改正する。

第十五条第一項中「第六項及び第七項」を「第八項及び第九項」に改め、「三月」との下に「同条第八項中「第六項の規定による通知を受けた者」とあるのは「第二項に規定する書類を提出する者」と、前項とあるのは「同項」とを加える。

第四十三条第四項中「規定する期間」の下に「前項の規定による期間の延長があつたときは、延長後の期間」を加え、「同項」を「第一項」に改め、同条の次に次の一条を加える。

(利害関係人による登録料の納付)  
第四十三条の二 利害関係人は、納付すべき者の意に反しても、登録料を納付することができる。

2 前項の規定により登録料を納付した利害関係人は、納付すべき者が現に利益を受ける限度においてその費用の償還を請求することができる。

第三条第二項に改め、同条第四項中「前条第二項」を「第四十三条第二項」に、「さかのばつて」を「遡つて」に改める。

第四十五条中「第一百十条(利害関係人による特許料の納付)及び」を削る。

第四十四条第一項中「前条第二項」を「第四十一条第一項中「第六項及び第七項」を「及び第七項から第九項まで」に改め、「同条第二項」の下に「明細書、特許請求の範囲若しくは実用新案登録請求の範囲及び図面」とあるのは「商標登録を受けようとする商標及び指定商品又は指定役務を記載したもの」と、を「三月」との下に「同条第七項中「前項の規定による通知を受けた者は」とあるのは「第二項に規定する書類を提出する者は、同項に規定する期間内に同項に規定する書類を提出することができないときは、その期間が経過した後であつても、経済産業省令で定める期間内に限り、経済産業省令で定めるところにより、その登録料を納付することができる。

第六十条の十第一項中「第六項及び第七項」を「第八項及び第九項」に改め、同条第二項中「第六項及び第七項」を「第八項及び第九項」に、「とあるのは、」を「とあるのは、」に改め、「期間内に通知を受けた者」とあるのは「第二項に規定する書類を提出する者は、同項に規定する期間内にその書類を提出する者」と、前項とあるのは「同項」とを加える。

第六十八条第一項中「から第五条まで」を「第四条並びに第五条第一項及び第二項」に、「第六十九条第一項」を「第四十六条の二第一項」として、同条第五項中「第二項」を「第七項」に改め、同項を同条第九項とし、同条第三項及び第四項を削除する。

項第三号、第二百八条第一項、第二百二十一條第一項若しくは第二百七十三条第一項に、「第四十六条第一項」を「第四十三条第一項」に、「第四十六条第一項若しくは第二百七十七条第一項」を「第四十二条第一項」に、「及び第四項」を「及び第五項」に改め、同項を同条第七項とし、同項を次の一項を加える。

第一項、第四十六条第一項若しくは第二百七十七条第一項又は同法第五十八条第一項において準用する第二百七十三条第一項に改める。

(商標法の一部改正)  
第四条 商標法(昭和三十四年法律第二百二十七号)の一部を次のように改正する。

第九条第二項中「次項」の下に「及び第四項」を加え、同条第三項中「前項に規定する」を「前項の規定により証明書を提出することができる」と改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 証明書を提出する者が前項に規定する期間内に証明書を提出することができないときは、その期間が経過した後であつても、経済産業省令で定める期間内に限り、経済産業省令で定めるところにより、その証明書を特許庁長官に提出することができる。

第四十条第一項中「三万七千六百円」を「二万八千二百円」に改め、同条第二項中「四万八千五百円」を「三万八千八百円」に改める。

4 登録料を納付すべき者は、第一項に規定する期間(前項の規定による期間の延長があつたときは、延長後の期間)内にその登録料を納付することができないときは、その期間が経過した後であつても、経済産業省令で定めた期間内に限り、絏済産業省令で定めるところにより、その登録料を納付することができる。

第五項に改め、同条第二項中「四万八千五百円」を「三万八千八百円」に改め、同条第三項中「明細書、特許請求の範囲若しくは実用新案登録請求の範囲及び図面」とあるのは「商標登録を受けようとする商標及び指定商品又は指定役務を記載したもの」と、を「三月」との下に「同条第七項中「前項の規定による通知を受けた者は」とあるのは「第二項に規定する書類を提出する者は、同項に規定する期間内にその書類を提出することができないときは、その期間が経過した後であつても、絏済産業省令で定めるところにより、その登録料を納付することができる。

6 登録料を納付すべき者がその責めに帰することができない理由により、前項の規定により登録料を納付することができる期間内にその登録料を納付することができないときは、同項の規定にかかるわらず、その理由がなくなつた日から十四日(在例外者にあつては、二月)以内でその期間の経過後六月以内にその登録料を納付することができる。

7 第一項の規定により商標権の存続期間の満了前五年までに納付すべき登録料(以下「後期分割登録料」という。)を納付すべき者は、後期分割登録料を納付すべき期間内に後期分割登録料を納付することができないときは、そ

類」と、「その書類又は書面」とあるのは「その書類と、同条第九項中「第二項に規定する書類又は第五項に規定する書面」とあるのは「第二項に規定する書類」とを加える。

第一項、第四十六条第一項若しくは第二百七十七条第一項又は同法第五十八条第一項において準用する第二百七十三条第一項に「その期間の経過後六月以内」を経済産業省令で定める期間内に改める。

第二十一条第一項中「その理由がなくなつた日から二月以内でその期間の経過後六月以内」を経済産業省令で定める期間内に改める。

第二十二条第一項及び第二項中「四万八千五百円」を「三万八千八百円」に改め、同条第二項の二第二項」を「第四十一条の二第七項」に改める。

第四十条第一項中「三万七千六百円」を「二万八千二百円」に改め、同条第二項中「四万八千五百円」を「三万八千八百円」に改め、同条第三項中「明細書、特許請求の範囲若しくは実用新案登録請求の範囲及び図面」とあるのは「商標登録を受けようとする商標及び指定商品又は指定役務を記載したもの」と、を「三月」との下に「同条第七項中「前項の規定による通知を受けた者は」とあるのは「第二項に規定する書類を提出する者は、同項に規定する期間内にその書類を提出することができないときは、その期間が経過した後であつても、絏済産業省令で定めるところにより、その登録料を納付することができる。

5 第一項の規定により商標権の存続期間の満了前五年までに納付すべき登録料(以下「後期分割登録料」という。)を納付すべき者は、後期分割登録料を納付すべき期間内に後期分割登録料を納付することができないときは、そ

り、同条第二項中「二万八千三百円」を「二万二千六百円」に改め、同項を同条第七項とし、同項の次の一項を加える。

8 第五項及び第六項の規定は、前項の規定により商標権の存続期間の満了前五年までに納付すべき登録料を追納する場合に準用する。

この場合において、第五項中「第一項」とあるのは、「第七項」と読み替えるものとする。

第四十二条の二第二項の次に次の五項を加える。

2 特許庁長官は、前項の規定により商標登録をすべき旨の査定又は審決の謄本の送達があった日から三十日以内に納付すべき登録料(以下「前期分割登録料」という。)を納付すべき者の請求により、三十日以内に限り、同項に規定する期間を延長することができる。

3 前期分割登録料を納付すべき者は、前項に規定する期間内に前期分割登録料を納付することができないときは、その期間が経過した後であつたときは、絏済産業省令で定めるところにより、前項の規定により、前項に規定する期間内に前期分割登録料を納付すべき登録料を納付することができる。

4 前期分割登録料を納付すべき者がその責めに帰することができない理由により、前項の規定により前項分割登録料を納付することができる。

5 第一項の規定により商標権の存続期間の満了前五年までに納付すべき登録料(以下「後期分割登録料」という。)を納付すべき者は、後期分割登録料を納付すべき期間内に後期分割登録料を納付することができないときは、そ

経過後六月以内に後期分割登録料を追納することができる。

6 前項の規定により後期分割登録料を追納することができる期間内に後期分割登録料及び

第四十三条第三項の割増登録料の納付がなかつたときは、その商標権は、存続期間の満了前五年の日に遡つて消滅したものとみなす。

第四十一条の三を第四十一条の五とし、第四十二条の二の次に次の二条を加える。

(後期分割登録料等の追納による商標権の回復)

第四十一条の三 前条第六項の規定により消滅したものとみなされた商標権の原商標権者は、同条第五項の規定により後期分割登録料を追納することができる期間内に後期分割登録料及び第四十三条第三項の割増登録料を納付することができなかつたことについて正当な理由があるときは、經濟産業省令で定める期間内に限り、その後期分割登録料及び割増登録料を追納することができる。

2 前項の規定による後期分割登録料及び第四十三条第三項の割増登録料の追納があつたときは、その商標権は、存続期間の満了前五年の日の前日の経過の時に遡つて存続していたものとみなす。

3 前二項の規定は、前条第七項の規定により商標権の存続期間の満了前五年までに納付すべき登録料及び第四十三条第三項の割増登録料を追納する場合に準用する。

(後期分割登録料等の追納により回復した商標権の効力の制限)

第四十一条の四 前条第二項の規定により回復した商標権の効力は、第四十一条の二第五項の規定により後期分割登録料を追納することができる期間の経過後前条第二項の規定により回復した商標権が存続していたものとみなされた旨の登録がされる前における次に掲げる行為には、及ばない。

第六十六条に次の二項を加える。

5 第四十一条の二第六項の規定により商標権の登録が消滅したものとみなされた場合において、

一 当該指定商品又は指定役務についての当該登録商標の使用

二 第三十七条各号に掲げる行為

2 前項の規定は、前条第三項において準用する同条第二項の規定により回復した商標権の効力について準用する。

第四十二条第一項第二号中「又は第二項」を「又は第七項」に改める。

第四十三条第二項中「第四十一条の二第二項」を「第四十一条の二第七項」に、「同条第二項」を「同条第七項」に改め、同条第三項中「第四十一条の二第三項」を「第四十一条の二第五項」(同条の二第三項)を「第四十一条の二第二項」に改める。

第八項において準用する場合を含む。」に、「第二項」を「第七項」に改める。

第六十五条の三第三項中「その理由がなくなつた日から二月以内でその期間の経過後六月以内」を「經濟産業省令で定める期間内」に改め  
る。

第六十五条の七第一項中「三万七千六百円」を「二万八千二百円」に改め、同条第二項中「四万一千八百円」を「三万三千四百円」に改める。

第六十五条の八第四項中「第一項又は第二項に規定する」を「前項の規定により登録料を納付することができる」に、「これら」を「同項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の一項を加える。

4 登録料を納付すべき者が第一項又は第二項に規定する期間(前項の規定による期間の延長があつたときは、延長後の期間)内にその登録料を納付することができないときは、そ

れども、その登録料を納付することができることと認められることは、その登録料を納付することができる場合に応じ当該各号に定める金額に改め、同項に次の各号を加える。

5 第九条第三項、第十三条第一項において準用する特許法第四十三条第七項、第四十一条第三項、第四十二条第一項第二号中「三万七千六百円」を「二万八千二百円」に改め、同条第五項中「四万八千五百円」を「三万八千八百円」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の一項を加える。

第六十八条の三十第一項第二号中「三万七千六百円」を「二万八千二百円」に改め、同条第五項中「四万八千五百円」を「三万八千八百円」に改め、同項を同条第五項の次に次の一項を加える。

第六十九条第三項、第十三条第一項において準用する特許法第四十三条第七項、第四十一条第三項、第四十二条第一項第二号中「三万七千六百円」を「二万八千二百円」に改め、同項を同条第三項の次に次の一項を加える。

第七十条第三項、第十三条第一項において準用する特許法第四十三条第七項、第四十一条第三項、第四十二条第一項第二号中「三万七千六百円」を「二万八千二百円」に改め、同項を同条第三項の次に次の一項を加える。

第七十一条第三項、第十三条第一項において準用する特許法第四十三条第七項、第四十一条第三項、第四十二条第一項第二号中「三万七千六百円」を「二万八千二百円」に改め、同項を同条第三項の次に次の一項を加える。

第七十二条第三項、第十三条第一項において準用する特許法第四十三条第七項、第四十一条第三項、第四十二条第一項第二号中「三万七千六百円」を「二万八千二百円」に改め、同項を同条第三項の次に次の一項を加える。

第七十三条第三項、第十三条第一項において準用する特許法第四十三条第七項、第四十一条第三項、第四十二条第一項第二号中「三万七千六百円」を「二万八千二百円」に改め、同項を同条第三項の次に次の一項を加える。

第七十四条第三項、第十三条第一項において準用する特許法第四十三条第七項、第四十一条第三項、第四十二条第一項第二号中「三万七千六百円」を「二万八千二百円」に改め、同項を同条第三項の次に次の一項を加える。

第七十五条第三項、第十三条第一項において準用する特許法第四十三条第七項、第四十一条第三項、第四十二条第一項第二号中「三万七千六百円」を「二万八千二百円」に改め、同項を同条第三項の次に次の一項を加える。

第七十六条第三項、第十三条第一項において準用する特許法第四十三条第七項、第四十一条第三項、第四十二条第一項第二号中「三万七千六百円」を「二万八千二百円」に改め、同項を同条第三項の次に次の一項を加える。

第七十七条第三項、第十三条第一項において準用する特許法第四十三条第七項、第四十一条第三項、第四十二条第一項第二号中「三万七千六百円」を「二万八千二百円」に改め、同項を同条第三項の次に次の一項を加える。

第四十一条の三第二項の規定により回復した当該商標権に係る防護標章登録に基づく権利の効力は、第四十一条の二第五項の規定により後期分割登録料を追納することができる期間の経過後第四十一条の三第二項の規定により商標権が存続していたものとみなされた旨の登録がされる前における次条各号に掲げる行為には、及ばない。

第六項において準用する場合を含む。」を「第七項」に改める。

第七十七条第二項中「第四十一条の二第二項」を「第四十一条の二第七項」に、「中」できないものの「及び「に該当するものを除く。」を削る。

第六項において準用する場合を含む。」を「第七項」に改め、「中」第三十八条の二第一項各号」に改め、「できないもの」及び「に該当するものを除く。」を削る。

める。

第七十五条第二項第四号中「第四十一条の二第四項」を「第四十一条の二第六項(同条第八項において準用する場合を含む。)」に改める。

第七十六条第一項第二号中「第四十一条の二第七項」を「第四十一条の二第二項」に改める。

第七十七条第二項中「第四十一条の二第二項」を「第四十一条の二第七項」に改める。

第七十八条第二項中「第四十一条の二第二項」を「第四十一条の二第七項」に改める。

第七十九条第二項中「第四十一条の二第二項」を「第四十一条の二第七項」に改める。

第八十条第二項中「第四十一条の二第二項」を「第四十一条の二第七項」に改める。

第八十一条第二項中「第四十一条の二第二項」を「第四十一条の二第七項」に改める。

第八十二条第二項中「第四十一条の二第二項」を「第四十一条の二第七項」に改める。

第八十三条第二項中「第四十一条の二第二項」を「第四十一条の二第七項」に改める。

第八十四条第二項中「第四十一条の二第二項」を「第四十一条の二第七項」に改める。

第八十五条第二項中「第四十一条の二第二項」を「第四十一条の二第七項」に改める。

第八十六条第二項中「第四十一条の二第二項」を「第四十一条の二第七項」に改める。

第八十七条第二項中「第四十一条の二第二項」を「第四十一条の二第七項」に改める。

第八十八条第二項中「第四十一条の二第二項」を「第四十一条の二第七項」に改める。

第八十九条第二項中「第四十一条の二第二項」を「第四十一条の二第七項」に改める。

第九十条第二項中「第四十一条の二第二項」を「第四十一条の二第七項」に改める。

第九十一条第二項中「第四十一条の二第二項」を「第四十一条の二第七項」に改める。

第九十二条第二項中「第四十一条の二第二項」を「第四十一条の二第七項」に改める。

第九十三条第二項中「第四十一条の二第二項」を「第四十一条の二第七項」に改める。

第九十四条第二項中「第四十一条の二第二項」を「第四十一条の二第七項」に改める。

第九十五条第二項中「第四十一条の二第二項」を「第四十一条の二第七項」に改める。

一 特許庁が国際調査をする国際出願をする者 イ 明細書及び請求の範囲が日本語で作成さ れている場合	口 明細書及び請求の範囲が第三条第一項の 経済産業省令で定める外国語で作成されて いる場合
一件につき 十四万三千円 円	一件につき 二十二万千円 金額

第十八条第二項の表三の項を次のように改める。

三 國際予備審査の請求をする者 イ 一の項第二欄口に掲げる場合	口 一の項第二欄口に掲げる場合
一件につき 四万八千円 円	一件につき 七万七千円 金額

(経済産業省設置法の一部改正)

第六条 経済産業省設置法(平成十一年法律第九  
十九号)の一部を次のように改正する。第七条第一項第六号中「工場立地法」を「特許  
法(昭和三十四年法律第二百二十一号)、工場立地  
法に改め、「自転車競技法(昭和二十三年法  
律第二百九号)、小型自動車競走法(昭和二十五  
年法律第二百八号)」を削る。

## (施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年  
を超えない範囲内において政令で定める日から  
施行する。

(特許法の一部改正に伴う経過措置)

第二条 第一条の規定による改正後の特許法(以  
下「新特許法」という。)第五条第三項の規定は、  
この法律の施行の日(以下「施行日」という。)前  
に第一条の規定による改正前の特許法(以下「旧  
特許法」という。)の規定により特許庁長官、審  
判長又は審査官が指定した手続をすべき期間を  
経過している手続については適用しない。  
2 新特許法第三十六条の二第二項の規定は、施を経過している特許出願については、適用しな  
い。6 新特許法第四十三条第八項及び第九項の規定  
は、施行日以後に同条第七項に規定する期間を  
経過する特許出願について適用し、施行日前に  
旧特許法第四十三条第二項に規定する期間を経  
過している特許出願については、なお従前の例によ  
る。7 施行日前に既に納付した特許料又は施行日前  
に納付すべきであった特許料施行日前に旧特  
許法第一百九条の規定によりその納付が猶予され  
たものを含む。)については、なお従前の例によ  
る。8 新特許法第一百八十四条の十一第三項及び第六  
項の規定は、施行日前に旧特許法第一百八十四条  
の十一第三項の規定により取り下げられたもの  
とみなされた国際特許出願については、適用し  
ない。

(商標法の一部改正に伴う経過措置)

第三条 第四条の規定による改正後の商標法(以  
下この条及び附則第六条において「新商標法」と  
いう。)第九条第三項の規定は、施行日前に第四  
条の規定による改正前の商標法(以下この条に  
おいて「旧商標法」という。)第九条第二項に規定  
する期間を経過している商標登録出願について  
は、適用しない。2 新商標法第九条第四項の規定は、施行日以後  
に同条第三項に規定する期間を経過する商標登  
録出願について適用し、施行日前に旧商標法第  
九条第二項に規定する期間を経過している商標  
登録出願については、なお従前の例による。4 新特許法第三十六条の二第六項及び第七項の  
規定は、施行日以後に同条第四項に規定する期  
間を経過する特許出願について適用し、施行日準用する新特許法第四十三条第八項の規定は、  
施行日以後に新商標法第十三条第一項において  
読み替えて準用する新特許法第四十三条第七項  
に規定する期間を経過する商標登録出願につい  
て適用し、施行日前に旧商標法第十三条第一項  
において読み替えて準用する旧特許法第四十三  
条第二項に規定する期間を経過している商標登  
録出願については、なお従前の例による。5 施行日前に既に納付した登録料若しくは個別手  
数料については、なお従前の例による。6 新商標法第四十一条第三項の規定は、施行日  
前に旧商標法第四十一条第一項に規定する期間  
(同条第二項の規定による期間の延長があつた  
場合)は、延長後の期間)を経過している商標登  
録出願に係る登録料の納付については、適用し  
ない。7 新商標法第四十一条第四項の規定は、施行日  
以後に同条第三項に規定する期間を経過する商  
標登録出願に係る登録料の納付について適用し、  
施行日前に旧商標法第四十一条第一項に規定す  
る期間(同条第二項の規定による期間の延  
長があつた場合は、延長後の期間)を経過して  
いる商標登録出願に係る登録料の納付について  
は、適用しない。8 新商標法第四十二条の二第三項の規定は、施  
行日前に商標登録をすべき旨の査定又は審決の  
送達があつた日から三十日以内(旧商標法第四  
十一条の二第六項において準用する旧商標法第  
四十二条第二項の規定による期間の延長があつ  
た場合は、延長後の期間内)を経過している商  
標登録出願に係る登録料の納付については、適  
用しない。3 新商標法第十三条第一項において読み替えて  
準用する新特許法第四十三条第七項の規定は、  
施行日前に旧商標法第十三条第一項において読み  
替えて準用する旧特許法第四十三条第二項に  
規定する期間を経過している商標登録出願につ  
いては、適用しない。

9 新商標法第六十五条の八第四項の規定は、施

行日前に旧商標法第六十五条の八第一項又は第



の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講じること。

## 二 議案の可決理由

本案は、我が国のイノベーションを促進するため、知的財産の適切な保護・活用を実現するための環境整備を図るための措置として妥当なものと認め、これを可決すべきものと議決した次第である。

なお、本案に対し、別紙のとおり附帯決議を付することに決した。

右報告する。

平成二十七年五月二十九日

衆議院議長 大島 理森殿

江田 康幸

〔別紙〕

## 附帯決議 特許法等の一部を改正する法律案に対する見直し

政府は、本法施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講ずべきである。

一 職務発明制度の見直しについては、従業者と使用者の双方の発明のインセンティブの向上という本見直しの目的を含め、本改正内容について広く国民に対し周知徹底を図るとともに、特に中小企業における職務発明規程の整備に係る相談・支援体制の充実を図ること。

二 職務発明制度に係る相当の利益については、現行の職務発明制度における法定対価請求権と実質的に同等の権利となるよう保障すべく、「指針」において企業による従業者等の研究開発に係るインセンティブを高めるための創意工夫が生かされるとともに、職務発明制度に係る苦情処理のあり方等について明示するなど、企業の予見可能性と従業者等の待遇との均衡を図るよう適切な措置を講じること。さらに、経済社会情勢の変化等を踏まえ、従業者等のイン

セントタイプへの影響など本法の運用について、適宜調査・検証を行い、必要に応じ見直しを行うこと。

## 三 特許料等の引下げ及びPCT国際出願の料金体系の見直し

特に係る中小・小規模企業等の負担軽減が我が国企業の国際競争力及び知財戦略の一層の支援強化を図る上で的重要性に鑑み、附則の見直し期間にかかるらず施行状況を見つつ、適宜検討・見直しを行うこと。

## 四 特許特別会計において、収支バランスを適切に確保することが重要であることに鑑み、これまでの特別会計改革の議論や会計検査院の指摘を踏まえ、今後とも、可能な限り利用者の負担軽減に努めるとともに、特許料等のあり方について、適宜、柔軟な見直しを行うこと。

五 知的財産の裾野を拡大する観点から、中小企業の知的財産活動を支援するため、「知財総合支援窓口」の一層の強化拡充を図るとともに、海外展開を指向する中小企業の知的財産の権利化及び模倣品対策に係る支援策のさらなる強化を図ること。